
肝付町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月



肝付町

肝付町公共施設等総合管理計画

目次

第1章 公共施設等総合管理計画作成の背景	1
1. 背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
第2章 肝付町の概況	3
1. 肝付町の概要	3
2. 肝付町の人口	6
3. 肝付町の財政状況	15
第3章 公共施設等の現状と将来の見通し	23
1. 公共施設の分類	23
2. 対象施設の配置状況等の整理	25
3. 公共施設の将来更新費用の推計	40
4. 土木インフラの現状と将来更新費用の推計	42
第4章 公共施設等の管理に関する基本的な方針	44
1. 公共施設等の課題	44
2. 基本方針のまとめ	45
3. 維持管理・更新費用の削減目標の設定	47
4. 公共施設等の維持管理方針	47
5. インフラ系施設に関する類型ごとの基本方針	57

第5章 公共施設等の類型別方針	59
1. 類型別方針.....	59
第6章 個別計画策定に向けて	66
1. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について.....	66
2. 保有施設の再分類.....	66
3. 保有施設の簡易評価.....	72
4. 整備方針から見た配置状況.....	76
5. 地域別に見た簡易評価の結果.....	78
6. 個別計画策定の整備方針.....	79
第7章 計画の推進	83
1. 推進体制.....	83
2. 計画の進め方.....	84

第 1 章 公共施設等総合管理計画作成の背景

1. 背景

我が国の公共施設は、高度経済成長期に整備された物が多く、既に更新時期を迎えたものや、早急な老朽化対策、耐震化が求められているものなどがあり、その施設は今後増加し続ける見込みである。

日本全国における総人口の減少、少子化・超高齢化社会の到来、行政における財政状況のひっ迫、公共施設の老朽化、大規模自然災害の発生など地球規模での環境の変化、ICT（情報通信技術）の発展、住民ニーズの多様化、さらには防災意識の高揚等、これまで以上に地方自治体の施設管理、そして行政サービスの在り方に対する認識と仕組みの変化が求められている。

一方、インフラ系の公共施設においても経年変化等による損傷・劣化が進んでおり、将来的な修繕予測を想定した維持管理計画や予防保全型の維持管理による長寿命化対策が求められている。

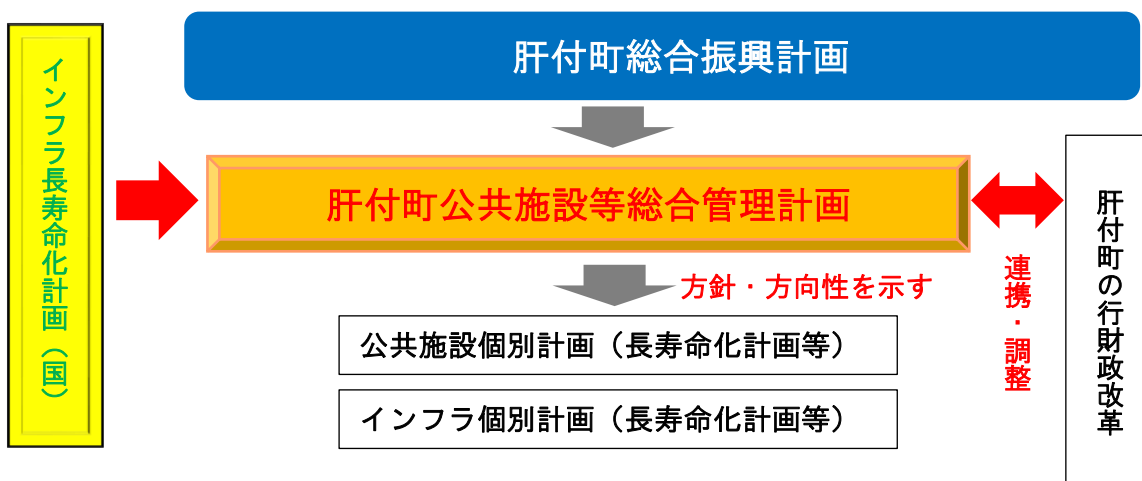
このような状況を受け、国は本格的かつ持続可能な施設管理に取り組むべく、平成 25 年 11 月 29 日付けで国土交通省から「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）が示され、また平成 26 年 4 月 22 日には総務省から「公共施設等総合管理計画の策定要請」が各都道府県知事と各市町村長に通達されている。

肝付町（以降「本町」と言う。）においても公共施設は 1970 年代後半から徐々に整備されてきており、今後これら施設の大規模改修や修繕、建替えを考慮すると、大きな財政負担となることが見込まれる。さらに本町では人口減少と高齢化が進行中であり、40 年先には現在の人口から 4 割ほど減少となり、高齢化率は 15 歳未満の年少人口率の 2 倍以上になると予測されている。本町では、社会経済情勢の背景や課題を整理した上で、次世代にとっても安全で安心な公共施設等の整備を目指し、必要となる各施設の維持管理や再整備に関する方針を検討していくため、公共施設等の効率的な施設管理を計画する必要がある。

本町はこれら課題への対策が重要であると考え、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するべく、「肝付町公共施設等総合管理計画」を策定するものとする。

2. 計画の位置づけ

「肝付町公共施設等総合管理計画」は、本町の最上位計画である「肝付町総合振興計画」の下位に位置する計画であり、本町の行財政改革と連携・調整を図りつつ、本町の全公共施設等の基本的な方針・方向性を示すものである。



3. 計画期間

本計画の期間は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、2017年度（平成29年度）を初年度とし、2056年度（平成68年度）までの40年間の将来推計に基づき策定する。当初の平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10年を第1期として、以後10年間ごとに第2期～第4期に分け、本町の公共施設についての計画について検討するものとする。

なお、計画のローリングについては、期(10年)ごとに見直しを行うことを基本とするとともに、上位関連計画や社会情勢の大きな変化、また歳入歳出の状況や制度の変更等、試算の前提条件における変更が生じた場合においても適宜見直しを行うものとする。

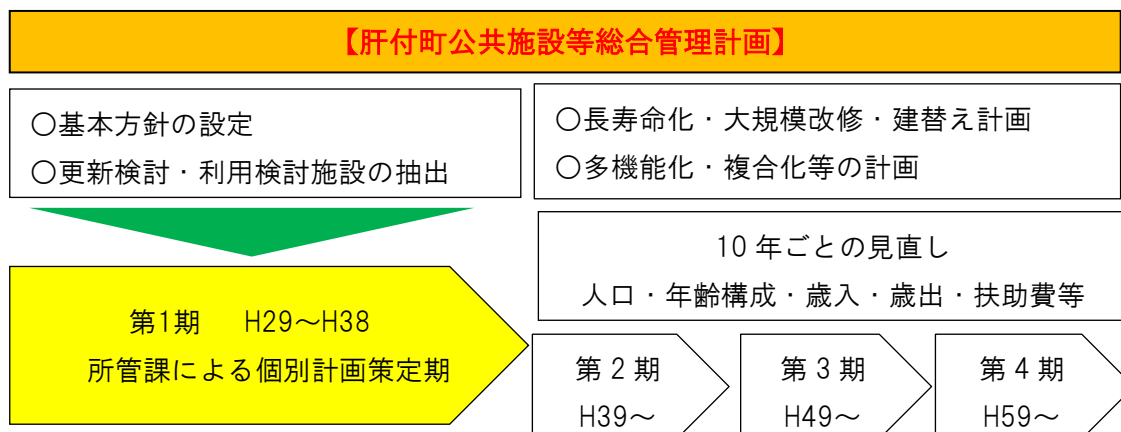


図 計画期間設定

第2章 肝付町の概況

1. 肝付町の概要

(1) 位置と地勢

本町は、総面積 308.1k m²を有し、大隅半島の南東部に位置している。中央に国見山系を、北部は鹿屋市と隣接し、笠ノ原台地（シラス台地）や肝属平野が広がっている。

また、高隈山系や国見山系を源に発する肝属川が流れ、志布志湾に注ぎ込んでいる。東部には志布志湾や内之浦湾を含む太平洋の美しい海岸線がつづき、南西部は錦江町等に隣接している。

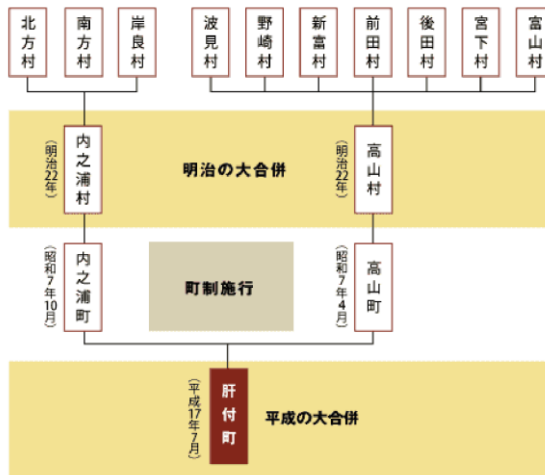


(2) 沿革

平成 17 年 7 月 1 日、高山町と内之浦町が合併して肝付町が誕生した。

両町はともに、古くは「肝付氏」「島津氏」の治下にあったが、明治 4 年の廃藩置県と同時に都城県の治下におかれ、明治 8 年に都城県から鹿児島県に編入されている。

明治 22 年の地方制度改正では高山村と内之浦村となり、昭和 7 年に高山町・内之浦町としてそれぞれ町制を施行、そして、平成の大合併により 2 町が合併して「肝付町」を施行している。



(3) 土地利用

本町の土地利用は、町域の大部分は森林となっており、肝属平野や内之浦湾、岸良海岸などに面するわずかな平地に田、その他の農用地、建物用地などが集まって存在している。海岸沿いに建物用地やその他の農用地、荒地が点在している。

町域の50%超に相当する約163 km²が国有林となっており、また町域の約9%に相当する約27 km²が農振農用地に指定されているなど、森林、農地には土地利用に関する一定の制限がかかっている。

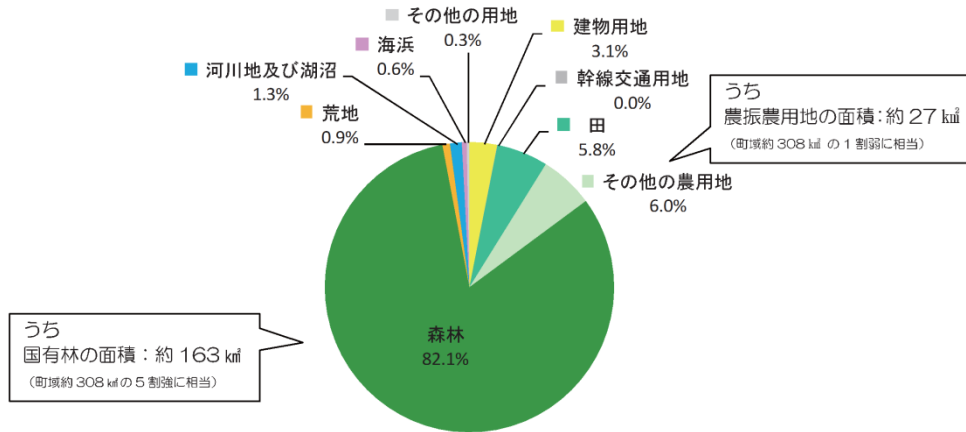


図 土地利用面積 構成比

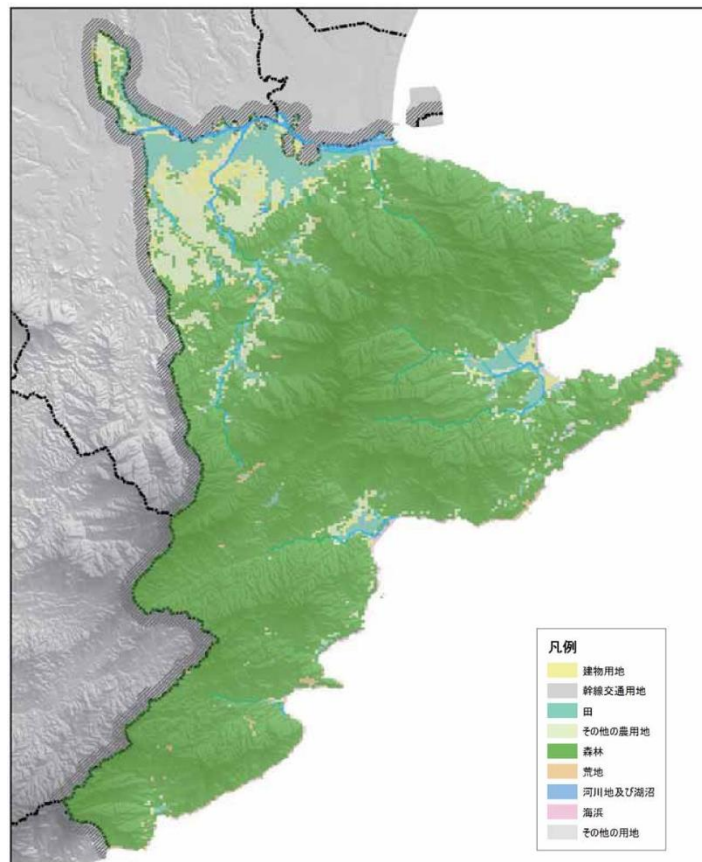


図 土地利用現況図

出典：都市計画マスタープラン（H25年8月策定）

(4) 道路交通状況

本町と周辺市町村を結ぶ主要幹線道路として、南九州の大動脈であり本町と鹿屋市、志布志市を結ぶ国道 220 号、本町の中心部を通り国道 220 号に連絡する主要地方道鹿屋高山串良線、海岸線を通って志布志市方面や錦江町、南大隅町方面に抜ける国道 448 号がある。

その他、町内の骨格的な道路として、県道高山吾平線、神之川内之浦線、岸良高山線、後田富山線、主要地方道内之浦佐多線などがある。

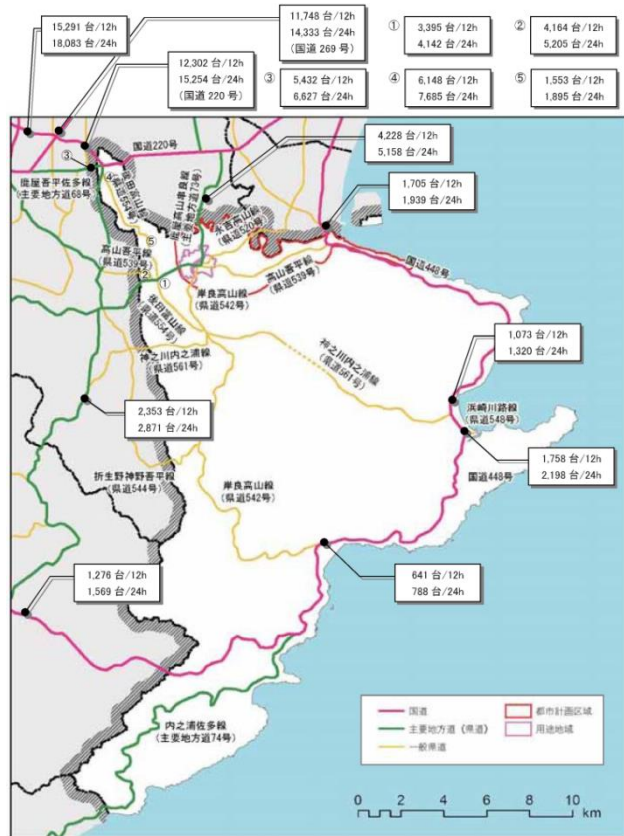


図 肝付町周辺の幹線道路網及び交通量 (H22 年度道路交通センサスより)

本町及び周辺地域の公共交通は、国鉄大隅線の廃止 (1987 年) 以降、路線バスが中心となっている。町内のバス停の多くは、主要な施設を回るよう地域幹線道路沿道に配置されている。

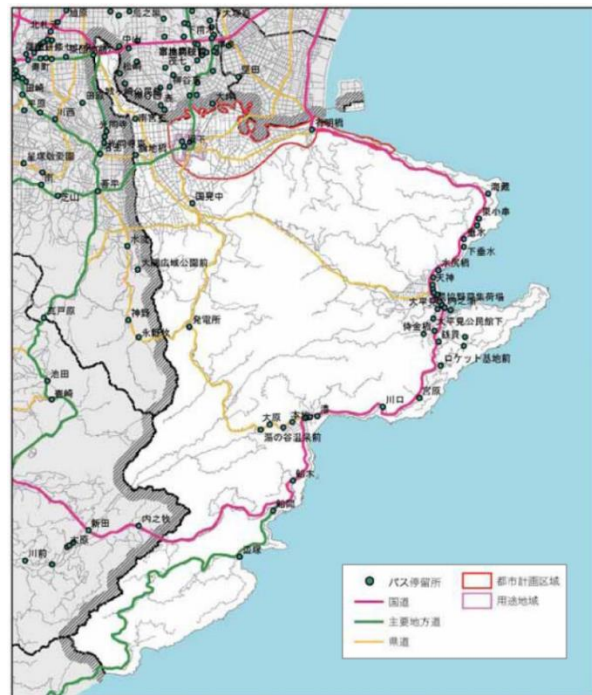


図 主要なバス停の分布

出典：都市計画マスタープラン (H25 年 8 月策定)

2. 肝付町の人口

(1) 人口と世帯数の推移

本町の人口は減少傾向にあり、平成27年国勢調査における人口は15,664人となっており、昭和60年からの25年間で約7,000人減少している。また、世帯数も減少傾向にあり、平成27年国勢調査では6,974世帯となっている。

表 人口・世帯数の推移

	人口		世帯数	
	人口	増減率	世帯数	増減率
昭和60年	22,955	-	8,405	-
平成2年	21,542	0.94	8,301	0.99
平成7年	20,317	0.94	8,159	0.98
平成12年	19,523	0.96	8,024	0.98
平成17年	18,307	0.94	7,751	0.97
平成22年	17,160	0.94	7,518	0.97
平成27年	15,664	0.91	6,974	0.93

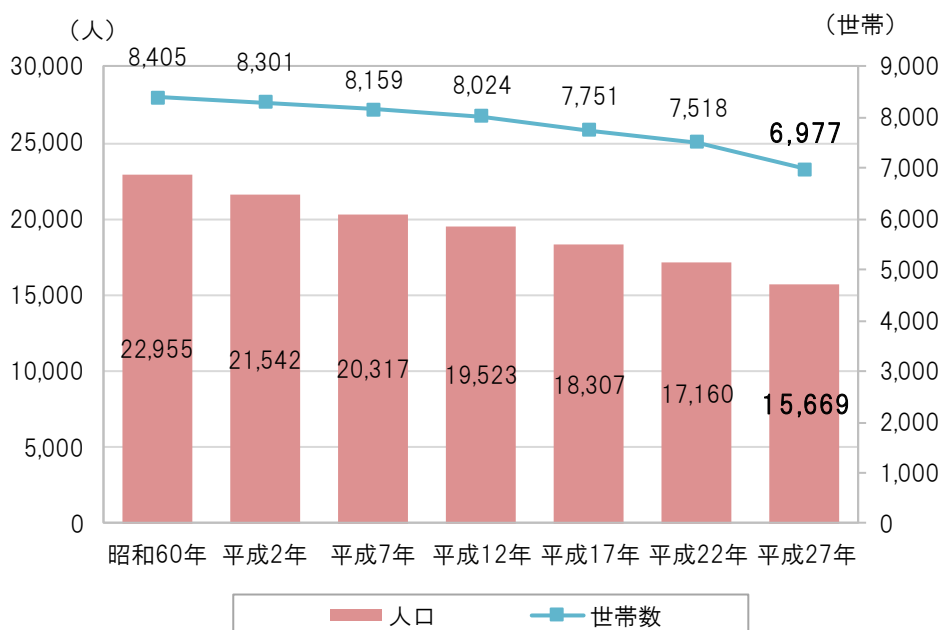


図 人口・世帯数の推移

資料：各年国勢調査

(2) 地域別人口

本町を合併町の旧高山町、旧内之浦町の2地域に分けた場合、旧高山町の人口が旧内之浦町の3倍以上となっている。地域別に人口の増減をみると、両町とも減少傾向にあるが、旧内之浦町の減少率は旧高山町の約2倍である。

年齢区分別人口をみると、旧内之浦町は高齢化がより進んでおり、平成25年に老年人口が生産年齢人口の割合を上回り、平成27年には約5割を占めるまでになっている。

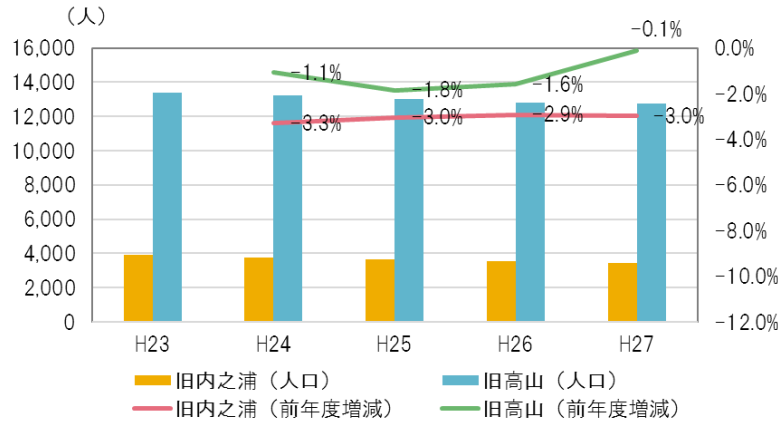


図 地域別人口と増減率（住民基本台帳）

	H23	H24	H25	H26	H27
旧内之浦	3,914	3,785	3,670	3,563	3,457
旧高山	13,384	13,241	12,997	12,790	12,778

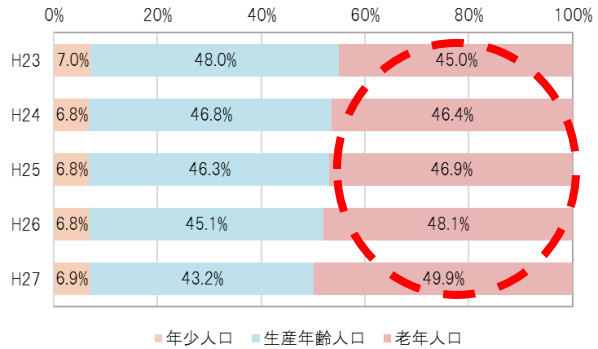


図 地区年齢3区分別人口（旧内之浦）

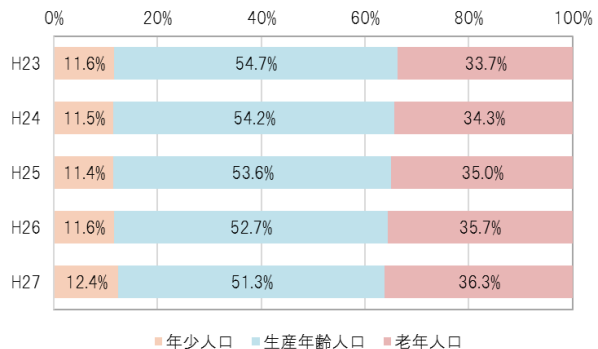


図 地区年齢3区分別人口（旧高山）

資料：肝付町人口ビジョン（H27年10月策定）

(3) 年齢別人口の推移

平成27年国勢調査における本町の年齢区分別人口は、15歳未満が1,760人(11.2%)、15～64歳が7,774人(49.6%)、65歳以上が6,125人(39.1%)となっている。

年齢区分別の割合で見ると、65歳以上人口が増加しており、平成2年には15歳未満人口を上回り、少子高齢化が進みつつある。

また、鹿児島県全体と比較すると、本町は65歳以上人口の割合が10ポイント高く、15歳未満が2.2ポイント、15～64歳が6.8ポイント低い状況となっている。

表 年齢区分別人口の推移

	総人口				
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	不詳	
昭和60年	4,487	14,624	3,844	0	
平成2年	3,839	13,282	4,414	7	
平成7年	3,212	11,842	5,252	11	
平成12年	2,773	10,634	6,116	0	
平成17年	2,185	9,760	6,362	0	
平成22年	1,898	8,969	6,288	5	
平成27年	1,760	7,774	6,125	5	
鹿児島県H27年	220,751	929,758	479,734	17,934	

資料：各年国勢調査

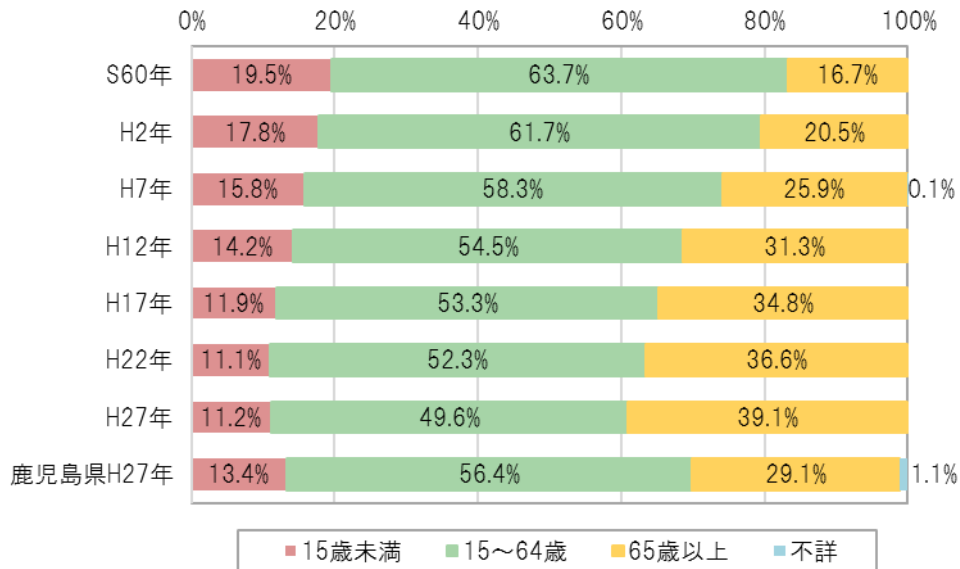


図 年齢区分別人口割合の推移

(4) 流出人口（15歳以上）

本町の流出・流入人口はともに増加傾向を示しており、平成22年国勢調査における流出人口は2,964人、流入人口は2,099人となっており、流出人口が流入人口の865人多い。昼夜間人口比率は概ね約95%となっている。

平成22年の流出人口において、鹿屋市への流出数が2,239人と最も多く、次いで東串良町の186人となっている。流入数も鹿屋市が1,626人と最も多く、次いで東串良町の156人となっている。

表 流出人口の推移

	流出入（県内外）		昼間人口	昼夜間人口比率
	流出数	流入数		
平成2年	2,252	1,289	20,354	94.51
平成7年	2,418	1,651	19,312	95.05
平成12年	2,997	1,904	18,472	94.62
平成17年	2,919	2,067	17,444	95.29
平成22年	2,964	2,099	16,337	95.20

表 平成22年流出人口

H22	流入		H22	流出	
	市町村	流入数		市町村	流出数
1位	鹿屋市	1,626	1位	鹿屋市	2,239
2位	東串良町	156	2位	東串良町	186
3位	錦江町	52	3位	志布志市	145
4位	志布志市	40	4位	大崎町	91
5位	南大隅町	37	5位	鹿児島市	67
総数	県内	2,063	総数	県内	2,887
	県外	36		県外	28

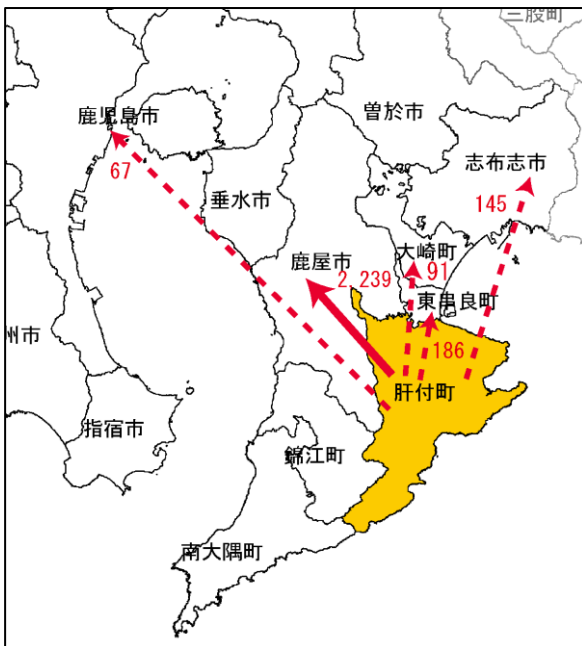


図 流出人口図 (H22)

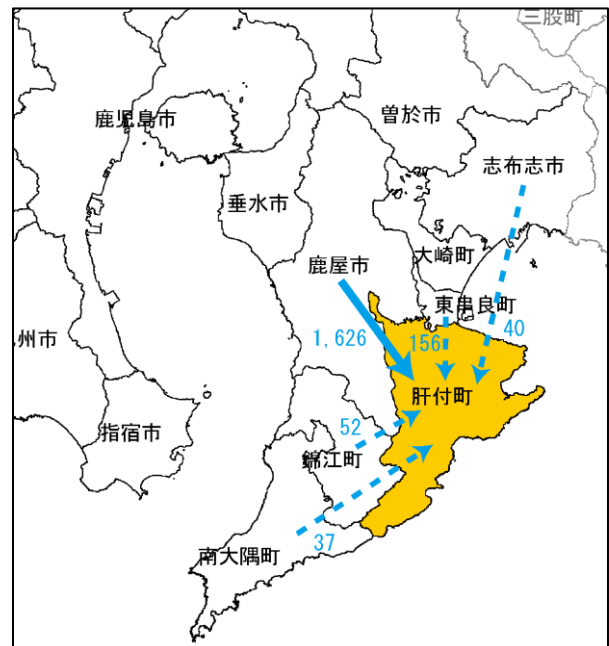


図 流入人口図 (H22)

資料：各年国勢調査

(5) 産業別就業者数

本町の産業別就業者数は減少傾向にあり、平成 22 年では 7,198 人となっている。内訳は、第 3 次産業が最も多く 6 割弱を占め、次いで第 2 次産業が 2 割強、第 1 次産業が 2 割弱となっている。

産業別就業者数の推移をみると、第 1 次産業と第 2 次産業は減少しており、唯一第 3 次産業が増加している。

平成 22 年の産業大分類別就業者数では、第 3 次産業の「医療、福祉」が最も高い割合を占め、次いで第 3 次産業の「卸売業、小売業」、第 1 次産業の「農業」となっている。

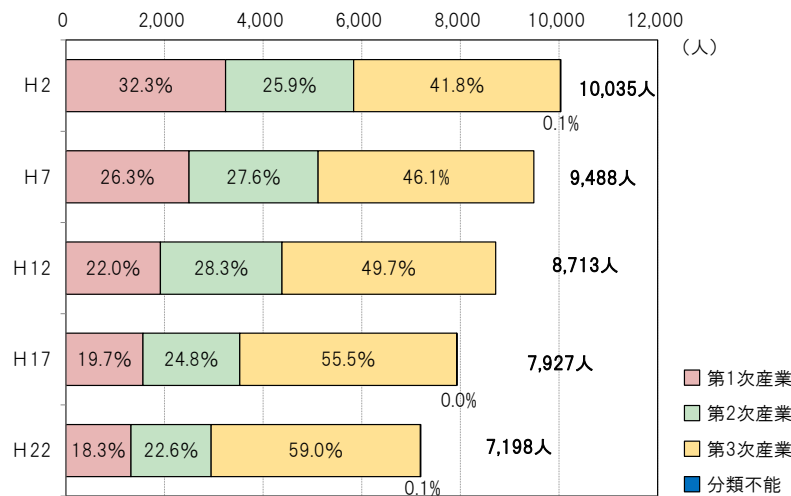


図 産業別就業者数の推移

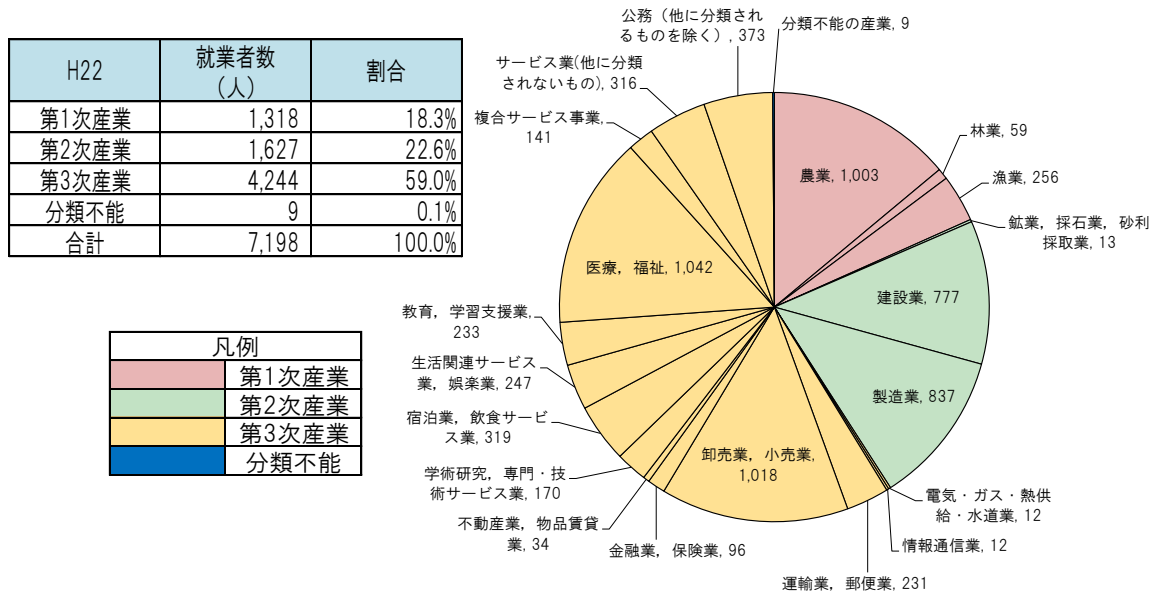


図 産業別就業者数の割合 (H22)

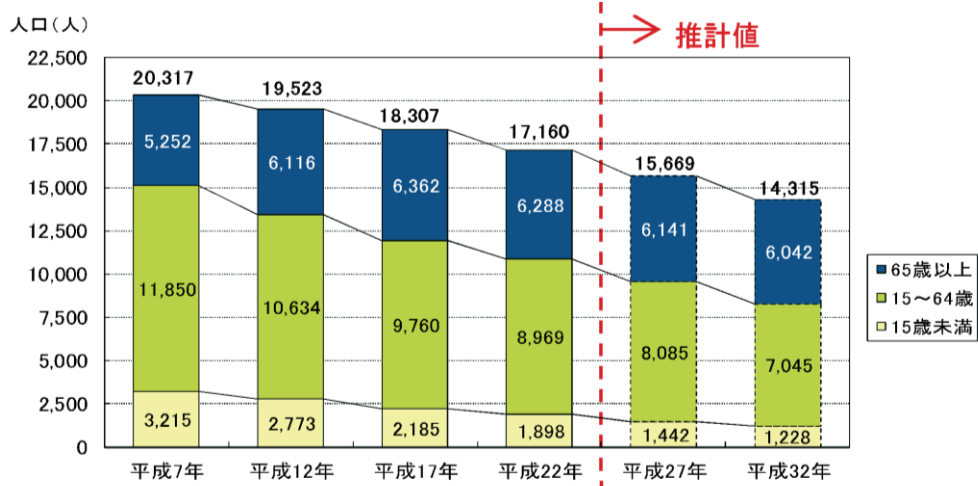
資料：各年国勢調査

(6) 将来人口

各上位・関連計画においての将来人口は、下記の通りに定めている。

「第2次肝付町総合振興計画」(平成28年10月策定)

社人研による平成32年(2020年)の推計人口: 14,315人

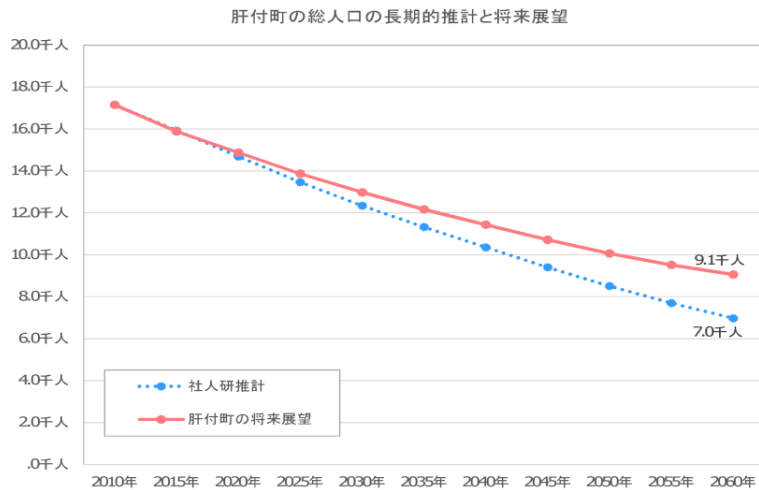


「肝付町都市計画マスタープラン」(平成25年3月策定)

平成45年(2033年)の目標人口: 10,644人

「肝付町人口ビジョン」(平成27年10月策定)

2060年目標人口: 9,100人



(7) 各地区の将来人口推計

① 高山地区

高山地区の総人口は、2010年の13,328人から2060年には7,624人となり57%まで減少する。高齢化率は2030年に41.7%とピークを迎え、2035年以降は政策による生産年齢人口を維持することにより、減少傾向となる。高齢者人口は2010年の4,520人に対して、2060年には2,451人の54%まで減少する。15歳未満の児童・生徒は、2010年の1,602人と比較すると2060年には1,150人となり72%となる。

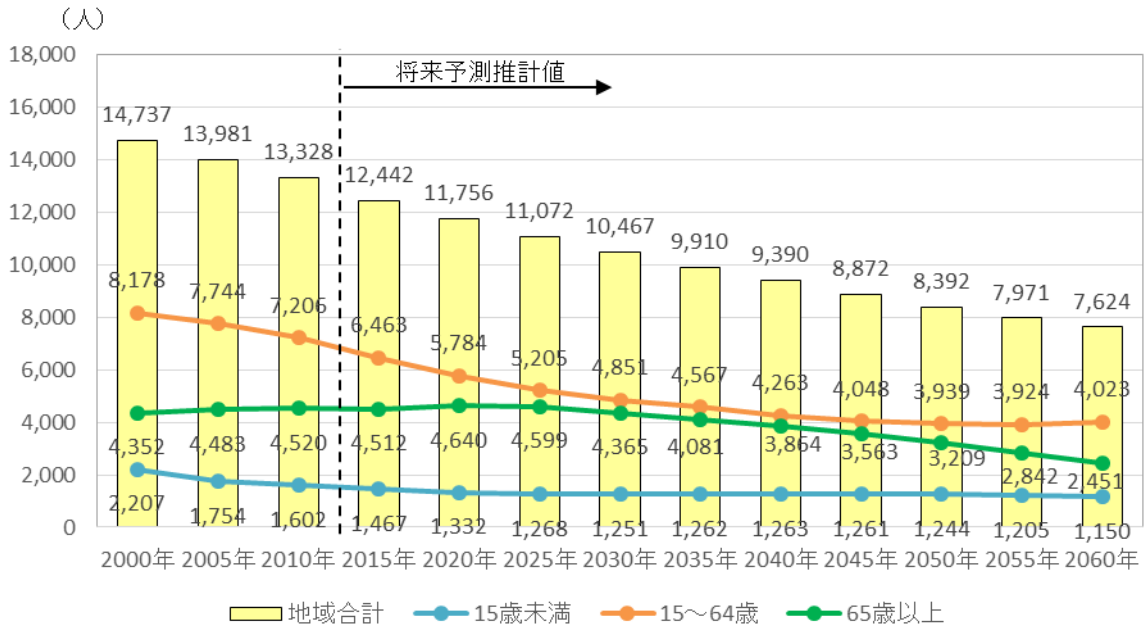


図 地域別将来人口（高山地区）

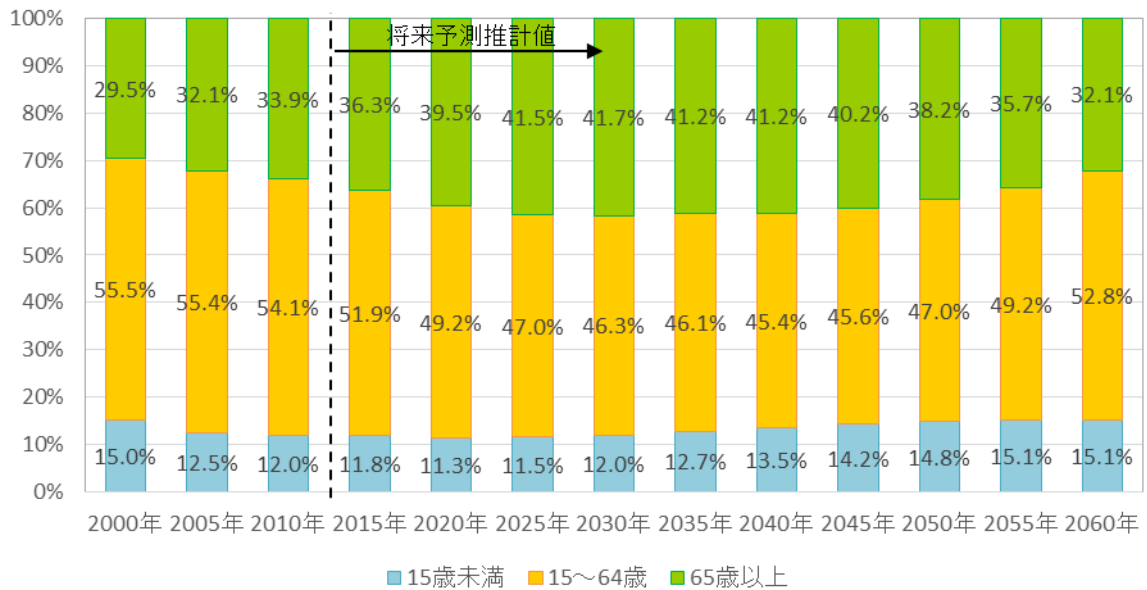


図 地域別将来人口の割合（高山地区）

資料：肝付町人口ビジョン作成データ

② 内之浦地区

内之浦地区の総人口は、2010年の3,827人から2060年には1,434人となり37%まで減少する。高齢化率は2025年に53.9%とピークを迎え、2030年以降は政策による生産年齢人口を維持することにより、減少傾向となる。高齢者人口は2010年の1,768人に対して、2060年には492人の28%まで減少する。15歳未満の児童・生徒は、2010年の296人と比較すると2060年には206人となり69%となる。

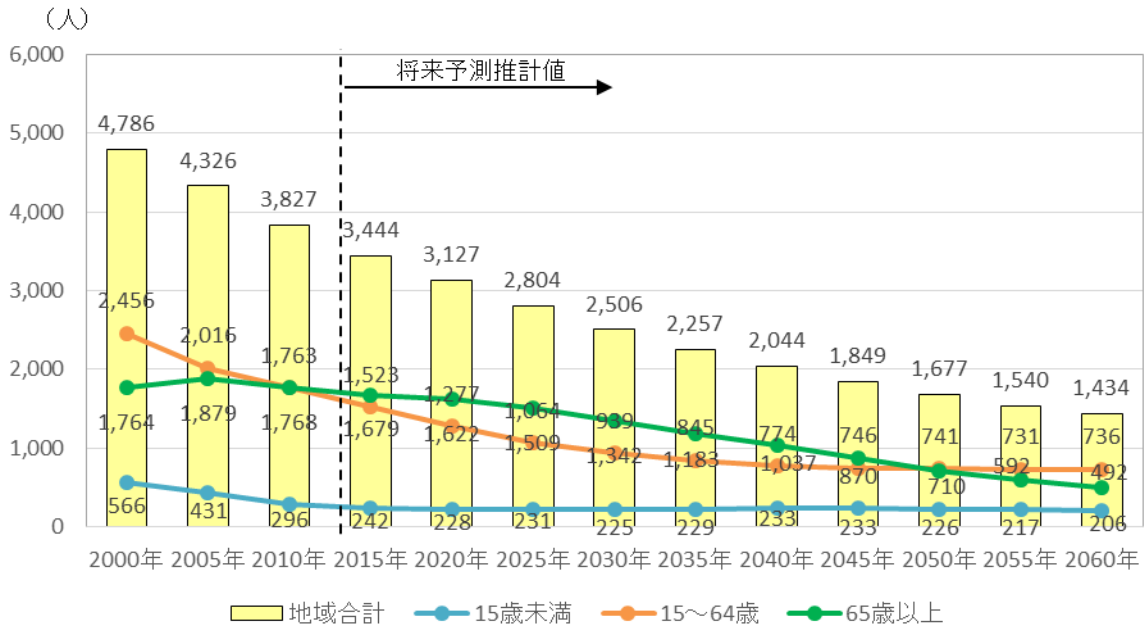


図 地域別将来人口（内之浦地区）

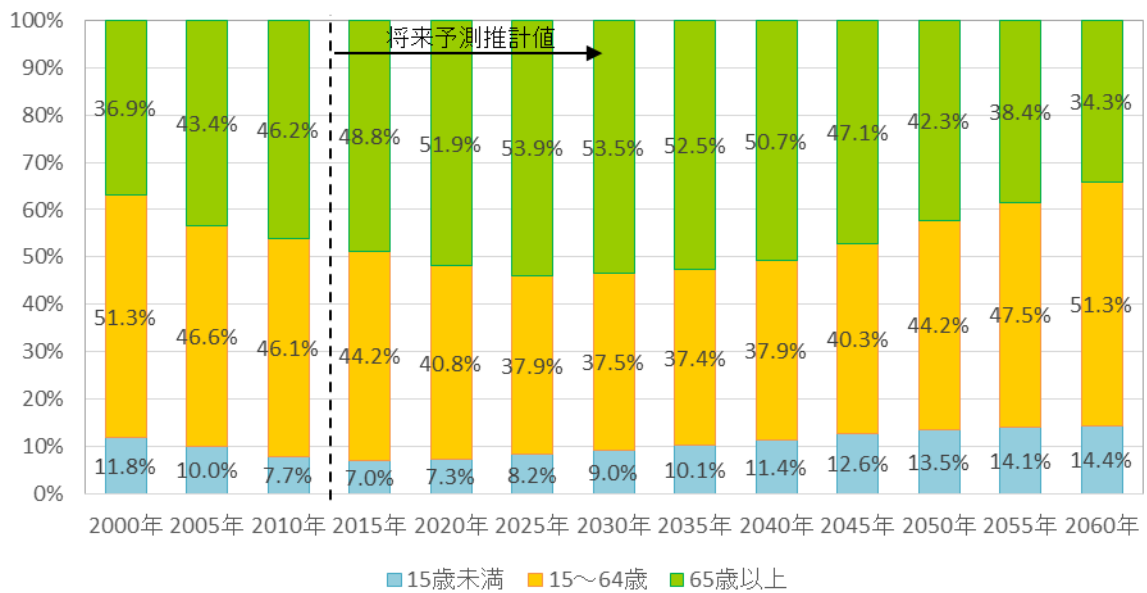


図 地域別将来人口の割合（内之浦地区）

資料：肝付町人口ビジョン作成データ

国立社会保障・人口問題研究所による本町の将来人口は減少し続け、30年後の平成52年には10,357人となることが予測されている。

また、年齢区別の割合をみると、65歳以上の割合の増加が続き、平成52年における65歳以上の人口は平成27年の約1.2倍に増え、その時点の15歳未満人口の割合の5倍になると予測されている。

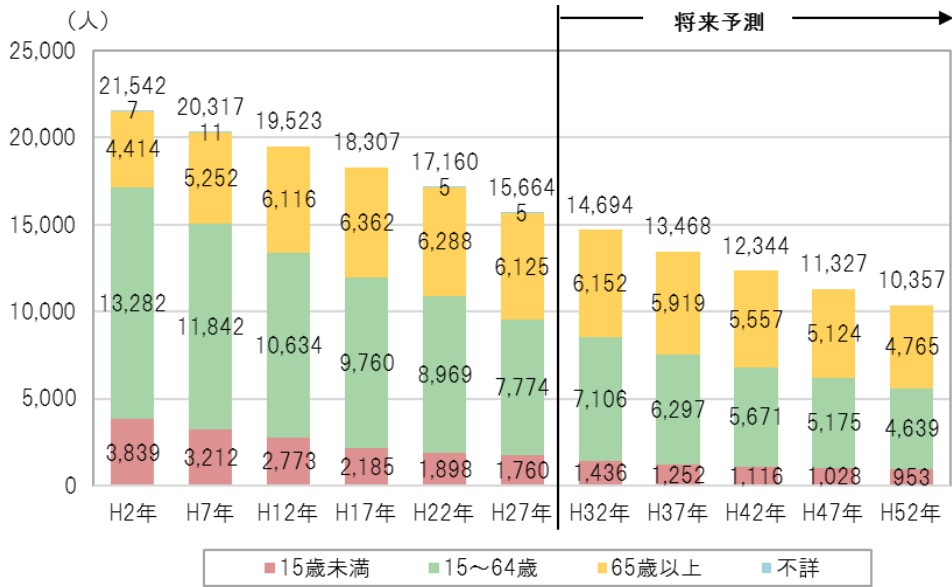


図 将来人口の推移

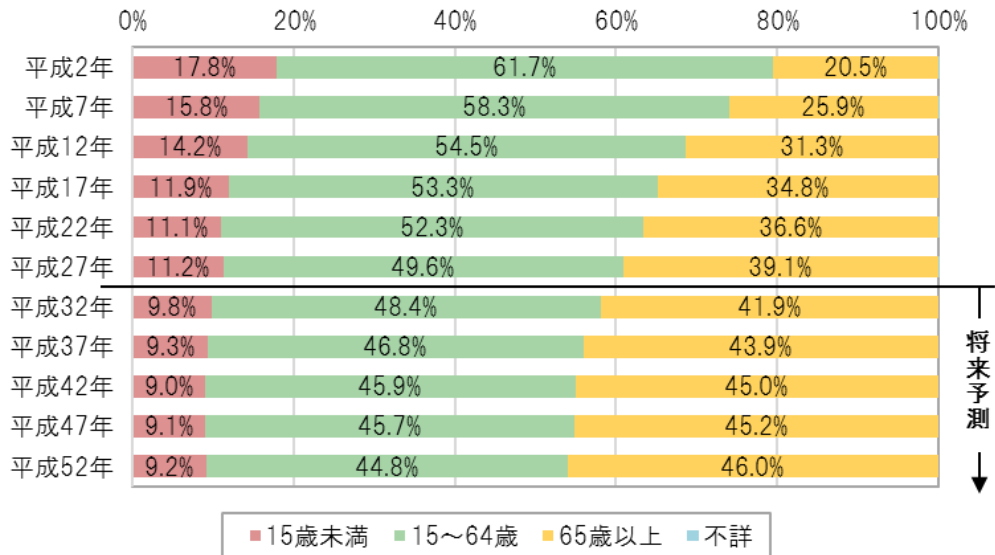


図 年齢区別 将来人口の割合

出典：平成27年以前データ国勢調査

平成27年以降データは国立社会保障・人口問題研究所（H25.3.27公表資料）

3. 肝付町の財政状況

(1) 平成 27 年度決算状況

平成 27 年度の本町の一般会計及び特別会計（水道事業及び病院事業を除く）の決算総額は、歳入決算額 169 億 6,282 万円、歳出決算額 163 億 4,222 万円で、差引 6 億 2,060 万円の黒字の状況となっている。

表 平成 27 年度 決算

単位：千円

会計区分	歳入	歳出	差引残額
一般会計	10,741,218	10,338,695	402,523
特別会計	6,221,604	6,003,527	218,077
国民健康保険事業費 事業勘定	2,935,680	2,887,762	47,918
後期高齢者医療費 事業勘定	244,245	243,244	1,001
介護保険事業費 保健事業勘定	2,632,987	2,514,741	118,246
介護保険事業費 介護サービス事業勘定	34,213	28,099	6,114
簡易水道事業費	374,479	329,681	44,798
合計	16,962,822	16,342,222	620,600

※水道事業、病院事業は除く

資料：庁内資料（平成 27 年度決算の概要）

(2) 歳入（一般会計）の内訳

平成27年度決算の歳入額は107億4,122万円であり、前年度と比較すると5億7,590万円増加している。その主な要因としては、国庫支出金（地域活性化、地域住民生活等緊急・支援交付金、社会資本整備総合交付金、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金等）の増加と、ふるさと納税の申し込みが増加した事により寄付金が大幅に増加した事等が大きな要因となっている。

自主財源では「町税」が13.9%、依存財源では「地方交付税」が42.6%と最も割合が大きい。

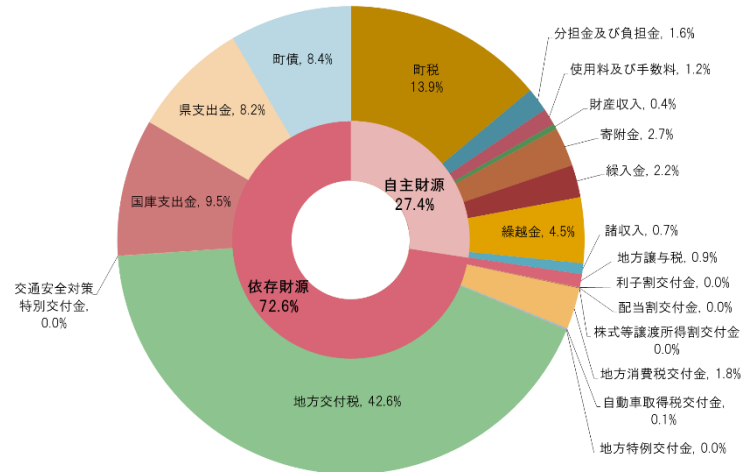


図 H27 年度歳入（一般会計）の内訳

表 歳入（一般会計）の内訳

単位：千円、%

区分	款	H27年度		H26年度		増減額
		決算額	構成比	決算額	構成比	
自主財源	町税	1,496,475	27.4%	1,514,965	26.6%	△ 18,490
	分担金及び負担金	177,107		144,096		33,011
	使用料及び手数料	123,828		126,524		△ 2,696
	財産収入	41,488		50,280		△ 8,792
	寄附金	289,570		4,240		285,330
	繰入金	240,300		335,075		△ 94,775
	繰越金	486,966		290,828		196,138
	諸収入	80,096		247,480		△ 167,384
	依存財源	地方譲与税		97,352		72.6%
利子割交付金		1,491	1,667	△ 176		
配当割交付金		2,961	4,759	△ 1,798		
株式等譲渡所得割交付金		3,007	3,253	△ 246		
地方消費税交付金		305,915	170,224	135,691		
自動車取得税交付金		9,409	6,217	3,192		
地方特例交付金		3,481	3,283	198		
地方交付税		4,579,678	4,576,375	3,303		
交通安全対策特別交付金		2,507	2,374	133		
国庫支出金		1,019,010	758,119	260,891		
県支出金		875,464	1,013,641	△ 138,177		
町債	905,113	819,275	85,838			
合計	10,741,218	100.0%	10,165,321	100.0%	575,897	

資料：庁内資料（平成27年度決算の概要）

平成 22 年度以降の歳入の推移をみると、町税は平成 22 年度以降 14 億円から 15 億円を保っている。人口が減少していく上、生産年齢人口の割合も同時に減少すると見込まれるため、町税が減少していくことは避けられないと考えられる。

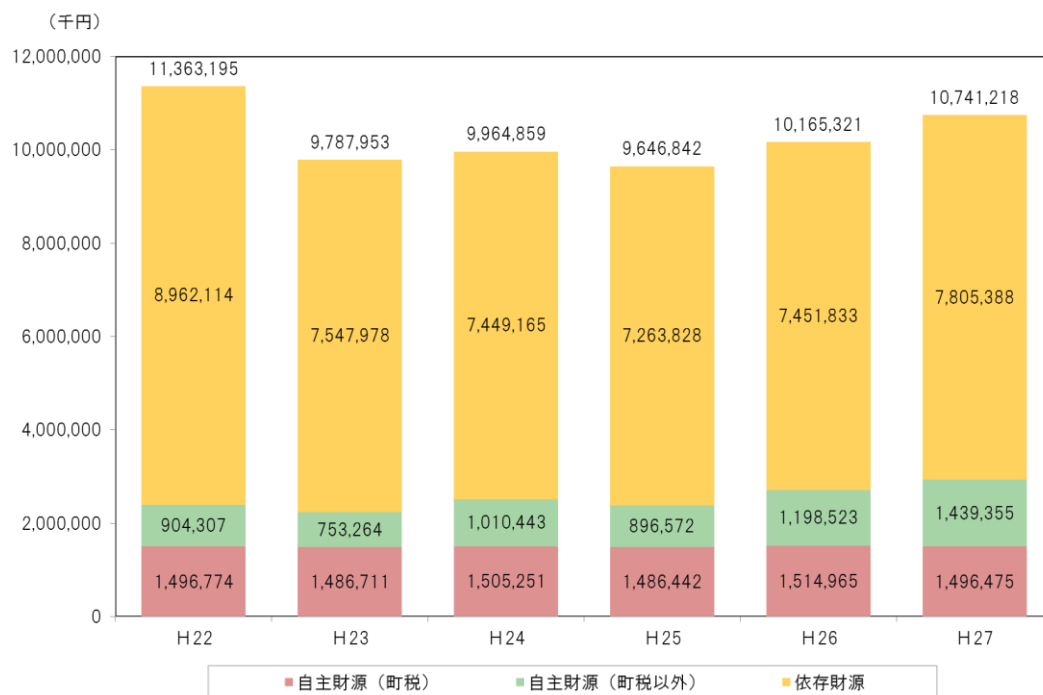


図 歳入（一般会計）の推移

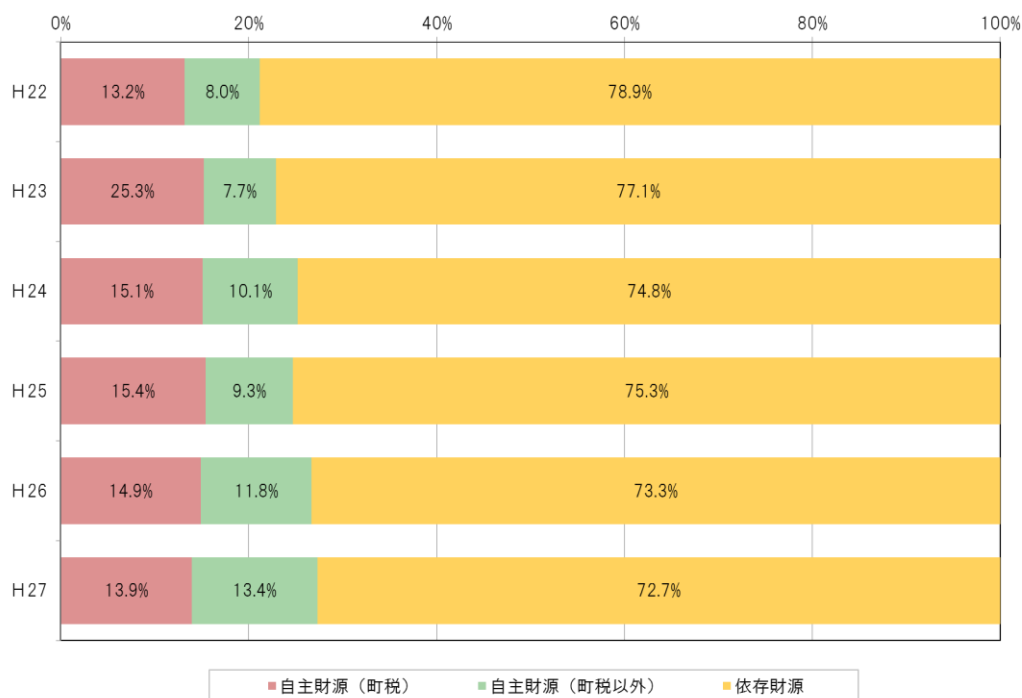


図 歳入（一般会計）の割合

資料：庁内資料（平成 22～27 年度決算の概要）

(3) 歳出（一般会計）の内訳

平成 27 年度決算の歳出額は、103 億 3,870 万円で、前年度と比較すると 6 億 6,034 万円増加している。その主な要因としては、橋りょう長寿命化対策事業費（約 1.6 億円）、ふるさと納税発送委託料（約 1.6 億円）、地方創生先行型事業「宇宙のまちづくり事業」（約 1.4 億円）、キバレふるさと基金積立金（約 1.2 億円）等となっている。

義務的経費では「人件費」（15.8%）、物件費補助費的経費では「物件費」（12.5%）、投資的経費では「普通建設事業費」（12.8%）の割合が最も大きい。

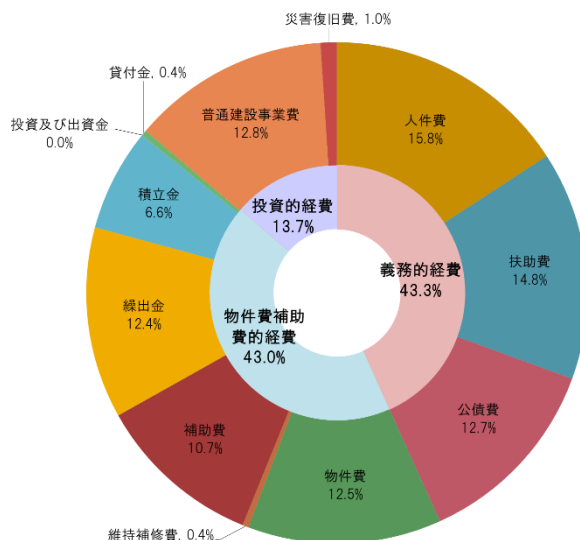


図 H27 年度歳出（一般会計）の内訳

表 歳出（一般会計）の内訳

単位：千円、%

区分	款	H27年度		H26年度		増減額
		決算額	構成比	決算額	構成比	
義務的経費	人件費	1,634,828	43.3%	1,621,490	46.0%	13,338
	扶助費	1,525,524		1,428,285		97,239
	公債費	1,310,379		1,390,379		△ 80,000
物件費補助費的経費	物件費	1,291,652	43.0%	1,086,998	39.1%	204,654
	維持補修費	41,245		35,937		5,308
	補助費	1,109,541		1,107,270		2,271
	繰出金	1,277,021		1,177,765		99,256
	積立金	683,018		337,287		345,731
	投資及び出資金	900		3,900		△ 3,000
	貸付金	37,392		37,896		△ 504
投資的経費	普通建設事業費	1,319,345	13.7%	1,437,086	14.9%	△ 117,741
	災害復旧費	107,850		14,062		93,788
合計		10,338,695	100.0%	9,678,355	100.0%	660,340

資料：庁内資料（平成 27 年度決算の概要）

平成 22 年度以降の歳出の推移をみると、人件費が約 15%前後、扶助費が約 13%前後、公債費が約 15%前後とほぼ一定の割合である一方、投資的経費が 12%台～21%台と年度による変動が大きい。

今後、人口減少、高齢化の進展に伴い、扶助費等の増加に加え、後期高齢者医療費や介護保険等の負担が増大していくことが考えられる。

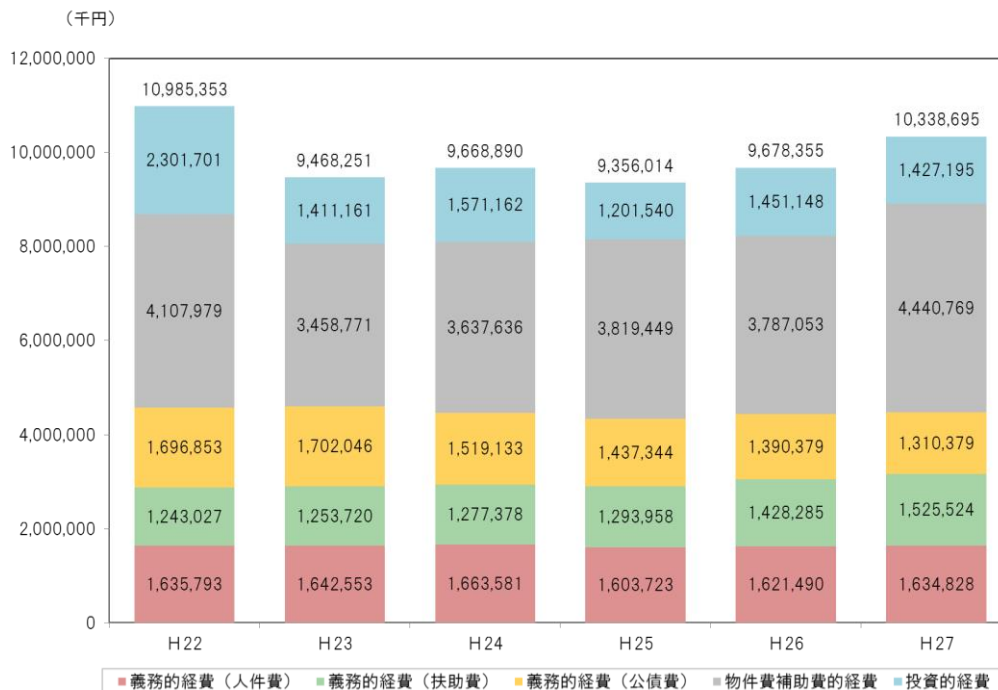


図 歳出（一般会計）の推移

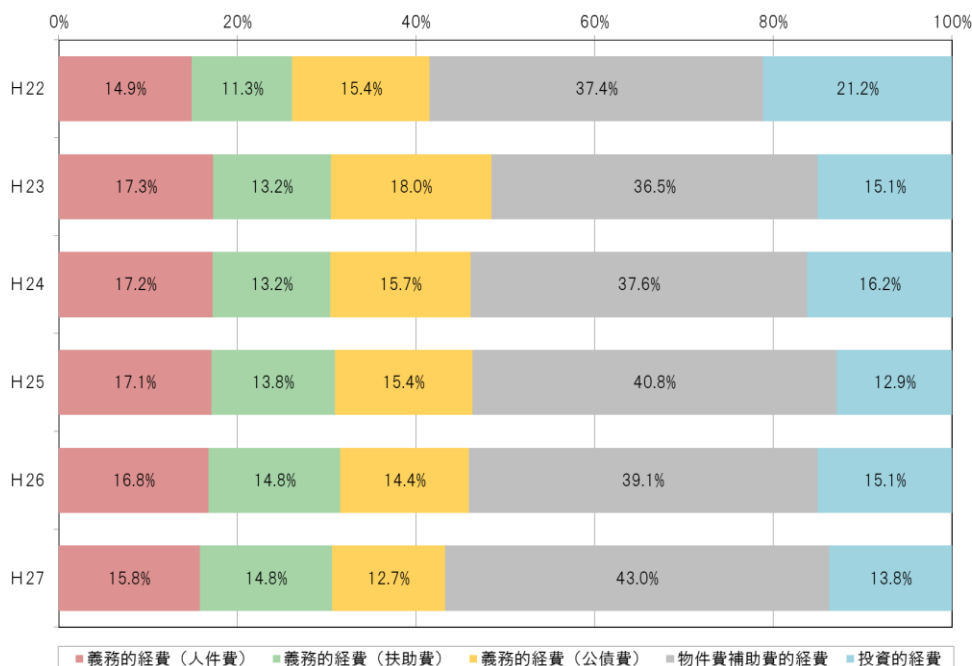


図 歳出（一般会計）の割合

資料：庁内資料（平成 22～27 年度決算の概要）

(4) 公共施設の整備や管理運営に関する経費

公共施設の整備や管理運営に関する経費として、投資的経費、維持補修費、公債費がある。

投資的経費は、災害復旧事業費を除いても平成 22 年度が最も多く、大きな要因として、普通建設事業のうち補助事業では「地域情報通信基盤整備事業（約 13 億円）」、単独事業では「過疎対策道路整備事業（約 1.1 億円）」となっている。

直近 6 年間の普通建設事業費の平均は、約 14.8 億円となっている。

また、維持補修費は平成 24 年度から増加し、公債費は減少傾向を示している。

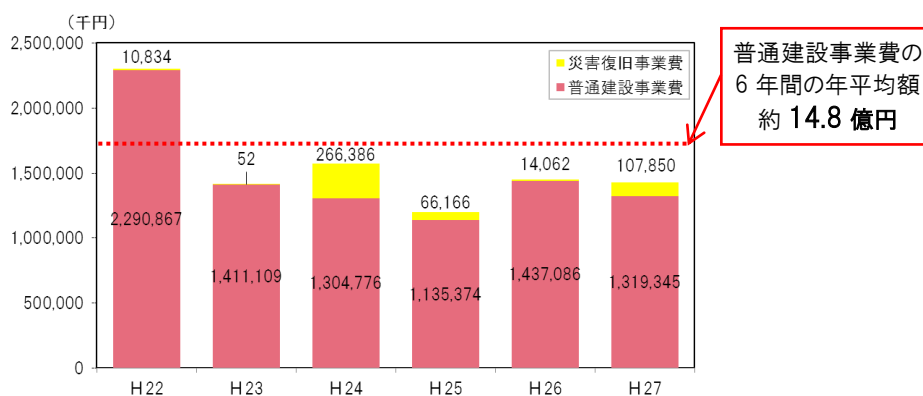


図 投資的経費の推移

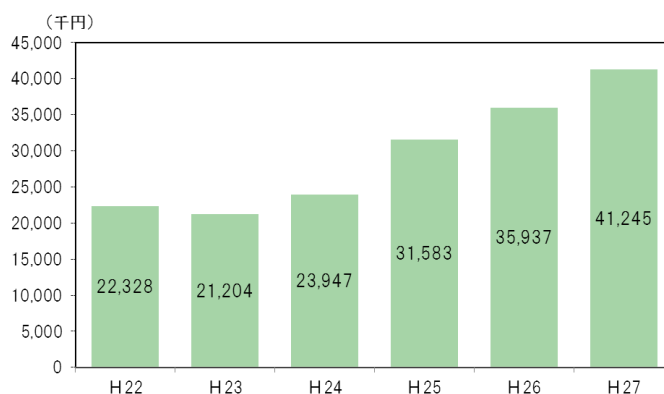


図 維持補修費の推移

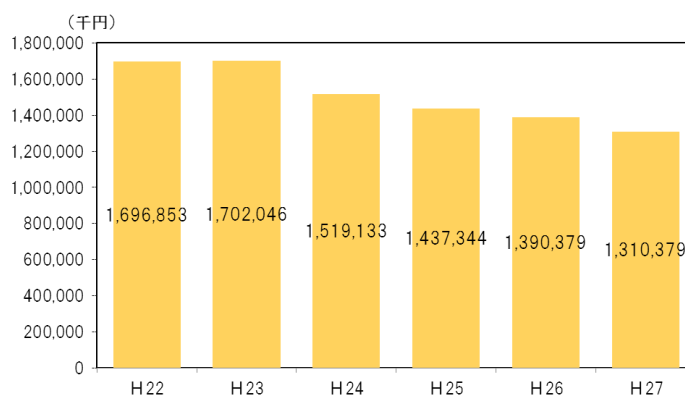


図 公債費の推移

資料：庁内資料（平成 22～27 年度決算の概要）

(5) 財政計画による普通建設事業費の推移

本町では平成 29 年度～平成 38 年度の 10 年間の財政計画を策定している。歳入及び歳出を平成 38 年度で、88.26 億円としている。その中で公共施設等の整備や管理に充当する普通建設事業費の予算を、平成 38 年度時点で 7.6 億円と計画している。これは過去 6 年間の普通建設事業費平均である 14.8 億円の約半分の水準となる。

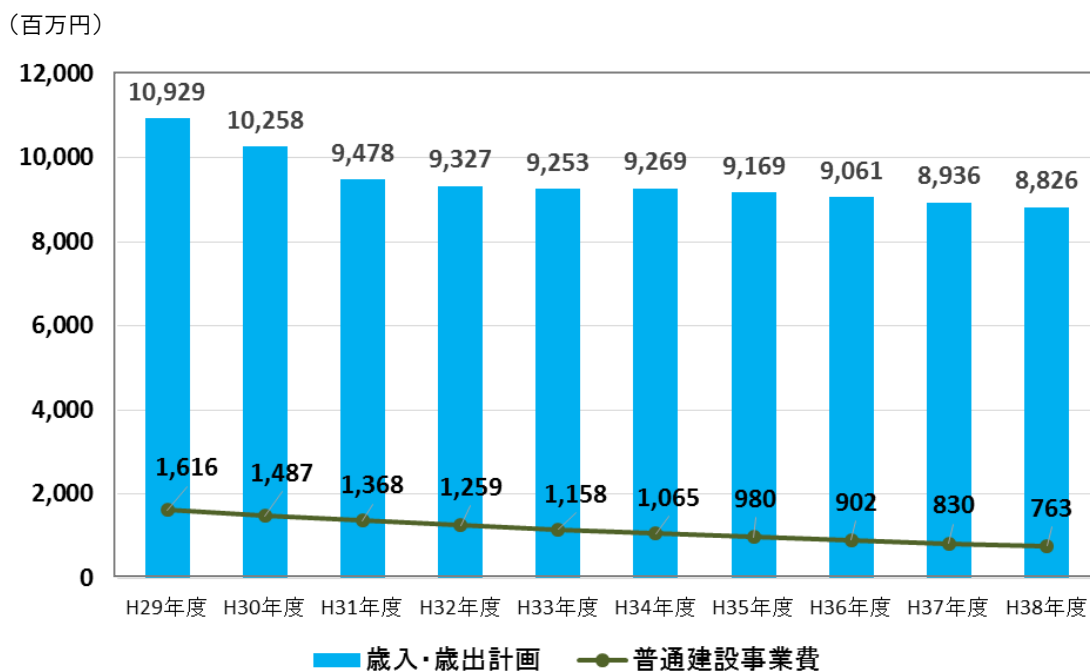


図 財政計画による歳入・歳出及び普通建設費の計画推移

(6) 職員数

本町の職員数は減少しており、平成 27 年度では 208 人となっている。そのうち、一般行政職（福祉関係除く）の職員が最も多く 109 人であり、全体の約 5 割を占めている。

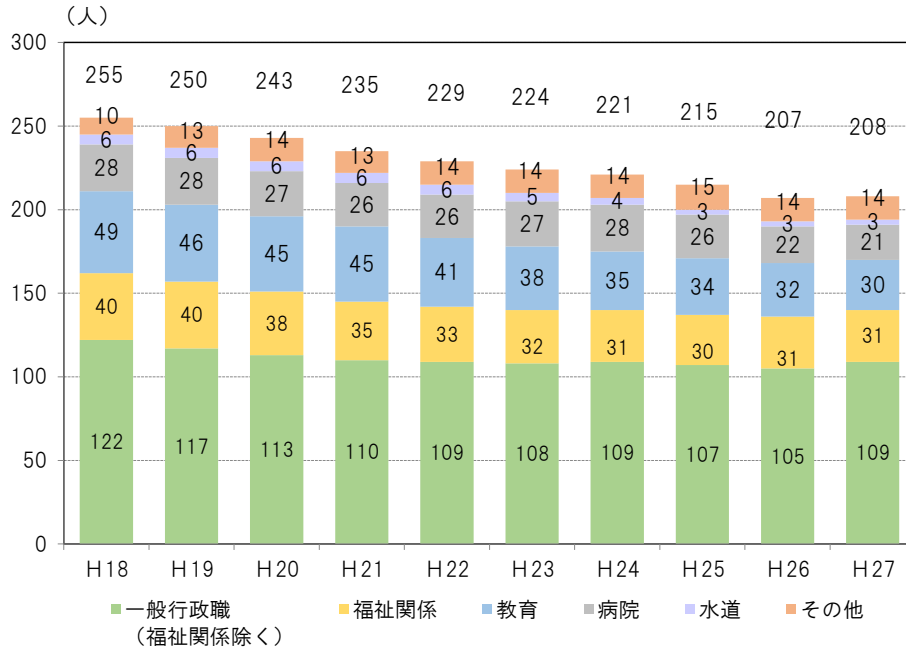


図 職員数の推移

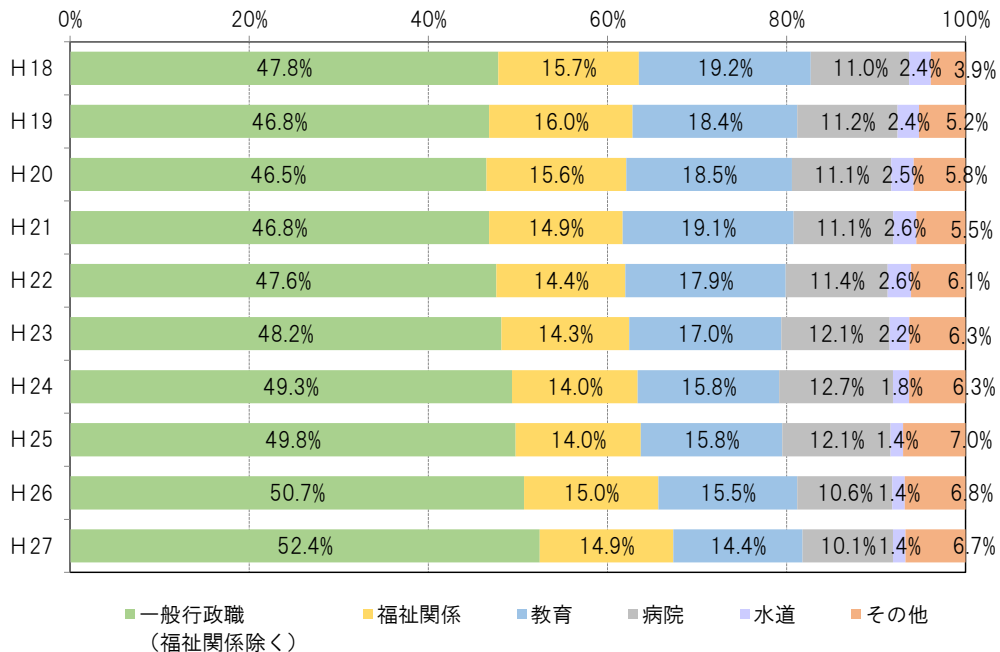


図 職員数の割合

出典：庁内資料

第3章 公共施設等の現状と将来の見通し

1. 公共施設の種類

総務省公表の更新費用試算プログラム*で定義された大分類のうち、町内で整備されている施設に併せて13項目に分類した。

表 施設項目一覧表

大分類	中分類	施設名称例
町民文化系施設	集会施設	町民ホール
		コミュニティセンター
		公民館・集会所
		青年の家
	文化施設	町民会館
		町民文化センター
社会教育系施設	図書館	図書館
	博物館等	博物館、資料館
		社会教育センター
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民体育館
		武道館
		サッカー場、テニスコート、野球場
	レクリエーション施設・観光施設	キャンプ場
		観光センター
保養施設	保養施設、国民宿舎	
産業系施設	産業系施設	労働会館・勤労会館
		販売所・物産館
		産業振興センター
学校教育系施設	学校	小学校
		中学校
	その他教育関連施設	給食センター
		教職員住宅
子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園
		保育所
	幼児・児童施設	子育て支援センター
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター
		デイサービスセンター
		老人憩いの家

大分類	中分類	施設名称例
保健・福祉施設	児童福祉施設	児童養護施設
		母子生活支援施設
	保健施設	保健センター等
	その他社会保険施設	福祉会館
医療施設	医療施設	町民病院・診療所
行政系施設	庁舎等	町庁舎・支所
		消防格納庫
町営住宅	町営住宅等	町営住宅・公営住宅
公園	公園	管理棟
		倉庫、便所
その他	その他	駐車場、駐輪場
		公衆便所

※更新費用試算ソフト：財団法人自治総合センターが開催した「2010年度地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」において開発されたものを、総務省において一部変更を加え、公共建築物総合管理計画策定のための補助プログラムとして公開しているソフトウェア。

2. 対象施設の配置状況等の整理

各地区に位置する公共施設は、各地区の中心部で中でも比較的人口が多い箇所で整備されている。

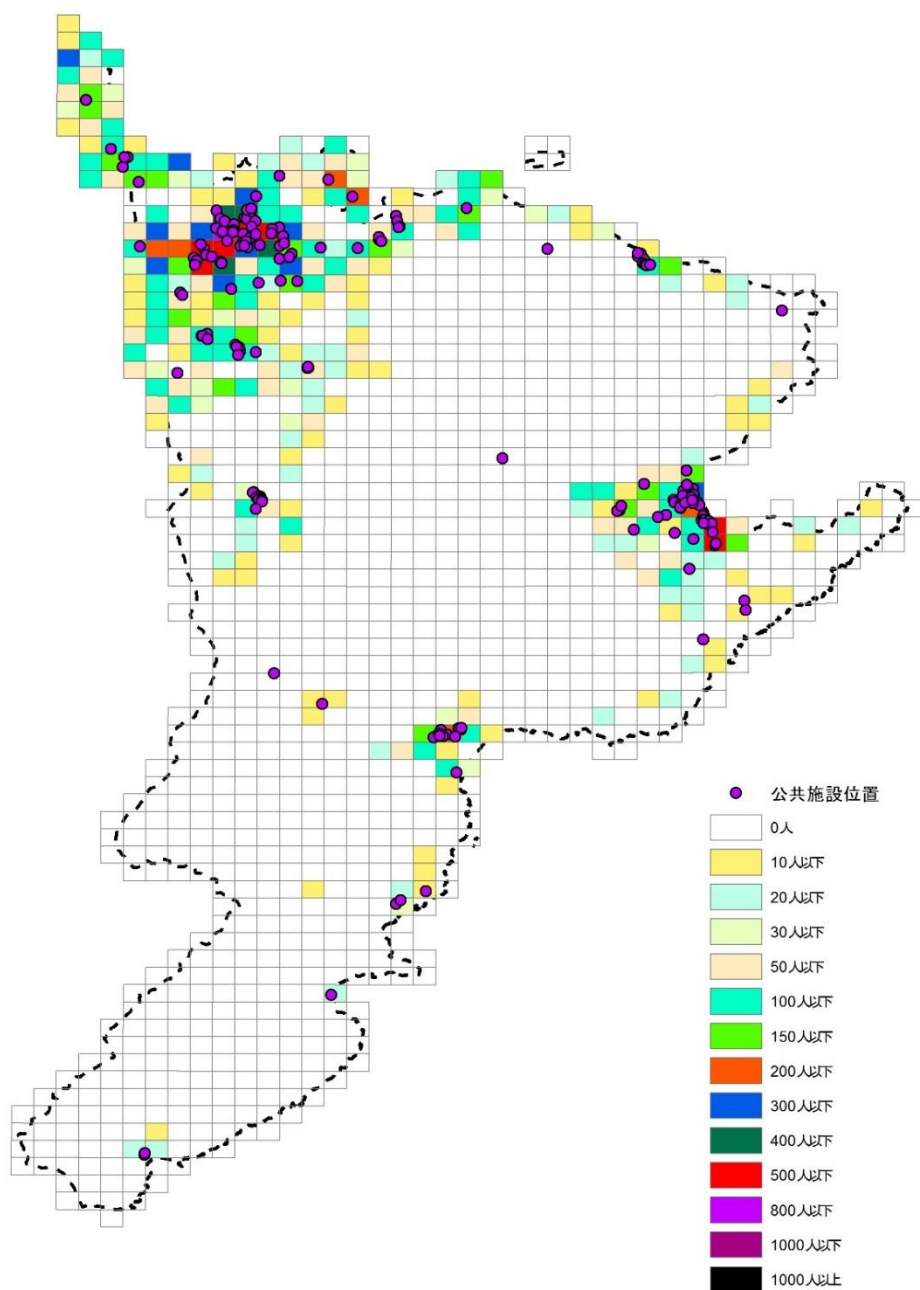


図 公共施設の配備状況と人口分布の関係図

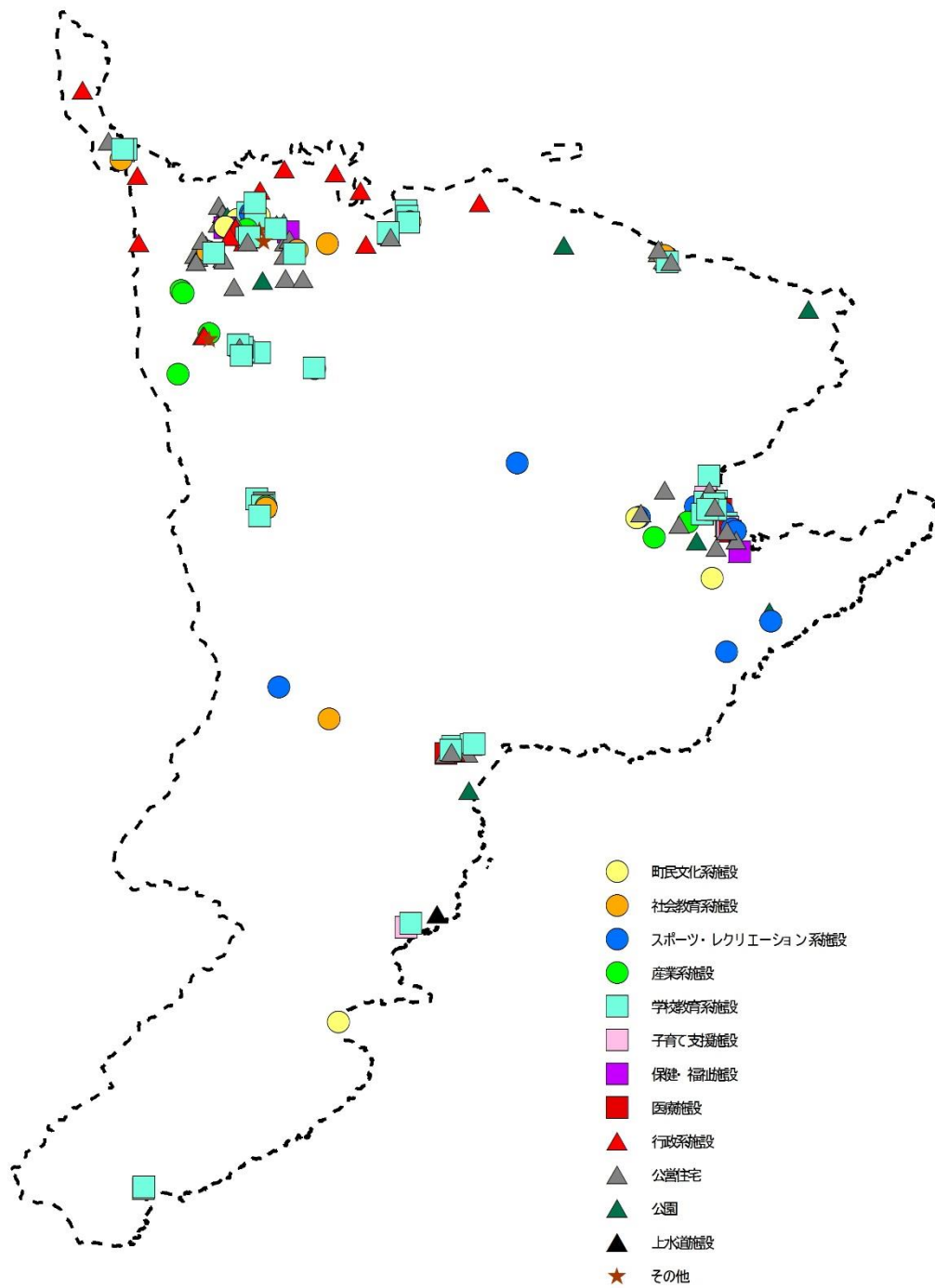


図 用途別公共施設配備状況

本計画における公共施設（建築物）は以下の表の通りである。

なお、27 ページから 32 ページまでの代表構造は次の通りである。

【RC：鉄筋コンクリート S：鉄骨造 W：木造 CB：コンクリートブロック造】

(1) 町民文化系施設

No	施設名	代表構造	代表建築年	築年数	延床面積	備考
1	町民集会所	RC	1973	43	509.0	
2	肝付町基幹集落センター岸良会館	RC	1980	36	620.0	3 と複合
3	岸良地区公民館	RC	1980	36	620.0	2 と複合
4	勤労青少年ホーム	RC	1981	35	642.0	
5	船間地区研修センター	RC	1981	35	665.0	
6	上北地区研修センター	RC	1984	32	291.0	
7	後田地区公民館	RC	1984	32	420.0	産業施設 2 と複合
8	北方地区公民館	RC	1985	31	343.0	
9	文化センター	RC	1985	31	6,726.0	
10	本城集落センター	RC	1986	30	175.0	
11	波野地区公民館	W	1988	28	335.0	
12	川上地区公民館	W	1988	28	335.0	
13	宮富地区公民館	W	1989	27	331.0	
14	乙南地区研修センター	RC	1991	25	295.0	
15	新富地区公民館	RC	1993	23	421.0	
16	前田地区公民館	W	1994	22	346.0	
17	有明地区公民館	RC	1998	18	351.0	
18	辺塚地区交流センター	W	1998	18	68.7	
19	岸良西地区集会施設	W	2002	14	131.0	

※岸良地区公民館、後田地区公民館は複合施設で施設数としては 17 である。

(2) 社会教育系施設

No	施設名	代表構造	代表建築年	築年数	延床面積	備考
1	鉄道記念館	CB	1965	51	236.0	
2	歴史民俗資料館	RC	1980	36	500.0	
3	姫門ふるさと体験館	W	2003	13	162.0	

(3) スポーツ・レクリエーション施設

No	施設名	代表構造	代表建築年	築年数	延床面積	備考
1	内之浦武道館	RC	1976	40	451.0	
2	内之浦総合グラウンド	RC	1980	36	270.0	
3	国民宿舎コスモピア内之浦	RC	1998	18	4,709.0	
4	岸良交流促進センター	W	1998	18	566.0	
5	内之浦弓道場	W	1998	18	108.0	
6	二股キャンプ場	W	2000	16	172.0	
7	内之浦銀河アリーナ	RC	2004	12	5,749.0	
8	やぶさめの里総合公園	RC	2004	12	3,994.0	
9	北方グラウンド	W	2006	10	14.0	

No	施設名	代表構造	代表建築年	築年数	延床面積	備考
10	やぶさめの里健康広場	W	2012	4	164.6	
11	肝付町武道館	W	2015	1	574.9	

(4) 産業系施設

No	施設名	代表構造	代表建築年	築年数	延床面積	備考
1	家畜管理センター	W	1971	45	717.9	
2	後田農業研修センター	RC	1984	32	420.0	
3	肝付町農産物加工施設	S	1988	28	333.0	
4	商店街公共駐車場	RC	1993	23	37.0	
5	農村多目的広場	W	1996	20	31.0	
6	総合交流促進センター	W	1996	20	2,718.2	
7	内之浦堆肥センター	S	2004	12	3,284.0	
8	高山堆肥センター	S	2006	10	6,890.0	
9	川上地域交流施設やまびこ館	W	2010	6	62.0	

(5) 学校教育系施設

No	施設名	代表構造	代表建築年	築年数	延床面積	備考
1	川上中学校	RC	1948	68	1,552.0	
2	波野小学校	RC	1965	51	2,250.0	
3	宮富小学校	RC	1968	48	1,700.0	
4	国見小学校	RC	1969	47	2,515.0	
5	有明小学校	RC	1971	45	1,884.0	
6	内之浦小学校	RC	1971	45	3,771.0	
7	川上小学校	RC	1972	44	1,562.0	
8	国見中学校	RC	1977	39	2,644.0	
9	内之浦中学校	RC	1983	33	4,289.3	
10	大浦小中学校	RC	1985	31	681.0	
11	高山中学校	RC	1986	30	6,092.0	
12	波野中学校	RC	1987	29	2,379.0	
13	高山小学校	RC	1994	22	5,469.5	
14	岸良小学校	RC	1995	21	1,767.0	
15	岸良中学校	RC	1998	18	2,704.0	
16	高山准看護学校	RC	2004	12	702.0	
17	肝付町学校給食センター	S	1999	17	745.2	給食センター
18	肝付町内之浦学校給食センター	RC	1999	17	355.2	給食センター
19	北方共済住宅	S	1968	48	63.0	教職員住宅
20	僻地教職員住宅(北方)	S	1976	40	100.0	教職員住宅
21	僻地教職員住宅(岸良中)	S	1976	40	50.0	教職員住宅
22	僻地教職員住宅(内之浦中隣)	S	1977	39	116.0	教職員住宅
23	川上小校長住宅	W	1978	38	75.0	教職員住宅
24	大浦小・中僻地教職員住宅(岸良山添)	S	1978	38	258.0	教職員住宅
25	僻地教職員住宅(北方)	S	1980	36	80.0	教職員住宅

No	施設名	代表構造	代表建築年	築年数	延床面積	備考
26	僻地教職員住宅(横松団地)	S	1980	36	174.0	教職員住宅
27	国見小校長住宅	W	1985	31	95.0	教職員住宅
28	僻地教職員住宅(岸良小)	W	1982	34	61.0	教職員住宅
29	僻地教職員住宅(岸良中)	W	1986	30	30.0	教職員住宅
30	波野小・中教頭住宅	W	1987	29	196.0	教職員住宅
31	宮富小教頭住宅	W	1987	29	98.0	教職員住宅
32	高山小校長住宅	W	1988	28	92.0	教職員住宅
33	内之浦小教頭住宅	W	1990	26	80.0	教職員住宅
34	高山小教頭住宅	W	1992	24	98.0	教職員住宅
35	高山中校長住宅	W	1992	24	92.0	教職員住宅
36	高山中教頭住宅	W	1992	24	92.0	教職員住宅
37	川上小・中教頭住宅	RC	1992	24	172.0	教職員住宅
38	宮富小校長住宅	W	1993	23	95.0	教職員住宅
39	国見教員住宅	W	1994	22	98.8	教職員住宅
40	国見中校長住宅	W	1995	21	95.0	教職員住宅
41	国見小教頭住宅	W	1995	21	98.0	教職員住宅
42	国見中教頭住宅	W	1995	21	98.0	教職員住宅
43	僻地教職員住宅(岸良小)	W	2000	16	211.0	教職員住宅
44	僻地教職員住宅(岸良中)	W	2000	16	161.0	教職員住宅
45	波野小校長住宅	W	2001	15	192.0	教職員住宅
46	川上中校長住宅	W	2003	13	97.0	教職員住宅
47	僻地教職員住宅(内之浦小)	W	2003	13	80.0	教職員住宅
48	僻地教職員住宅(内之浦中)	W	2003	13	80.0	教職員住宅
49	指導主事住宅	W	2004	12	94.0	教職員住宅

(6) 子育て支援施設

No	施設名	代表構造	代表建築年	築年数	延床面積	備考
1	北方保育所(閉所)	RC	1968	48	292.0	
2	内之浦地域子育て支援センター	RC	1971	45	212.0	

(7) 保健・福祉施設

No	施設名	代表構造	代表建築年	築年数	延床面積	備考
1	老人福祉センター	RC	1978	38	533.0	
2	内之浦老人憩の家	RC	1980	36	391.0	
3	内之浦保健センター	RC	1989	27	505.0	
4	養護老人ホーム国見園	RC	1992	24	2,167.4	

(8) 医療施設

No	施設名	代表構造	代表建築年	築年数	延床面積	備考
1	岸良診療所	RC	1965	51	152.0	
2	町立病院	RC	1984	32	2,370.0	

(9) 行政系施設

No	施設名	代表構造	代表建築年	築年数	延床面積	備考
1	肝付町役場	RC	1975	41	4,409.0	
2	内之浦総合支所	RC	1995	21	4,329.1	
3	北方消防会館	RC	1968	48	105.0	
4	岸良消防会館	RC	1978	38	130.0	
5	下之門分団詰所（池之園）	W	1981	35	34.0	
6	波見分団詰所	RC	1989	27	114.2	
7	水防倉庫	W	1989	27	43.3	
8	富山分団詰所	W	1990	26	50.5	
9	有明分団詰所	W	1990	26	72.2	
10	宮下分団詰所	W	1991	25	63.2	
11	下之門分団詰所	RC	1992	24	76.0	
12	津曲分団詰所	RC	1992	24	63.0	
13	論地分団詰所	RC	1994	22	76.0	
14	本城分団詰所	RC	1995	21	75.8	
15	下住分団詰所	RC	1995	21	74.9	
16	野崎分団詰所	RC	1996	20	75.8	
17	西部分団詰所	RC	1998	18	144.8	
18	川上分団詰所	RC	2000	16	75.8	
19	後田分団詰所	RC	2001	15	103.8	
20	東部分団詰所	RC	2004	12	151.0	
21	南方分団詰所	RC	2009	7	98.0	

(10) 町営住宅

No	施設名	代表構造	代表建築年	築年数	延床面積	備考
1	染木住宅	W	1951	65	28.0	
2	白坂住宅	W	1952	64	85.0	
3	神社前住宅	W	1955	61	208.0	
4	有明住宅	W	1957	59	28.0	
5	西横間住宅	RC	1957	59	338.0	
6	大平見住宅	CB	1963	53	419.0	
7	上之原住宅	CB	1965	51	434.0	
8	前田住宅	CB	1967	49	189.0	
9	西麓住宅	W	1969	47	82.0	
10	有明共済住宅	W	1969	47	74.0	
11	本地住宅2号	CB	1970	46	63.0	
12	旧波野小中校長住宅	W	1977	39	156.0	
13	原之村住宅	CB	1978	38	587.0	
14	下之迫住宅	CB	1979	37	259.0	
15	福留住宅	CB	1979	37	416.0	
16	横嶺第一住宅	CB	1979	37	1,347.0	
17	下之迫住宅第二住宅	CB	1980	36	327.0	
18	丸岡住宅	CB	1980	36	864.0	

No	施設名	代表構造	代表建築年	築年数	延床面積	備考
19	津房団地	RC	1980	36	2,912.0	
20	西方団地	RC	1982	34	1,631.0	
21	横嶺第二住宅	RC	1982	34	408.0	
22	大脇住宅	RC	1983	33	1,698.0	
23	北方公営住宅（共済）	W	1985	31	90.0	
24	花牟礼住宅	W	1988	28	1,110.0	
25	赤池団地	RC	1988	28	421.0	
26	有明小教頭住宅	RC	1992	24	86.0	
27	川路住宅	W	1993	23	93.0	
28	アメニティハウス三反	RC	1994	22	558.0	
29	一般住宅(北方)	W	1994	22	70.0	
30	新地一般住宅	W	1994	22	187.0	
31	ROCKTOWN 西方	RC	1995	21	433.0	
32	有明小校長住宅	RC	1996	20	92.0	
33	ハートフルランド横間	RC	1996	20	557.0	
34	本地住宅1号	W	1996	20	68.0	
35	ニュー西が丘住宅	RC	1997	19	1,221.0	
36	花ノ木団地	RC	1997	19	1,300.0	
37	野崎地区定住促進団地	W	1998	18	600.0	
38	上向団地	RC	1999	17	803.0	
39	富山地区定住促進団地	W	2000	16	714.0	
40	松原住宅（定住促進）	W	2000	16	224.0	
41	岸良東団地	RC	2001	15	998.0	
42	中牧住宅	W	2002	14	480.0	
43	上北住宅（定住促進）	W	2002	14	365.0	
44	教育長住宅	W	2004	12	65.0	
45	ポナール高山	RC	2004	12	1,212.0	
46	駅前団地	RC	2010	6	505.0	

(11) 公園

No	施設名	代表構造	代表建築年	築年数	延床面積	備考
1	上床公園	W	1988	28	19.0	
2	海蔵ふれあいパーク	RC	1992	24	28.0	
3	牟礼権現公園	W	1995	21	132.8	
4	叶岳ふれあいの森	W	1996	20	1,305.0	
5	シーサイドパーク岸良	W	1999	17	79.0	

(12) その他

No	施設名	代表構造	代表建築年	築年数	延床面積	備考
1	東部分団詰所跡	RC	1973	43	141.0	
2	後田分団詰所跡	W	1973	43	40.0	
3	農業改良普及センター跡	RC	1973	43	397.0	
4	倉庫	RC	1978	38	179.0	
5	新富研修館	W	1981	35	142.0	
6	借用住宅(警察)	W	1993	23	72.9	
7	ロケット基地公衆便所	RC	1997	19	52.6	
8	医師住宅	W	1999	17	284.0	
9	国見トンネル公衆トイレ	RC	2005	11	49.3	
10	川上基地局	S	2007	9	49.0	
11	大浦基地局	S	2011	5	16.0	
12	宮原北基地局	S	2015	1	22.0	
13	宮原南基地局	S	2015	1	35.0	
14	姫門基地局	S	2015	1	30.0	

本町が保有する公共施設は、全 183 施設、501 棟、総延床面 136,099 m²である。その結果、下表や次頁で示すように、棟数及び延床面積では他自治体と同様に「学校教育系施設」が圧倒的に多いことが分かる。施設数では「町営住宅」が多くなっている。産業系施設には、堆肥施設等の大型施設が有り、施設数に比べ延床面積が多くなっている。

表 分類別公共施設集計表

NO	大分類	延床面積 (m ²)	施設数	棟数	割合
1	町民文化系施設	12,585	17	24	9.2%
2	社会教育系施設	898	3	5	0.7%
3	スポーツ・レクリエーション系施設	16,773	11	30	12.3%
4	産業系施設	14,493	9	22	10.6%
5	学校教育系施設	46,484	49	201	34.2%
6	子育て支援施設	504	2	3	0.4%
7	保健・福祉施設	3,596	4	6	2.6%
8	医療施設	2,522	2	3	1.9%
9	行政系施設	10,365	21	33	7.6%
10	町営住宅	24,805	46	128	18.2%
11	公園	1,564	5	28	1.2%
12	その他	1,510	14	18	1.1%
合 計		136,099	183	501	100.0%

また人口 15,664 人（平成 27 年国勢調査）で換算すると人口一人当たりの床面積は、8.69 m²/人となり、国の平均 3.75 m²/人及び鹿児島県全自治体の平均 5.70 m²/人を上回っている。

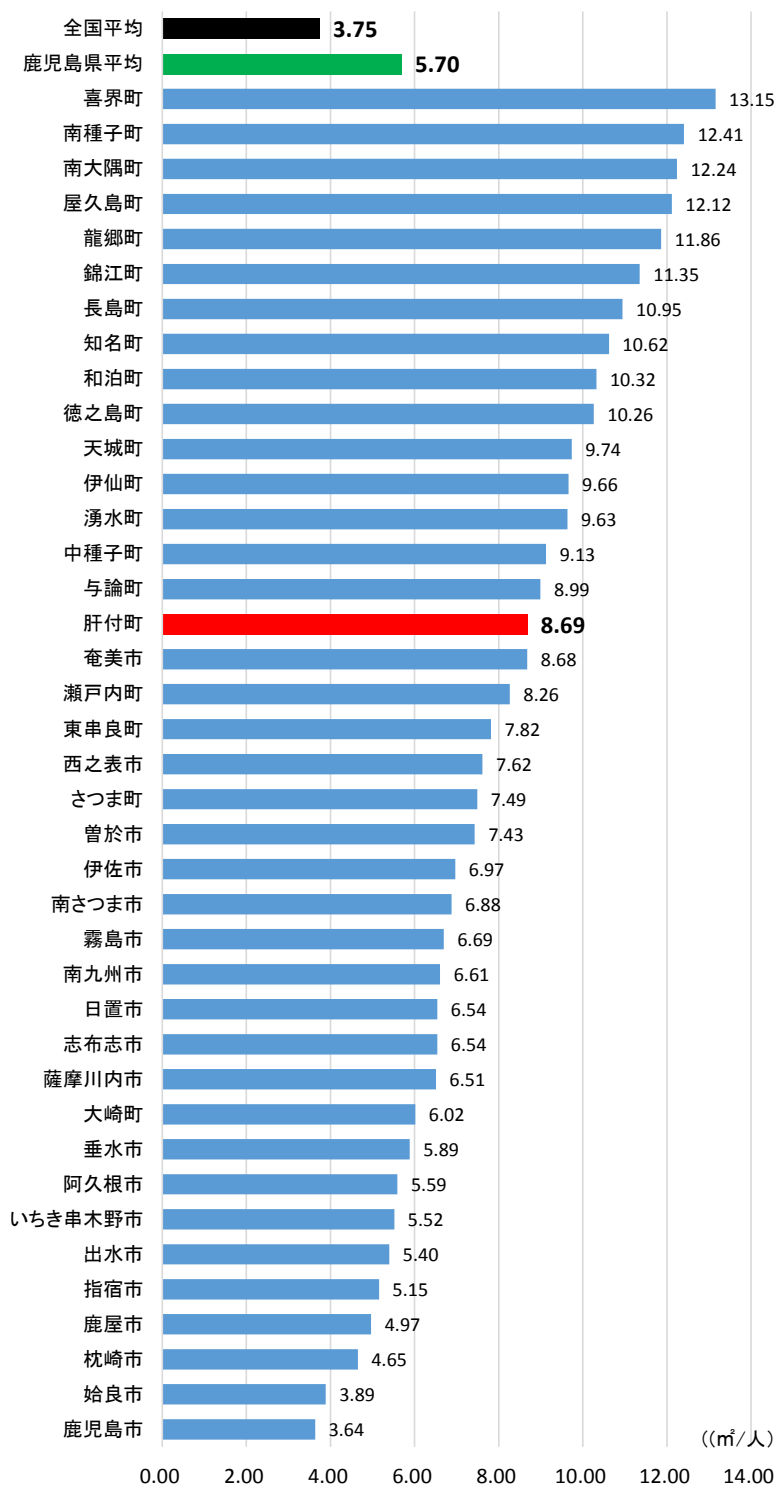


図 県内自治体（市町）一人当たり延床面積

※国及び他自治体の数値は平成 24 年総務省調べを再集計

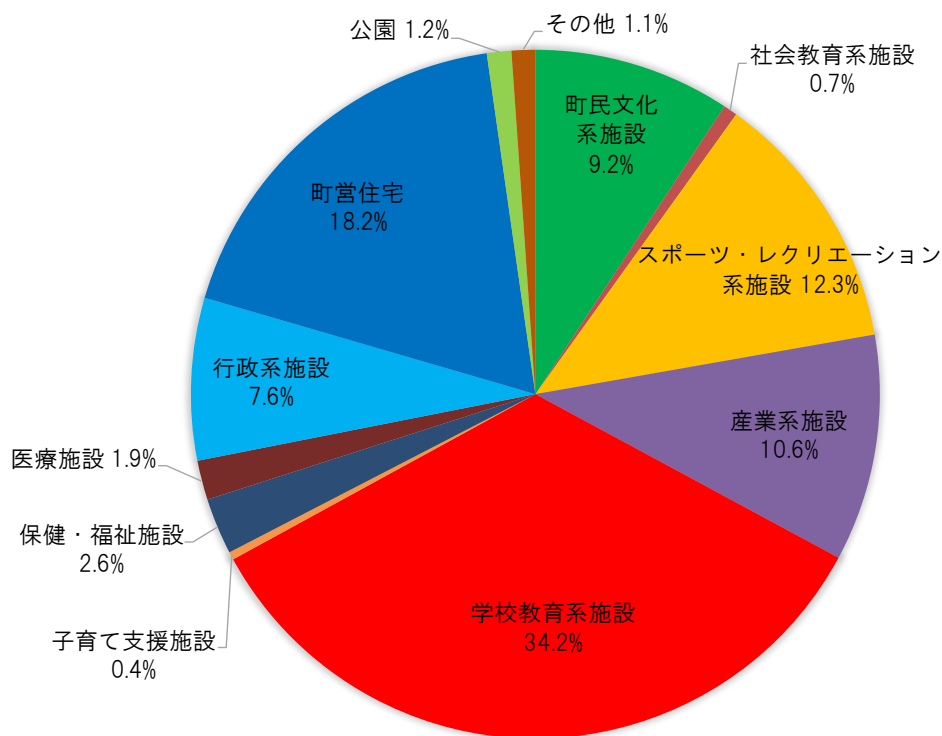


図 分類別公共施設 割合グラフ

次図は、本町が保有する公共施設の建設年別に延床面積を積み上げたものである。本町では 1960 年頃から学校教育系施設等を中心に施設の整備が緩やかに始められ、1980 年以降もほぼ毎年整備されている。町の規模から考察すると施設の延床面積は少し多い傾向が見られる。また耐震性能に劣る 1981 年以前に建設された（いわゆる旧耐震設計）施設が 3 割程度ある。その中で、学校教育系施設が占める割合が高いことが見受けられるが、小学校・中学校の必要な施設についての耐震性の改善は対応済みである。

一般的に建築後 30 年程度を経過すると、大規模改修等や建替えの検討が必要となる施設が増え、多くの整備費用が必要になる時期を迎える。本町では 4 割程度の施設が築 30 年以上に該当するが、既に規模改修を実施した施設、町営住宅に関しては長寿命化計画に沿って補修工事等を実施している施設もある。逆に建設以来まったく手を加えていない施設もある。それらについては整備を早急に検討する必要がある。整備費用も多大になるため、適切な施設マネジメントが必要となる。

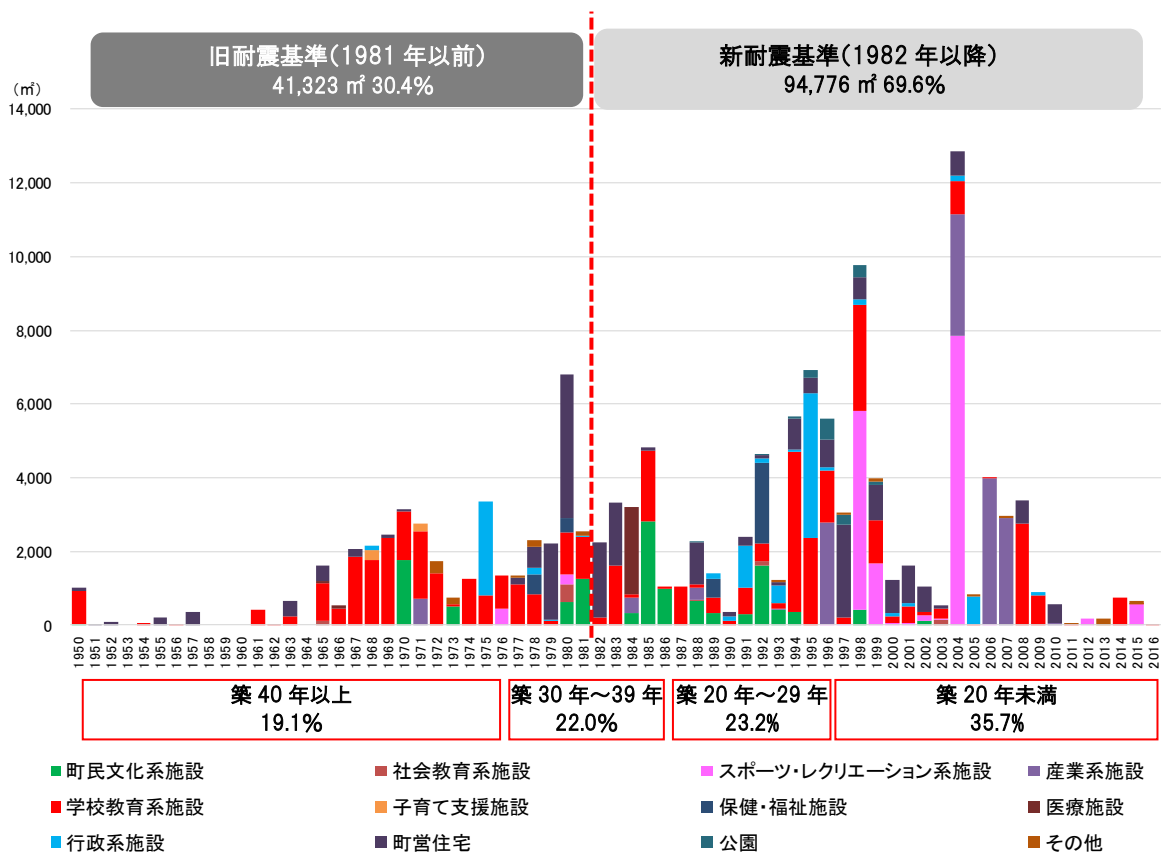


図 公共施設 年度別整備延床面積

表 築年数区分延床面積

大分類	築40年 以上	築30年 ～ 39年	築20年 ～ 29年	築20年 未満	合計
町民文化系施設	2,323	6,028	3,683	551	12,585
社会教育系施設	119	500	117	162	898
スポーツ・レクリエーション系施設	451	270	24	16,028	16,773
産業系施設	718	420	3,119	10,236	14,493
学校教育系施設	16,693	8,184	11,144	10,463	46,484
子育て支援施設	490	0	14	0	504
保健・福祉施設	0	924	2,672	0	3,596
医療施設	152	2,370	0	0	2,522
行政系施設	2,674	244	6,111	1,336	10,365
町営住宅	1,948	10,566	3,702	8,589	24,805
公園	0	0	868	696	1,564
その他	512	387	73	538	1,510
合計	26,080	29,893	31,527	48,599	136,099
割合	19.1%	22.0%	23.2%	35.7%	100.0%

※不明は築40年以上に含む

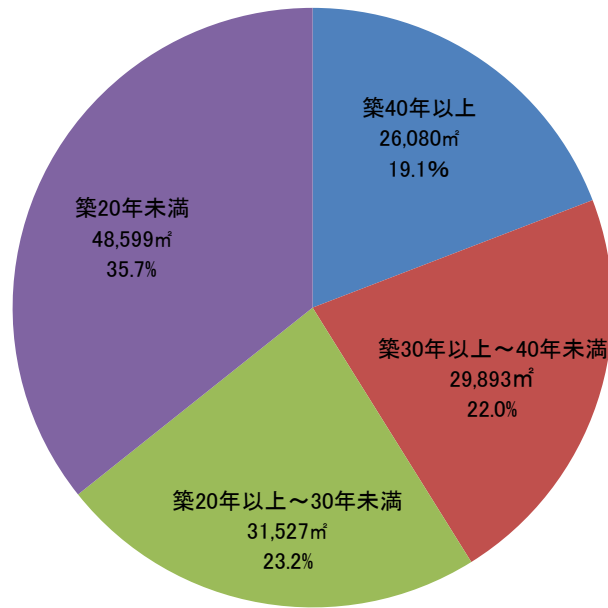


図 建築物築年数区分グラフ (単位：m²)

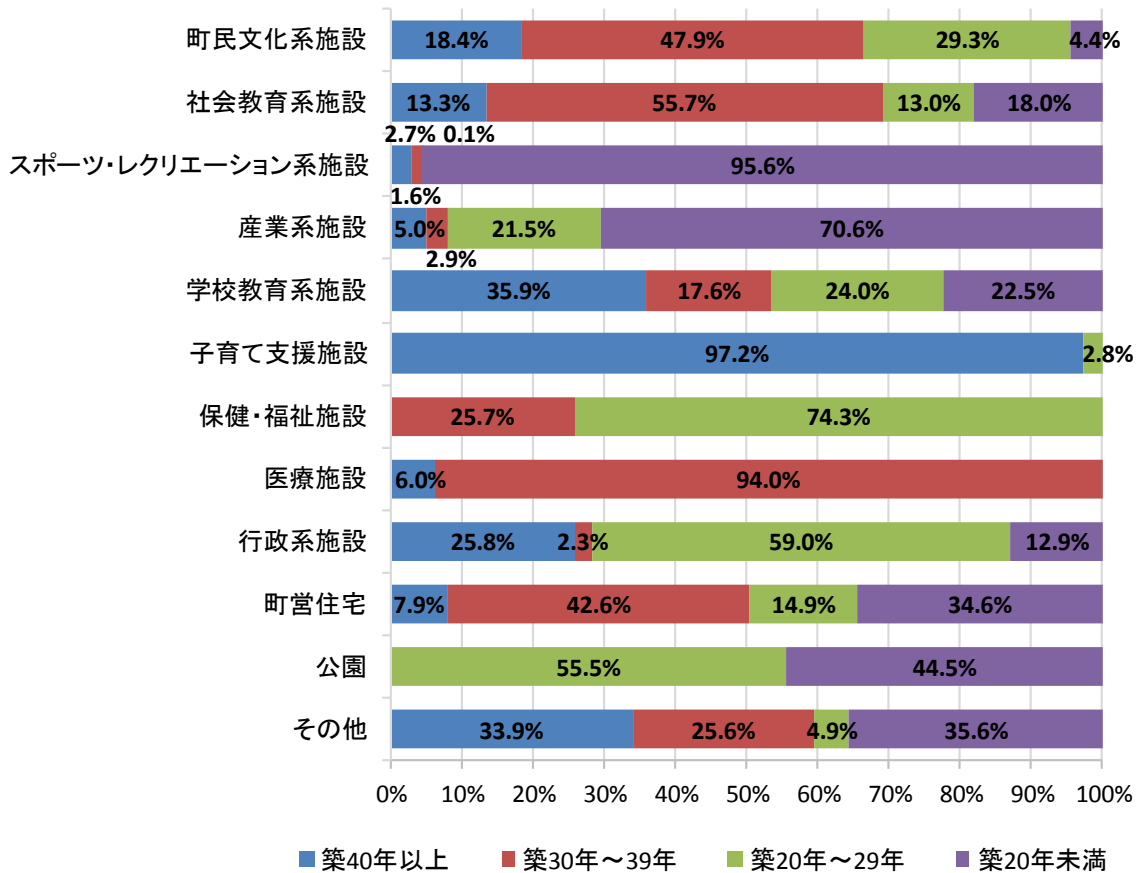


図 建築物築年数区分グラフ

本町の公共施設は、鉄筋コンクリート(RC)が最も多く7割近くを占め、次いで鉄骨造(S)の1割強となっている。

構造別建設年別延床面積の割合をみると、鉄筋コンクリート(RC)は築30年以上経過している建物が5割程度ある。また町営住宅は木造(W)とコンクリートブロック(CB)も多くあるが、これらは鉄筋コンクリート(RC)に比べ耐用年数は短い。

表 構造別延床面積

構造	延床面積(㎡)	割合
鉄筋コンクリート(RC)	92,908	68.2%
鉄骨造(S)	15,762	11.6%
木造(W)	20,139	14.8%
コンクリートブロック(CB)	7,192	5.3%
構造不明	98	0.1%
合計	136,099	100.0%

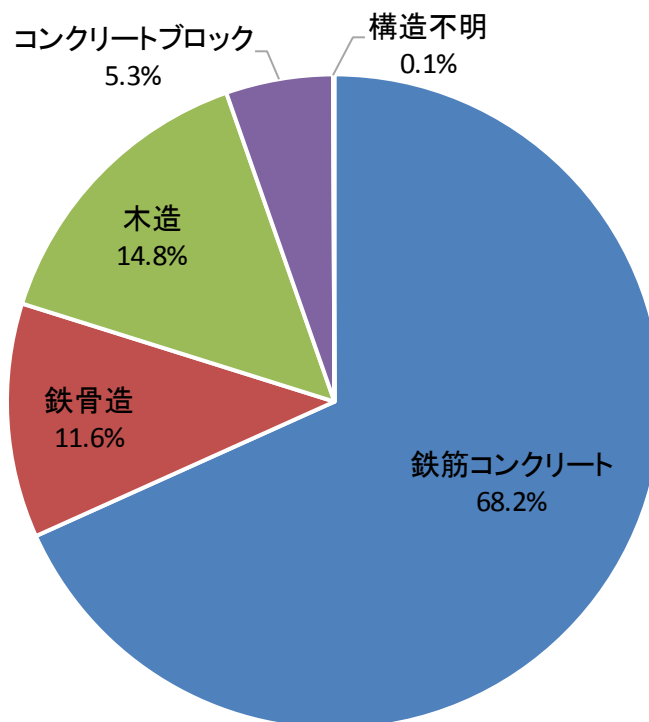


図 構造別延床面積の割合

表 大分類別構造別延床面積

大分類	RC	S	W	CB	不明	延床面積 (㎡)
町民文化系施設	8,564	805	3,216			12,585
社会教育系施設	500		279	119		898
スポーツ・レクリエーション系施設	12,938		1,712	2,123		16,773
産業系施設	906	10,571	3,016			14,493
学校教育系施設	38,416	3,152	4,879	37		46,484
子育て支援施設	504					504
保健・福祉施設	3,507		89			3,596
医療施設	2,522					2,522
行政系施設	9,040	909	318		98	10,365
町営住宅	15,114	88	4,690	4,913		24,805
公園	144	19	1,401			1,564
その他	753	218	539			1,510
合計	92,908	15,762	20,139	7,192	98	136,099

表 構造別築30年以上・未分類延床面積

築年数	RC	S	W	CB	構造不明	合計
築30年以上	44,446	3,445	2,425	5,061	0	55,377
築30年未満	47,940	12,317	17,640	2,131	98	80,126
不明	522	0	74	0	0	596
合計	92,908	15,762	20,139	7,192	98	136,099

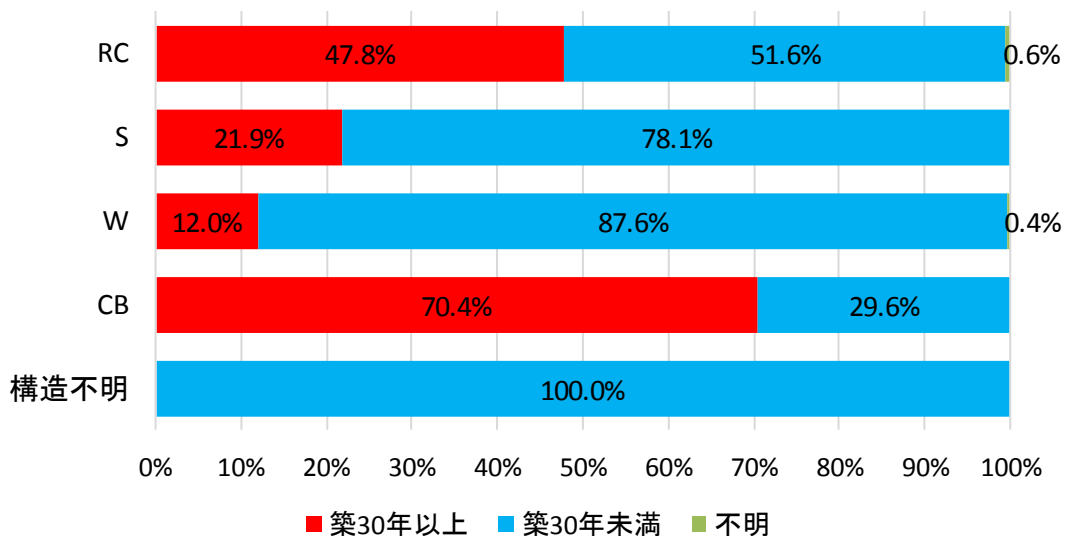


図 構造別築30年以上・未分類割合

3. 公共施設の将来更新費用の推計

集計した公共施設の「建築年」、「施設項目」及び「延床面積」に対して下記の通り改修周期等を考慮した単価により将来更新費用の推計を行った。

推計の結果、今後40年間の更新費用の推計総額は522.9億円となり、年更新費用の平均は約13.1億円（更新・大規模改修費のみ。維持費は含まない。）となった。

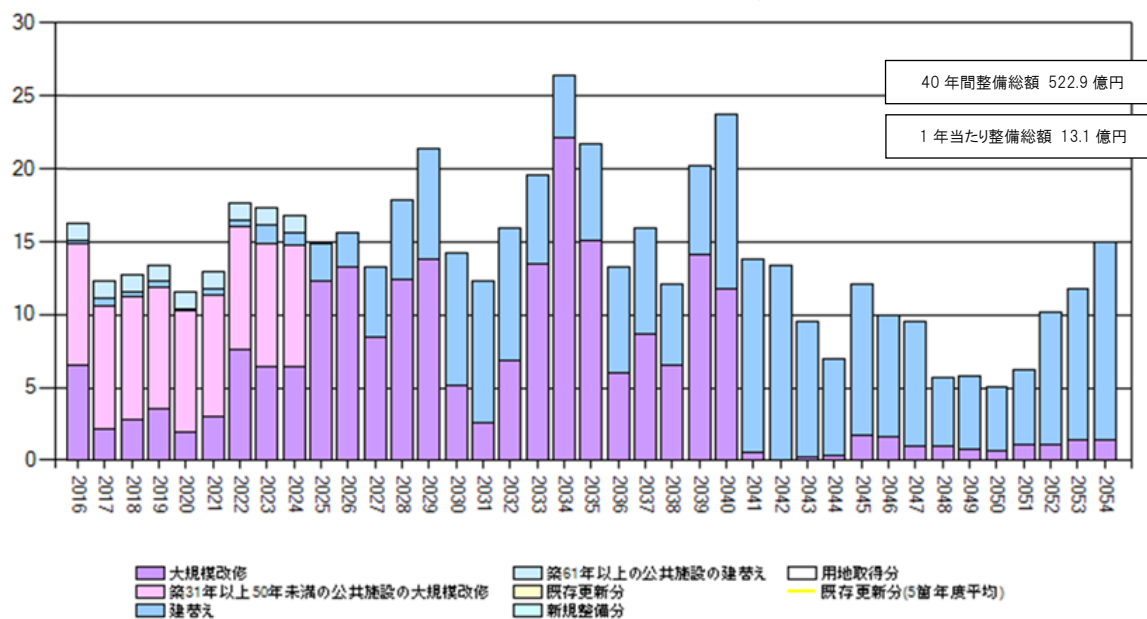


図 公共施設の将来更新費用（公共施設）

表 大規模改修周期

大規模改修周期	年
実施年数	30
修繕期間	2

表 建替え周期

建替え	年
更新年数	60
建替え期間	3

表 積み残し対応期間※

積み残し対応期間	年
大規模改修周期	10
建替え	10

※既に対応周期を過ぎている場合の実施する目安

表 改修費及び建替え費用の目安

施設項目	大規模改修費用	建替え費用	単位
町民文化系施設	25	40	万円/㎡
社会教育系施設	25	40	万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36	万円/㎡
産業系施設	25	40	万円/㎡
学校教育系施設	17	33	万円/㎡
子育て支援施設	17	33	万円/㎡
保健・福祉施設	20	36	万円/㎡
医療施設	25	40	万円/㎡
行政系施設	25	40	万円/㎡
町営住宅	17	28	万円/㎡
公園	17	33	万円/㎡
その他	20	36	万円/㎡

※上記金額は総務省更新プログラム積算デフォルト値

4. 土木インフラの現状と将来更新費用の推計

下記の改修周期を考慮した単価により、公園を除くインフラ施設の将来更新費用の推計を行った。上水道は特別会計のため、推算していない。また公園の更新費用においてトイレ等は施設更新に参入しており、土地の管理は推計の対象外とした。

(1) 道路

道路の全面積に対し、今後40年間の整備総額は156.1億円となる。この結果、年当たりの平均整備額は3.9億円となる。

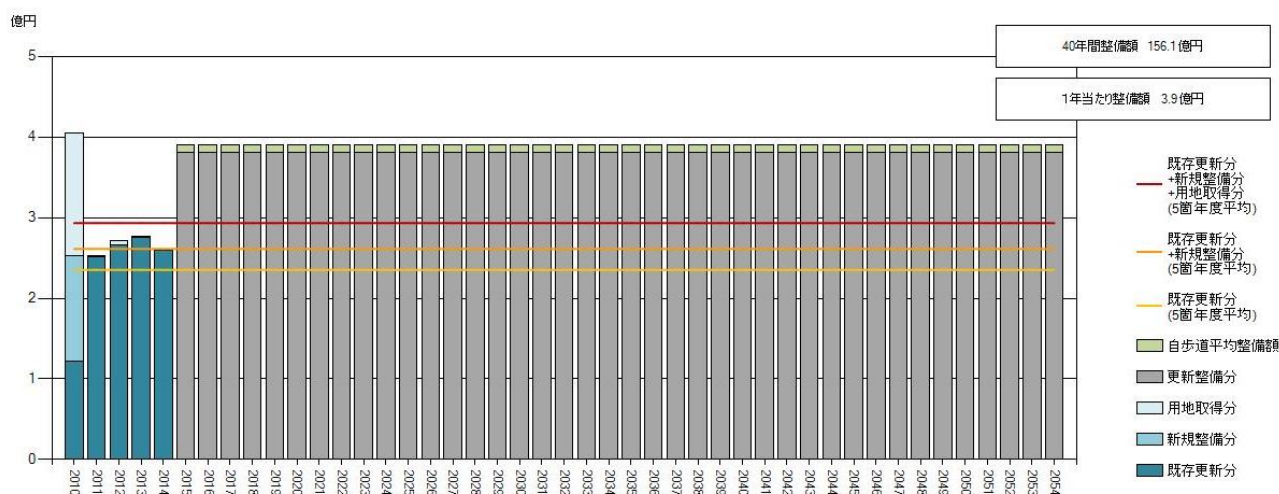


図 道路総面積による将来の更新費用の推計

(2) 橋梁

更新費用の推算の結果、橋梁の構造別による今後40年間の整備総額は33.4億円となる。この結果、年当たりの平均整備額は0.8億円となる。

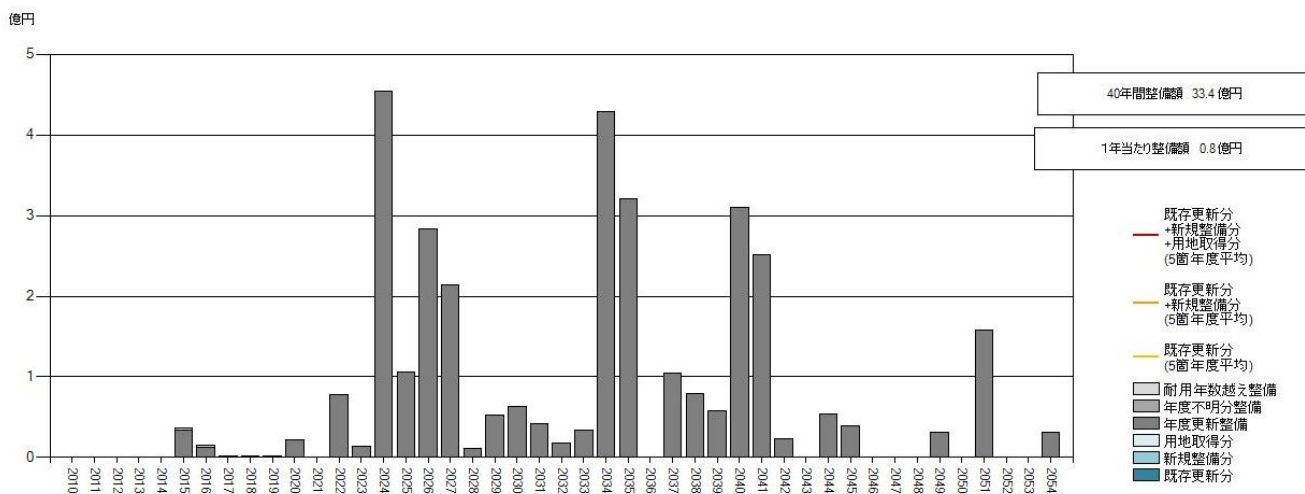


図 橋梁構造別面積による将来の更新費用の推計

道路（町道）は、実延長約 292,789m（面積：1,214,815 m²）となっている。橋梁は、管理対象橋梁の実延長が、1,909.6m（面積 9,528.3 m²）となっている。上水道は、総延長 128,079mとなっている。

表 主要インフラの状況

インフラ	実延長(m)	総面積(m ²)	備考
道路	292,789	1,214,815	
橋梁	1,909.6	9,528.3	
上水道	128,079	—	
公園	—	—	丸岡公園・鉄道公園・福留公園・波見公園

上記数量に対して下記の改修周期を考慮した単価により、公園を除くインフラ施設の将来更新費用の推計を行った。（上水道は特別会計のため、推算していない。また公園の更新費用においてトイレ等は施設更新に参入しており、土地の管理は推計の対象外とした。）

表 道路更新費用の目安

道路更新	更新単価（円/m ² ）	更新年数
一般道路	4,700	15
自転車歩行者	2,700	15

表 橋梁更新費用の目安

橋梁更新	更新単価（千円/m ² ）	更新年数	積み残し
橋梁	425	60	5

※上記金額は総務省更新プログラム積算デフォルト値

第4章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1. 公共施設等の課題

課題1：将来人口の減少に対する課題

本町は、近年人口は減少傾向を示しており、全国的に将来的な人口減少が叫ばれる中、確実に将来人口が減少することが見込まれるため、その将来的な人口規模に応じた公共施設のあり方を検討していく必要がある。

課題2：少子・高齢化の進展に対する課題

本町の年齢区分別人口の割合の推移において、65歳以上の人口の割合が確実に増加しており、平成27年時点では約39.1%と超高齢社会の定義で示される21.0%を大きく超えている。

本町が策定した「まち・ひと・しごと総合戦略人口ビジョン」（以下「人口ビジョンという」）における人口予測によると、2060年には9,100人となる。その一方で、生産年齢人口は減少することが予測されており、将来的な人口構造の大きな変化に応じた公共サービスの内容を見直していく必要がある。

課題3：財源の減少に対する課題

人口減少と同時に起こる人口構成の大きな変化に伴って、町税の徴収額が影響を受けると同時に高齢者のための医療・福祉関連経費の増大が避けられず、投資的経費にあてることができる財源に大きな制約が生じることが容易に予測される。

また、公共施設の老朽化の進行による改修や更新が順次発生し、減少する財源に反比例して、公共施設の維持管理のための費用の増大が見込まれている。

限りある財源の中で必要な公共サービスを維持していくためには、その公共サービスのレベルを保つために最低限必要となる施設総量の目標値を定め、総量削減の目標達成のための施設の統合や用途廃止等対応を図る必要がある。

課題4：施設量縮減、除却に関する課題

本町は2町による合併を行っている。それぞれ旧町が所有していた施設については、効率的な配置や運用方法を検討する必要がある。除却がそのまま住民サービスの低下になる場合も考えられるため、施設量縮減に際しては、施設量が縮減されても、住民サービスの水準が下がらないように、施設の統合化等においては機能的な施設の整備を図る必要がある。

2. 基本方針のまとめ

(1) 基本方針

本町が策定した「まち・ひと・しごと総合戦略人口ビジョン」(以下「人口ビジョンという」)において、人口予測を行っているが、本町の総人口は、平成 27 年国勢調査 15,644 人から、平成 72 年には 9,100 人となり、約 58%減少すると予測されている。

財政状況も高度経済成長期とは状況が異なり、歳入の増加が見込めない中で、扶助費は依然として増加傾向にある。

現在、本町が保有する主な公共施設全 183 施設、501 棟、総延床面 136,099 m²のうち、建築後 30 年以上が経過している施設が 4 割程度を占めている。これらの施設は大規模な改修や建替えの時期を迎えることになるが、更新費用として、今後 40 年間で 522.9 億円(年平均約 13.1 億円)が必要と算定されている。またインフラ施設において、道路、橋梁の整備だけでも、今後 40 年間で 189.5 億円(年平均約 4.7 億円)が必要と算定されている。両方を併せると、今後 40 年間で 712.4 億円(年平均約 17.8 億円)必要と算定されている。過去 6 年間に於いて、これら施設整備に充てることができる投資的費用である普通建設事業費の平均は約 14.8 億円であり、現状の予算規模でも年間約 3 億円(今後 40 年間では約 120 億円)も不足している状況にある。また財政の歳入は減少していくことは必至で、町が策定した財政計画によると、10 年後の平成 38 年時での普通建設事業費は 7.6 億円程度で計画されており、その時点で既に 10.2 億円不足することとなる。今後新設はもちろん本町が保有している全ての公共施設を更新・建替えをすることは難しく、施設の量や質をそのまま維持することは困難であるといえる。本町はこれらの現状を踏まえ、公共施設の維持管理のあり方として以下の方針を掲げる。

【肝付町公共施設マネジメントの基本方針】

方針 1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る

【公共施設(建築物)の新規整備の抑制】

【既存施設の見直し(複合化、縮減)】

方針 2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

【予防保全型の維持補修への転換】

方針 3 公共施設の効率的な管理運営を目指す

【維持管理コストの最適化】

方針1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る

【公共施設(建築物)の新規整備の抑制】

- ・住民の新たなニーズや行政サービス体制の変化に対応するなど、新規に公共施設の整備が必要となった場合は、既存施設や土地の有効活用等を検討し、既存施設の複合化や転用等により有効活用を図ることを検討するものとする。
- ・公共施設の複合化、転用等の実施が難しい場合に、真に必要な新規整備を行う場合は、ライフサイクルコスト等を十分に検討するとともに、財政状況に見合った「施設総量の最適化」を図りながら、新たな整備に対応するものとする。

【既存施設の見直し(複合化、縮減)】

- ・利用者が少ない施設や空きスペースが見られる施設については、将来においても有用な施設であるかを把握した上で、施設機能の移転や施設の統廃合を含めた施設保有のあり方等、施設の現状を評価・検証し、短期もしくは中長期的な視点により施設の統廃合、複合化の可能性を常に検討する。
- ・老朽化に伴い更新する場合は、施設機能を維持しつつ、周辺施設との複合化や集約化、又は他施設からの転用等について検討する。
- ・複合化が難しい施設の更新は、ライフサイクルコストを検討し、必要最小限の規模とする。
- ・公共施設の除却や複合化等を行う際は、優位な補助金や起債等を活用するほか、公共施設除却等基金（仮称）を創設し、将来負担の軽減を図るものとする。

方針2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

【予防保全型の施設維持への転換】

- ・改修・更新経費の平準化を行う際には、劣化や損傷などが生じた後に改修などを行う従来の「事後保全」から異常の兆候を事前に把握・予測して、計画的に改修などする「予防保全」への転換が有効とされている。
- ・本町では予防保全の考え方を取り入れることにより、施設の長寿命化及び財政負担の平準化を図る。その際、ライフサイクルコストの考え方により、改修・更新時の企画、設計段階において、その後の維持管理コストの最適化を検討する。
- ・工事の実施に当たっては、財政状況を勘案し、緊急度の高いものから優先順位を付して行うよう検討する。

方針3 公共施設の効率的な管理運営を目指す

【維持管理コストの最適化】

- ・施設の維持管理費用については、ライフサイクルコストの検討の際に、光熱水費、委託費（清掃、警備、保守点検等）等の維持管理費の適正化を図り、その縮減を

図る。

- ・日常の管理や費用縮減についての指針を示した維持管理マニュアルを作成するなど、効率的な施設管理を推進し、運営コストの最適化に取り組む。

3. 維持管理・更新費用の削減目標の設定

現状の予算規模から主たる公共施設で既に年間3億円、計画で10億円の不足が生じると推定されている。よって今後前項に掲げた基本方針における取り組みを実施することにより、維持管理・更新費用を今後40年間で40%圧縮することを目標とする。

4. 公共施設等の維持管理方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設の安全確保や効率的かつ効果的な維持管理・更新等の方向性や整備の優先度を検討する上で、公共施設等の点検・診断を的確に行うことが重要となる。

施設管理者による日常点検、法令等に基づく定期点検、災害や事故発生時に行う緊急点検の3種類の点検結果の一元管理を行い、点検履歴、修繕履歴の蓄積を行うことを目的とするデータベースを構築する。

そのデータベースに蓄積した情報を今後の総合管理計画の見直しの際に反映して計画の充実を図ると同時に、各施設管理者における維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策に関する情報共有を図る。

「公共施設診断の対象となる評価項目」から抜粋した下記項目により、本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断を目指す。

耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など、既往の診断があるものはそのデータを利用する。

表 公共施設診断の対象となる評価項目

記号	評価項目	評価内容
1	安全性	・敷地安全性(耐災害)、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
2	耐久性	・建物部位(構造・外装など)の耐久性・劣化状況
3	不具合性	・施設各部位(構造・仕上・付帯設備・建築設備)の不具合性
4	適法性	・建築法規、消防法、条例

出典：(FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より構成

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来からの公共施設等における維持管理・修繕については、施設に不具合が生じてから、修繕や更新を行う「事後保全型管理」が大部分であり、定期的に取り換えや交換・更新を行う「予防保全型管理」や、点検によりその劣化度や状態を見ながら修繕更新を行う「状態監視保全」は、ほとんど実施されていない状況にあった。また、所管課毎に公共施設の管理を行っているため、同じ状況であってもその対応は、異なっていた。

従って、維持管理体制の整備だけでなく、施設の点検等における各施設の状態を把握した上で、これまでの一部の部門を除いて「事後保全型管理」が中心であった維持管理から、点検・診断実施結果から各施設分類など個々の施設の状況に応じて「予防保全型管理」と「状態監視 保全型管理」と「事後保全型管理」の3つに分類し、財政的、物理的な条件を加味した計画的な維持管理により、各施設の長寿命化とともに各年度の財政的な負担の平準化を目指す。

点検・診断実施の検討段階においては、その施設の必要性、対策の内容や時期を検討し、社会情勢や住民の要望等から、その施設に必要性があると判断される場合は、更新等機会を捉えながら質的な向上や現在求められる機能への変更、用途変更などを図る。また必要性が無い、もしくは低いとされたものについては、用途廃止や除却、他施設への複合化や集約を検討していくものとする。

公共施設等に関する保全のための情報をデータ化し、データの活用、継続性、統一性、効果性を高めていき、情報を一元的に管理し、年度により大きく変動する公共施設等の改修や更新に要する費用を施設の選択と集中、かつ優先順位を定め、各年度の予算の平準化に努め、将来の施設の維持・更新に活用するほか、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、適宣計画を見直し、PDCAサイクルを循環していくものとする。

(3) 安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努める。さらに災害時に防災拠点や避難所となる建物系施設もあるため、点検の結果をデータベース化し、危険が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえた上で計画的な改修、解体、除却の検討を行った上で速やかに対応する。

また、老朽化等により供用廃止された施設や、今後とも利用する見込みが無い施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除却する等対策を講じ、安全性の確保を図る。

次表は施設の安全性及び耐久性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものだが、高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性が挙げられ、これらも参考に安全確保の推進を図る。

表 施設の安全確保に係る項目

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
		敷地安全対策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無
	危険物の種類		・消防法危険物(1類・2類・3類)・有・無	
	保安距離	・危険物から50m以内、200m以内		
	建築物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	・許容積載荷重・超過
		耐震安全性	建設年	・1981年6月以前
			耐震診断	・ ls 値 >0.6 / $0.6 > ls$ 値 >0.3 / $0.3 > ls$ 値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
		免震、制震	・有・無	
		耐風安全性	耐風等級	・等級
		対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
		対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
		空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散
			水質検査	・有・無
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況(年代・部位)
PCB 排除			・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況(年代・部位)	
フロン・ハロン対策			・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況	
CCA対策			・木造土台の CCA・有無	
公害防止性		日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度	
		風害防止性	・風害防止要件の満足度	
		電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度	
	騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度		
	障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度		
外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度			

出典：(FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版))

(4) 耐震化の実施方針

学校の校舎については耐震補強が完了している。

しかしながら利用度の高い施設の中でも、旧耐震基準によって建設され、かつ耐震補強が終わっていない施設が存在するため、施設の安全性の確保を最優先にして耐震化もしくは施設更新による安全性の確保を図る。また施設の安全性の確保については天井・窓ガラス・内外壁等の非構造部材の安全対策も実施する。

(5) 長寿命化の実施方針

施設の長寿命化の実施については、施設の状況をしっかりと把握した上で、所管課内にとどまらず、全庁的に横断的な体制で検討し、個別計画を策定した上で、原則的に下記要領に基づいて実施していくものとする。

① 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置き、総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図る。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することである。

② 計画的な保全、長寿命化計画

施設は建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができる。

しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれる。さらに施設の寿命を延ばすには、長寿命改修工事が必要となる。

本町の公共施設では、建替周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点の診断によって更に使用が可能と判断されれば、長寿命改修工事を行って80年まで長期使用し、コストを削減することも検討する。

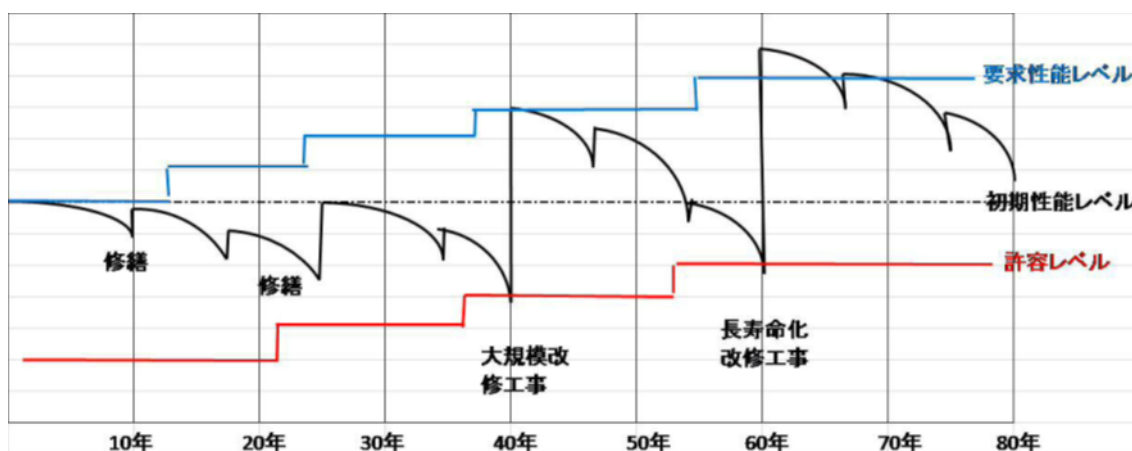


図 長寿命化における経過年数と機能・性能の概念図

③ 耐用年数の設定について

建築物は、老朽化による物理的な耐用年数だけではなく、経済的、機能的な観点から建替えや解体されることがあります。それぞれ要因による耐用年数の定義は下表の通りである。

表 耐用年数決定の要因

耐用年数決定の要因	内容
①物理的要因	建物躯体や構成材が経年劣化など自然的原因、物理的あるいは化学的原因により劣化し、要求される限界性能を下回り、建築物が滅失する年数。 一般的には、事前に自然崩壊する前に解体され、建替えることになる。
②経済的要因	建築物の機能が低下していく中で、不具合や故障が発生するため、事前にもしくは事後にその復旧を行う必要が発生する。不具合や故障の程度、頻度により、継続使用するための補修・修繕費その他費用が、改築費用を上回り建替えるよりも復旧する方が高額と見込まれる場合は、解体され、建替えることになる。
③機能的要因	使用目的が当初の計画から変わったり、建築技術の革新や社会的要求の向上による機能の陳腐化もしくは、新たな要求が求められ、建築物の形態、構造など新しい要求に対応できない場合は、機能的な寿命に達したと判断し、建替えることになる。
④法的要因	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数。

※耐用年数の長さは一般的には③<④<②<①となる。

本町の公共施設の構造は、鉄筋コンクリートが最も多いため、マネジメントにおいては、コンクリート構造の耐用年数の決定が重要となる。目標耐用年数については、さまざまな評価基準があるが、老朽化に伴う総合的な評価によって1棟の建築物として設定する耐用年数が「目標耐用年数」となる。

建築物の寿命は、構造、立地条件、使用状況の違いなどによっても大きく左右されるが、階高や広さなどに余裕を持った建物や新耐震基準施設は(1981年以降建設の施設)は、計画的な保全を実施すれば100年以上も長持ちさせることができる可能性がある。

表 RC造の目標耐用年数

目標耐用年数	代表値	範囲	下限値
高品質	100年	80年～120年	80年
普通品質	60年	50年～80年	50年

出典：(社)日本建築学会編・発行「建築物の耐久計画に関する考え方」

新耐震基準で設計されたコンクリート構造の目標耐用年数は、原則として高品質の下限值及び普通品質の最大値である 80 年として計画を設定する。(旧基準は代表値である 60 年に 10 年を加えた 70 年とする。)

ただし、計画の詳細検討においては、ライフサイクルコストを算出するとともに、次項「具体的な判定方法」を実施した上で確定する。また、その他構造別に、本町の公共施設の望ましい目標耐用年数は下記の通りとする。

表 本町建築物の目標耐用年数

RC (新耐震)	RC (旧耐震)	木造	鉄骨造	その他
80 年	70 年	50 年	50 年	50 年

参考：「建築物の耐久計画に関する考え方」(日本建築学会)

築 20 年～30 年以上経過した施設の長寿命化については、現存の施設の状況を把握し設定する必要がある。具体的には、概ね 35 年を経過した以下のフローにより長寿命化の可否について確認する。

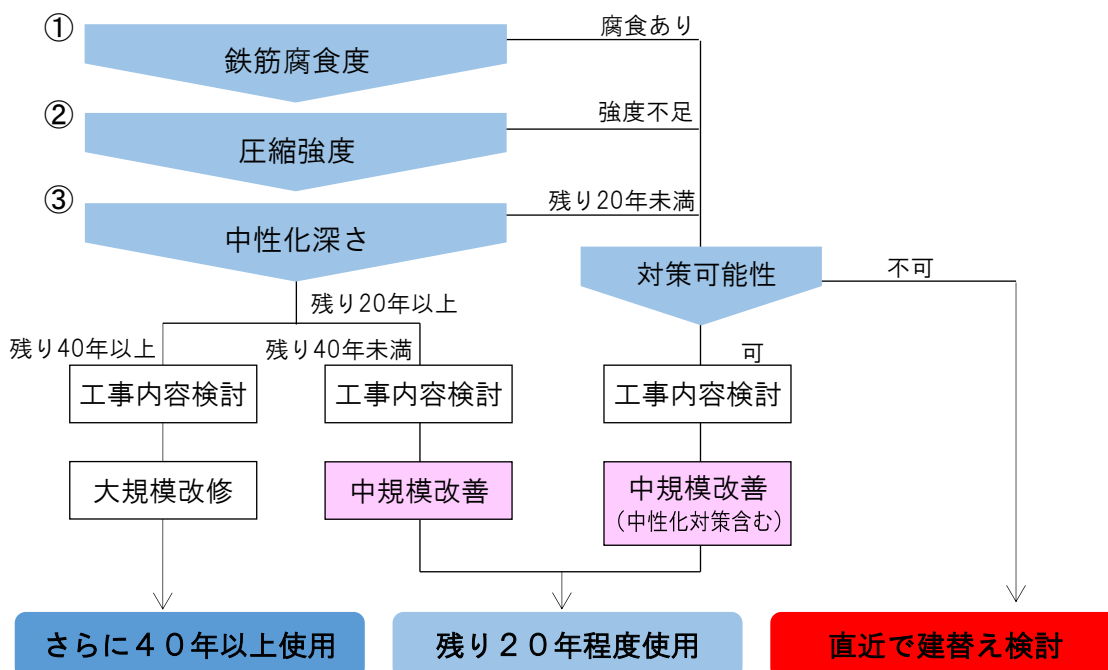


図 築 35 年頃の建築物の長寿命化の判定フロー (RC 造・SRC 造)

④ 具体的な判定方法

【鉄筋腐食度】

ひび割れ・鉄筋露出等の損傷が発生している箇所、環境条件の厳しい箇所、健全と思われる箇所から調査位置を選定する。

鉄筋が露出するまでコンクリートをはつり取り、目視にて鉄筋の状態を確認し、「腐食の状態」や「劣化度」を評価する。

【圧縮強度】

J I S 基準によるコンクリート圧縮試験を行う。

圧縮強度が設計基準強度を満たしているかを判定する。

【中性化深さ】

コンクリートコアもしくは現位置で J I S 基準による中性化深さ測定を実施し、鉄筋への影響を確認する。

※耐震診断時に上記試験を実施している場合はそのデータを活用する。

⑤ 改修サイクル

施設の外壁等部位や、機械設備ごとの物理的耐用年数を概ね 20 年、30 年、40 年に分けることで、建物の骨格部分である躯体に 100 年の耐久性、耐震性を持たせ、用途変更を含めた場合、適切な周期で更新することで、躯体の限界性能が維持される場合、建築物は長く使い続けることができる。

既に築 20 年～30 年程度経過した施設については、竣工から概ね 35 年経過した時点で構造躯体の長寿命化判定やライフサイクルコストの検討結果により、個別施設ごとに判断された残耐用年数に応じた整備内容を設定することとする。

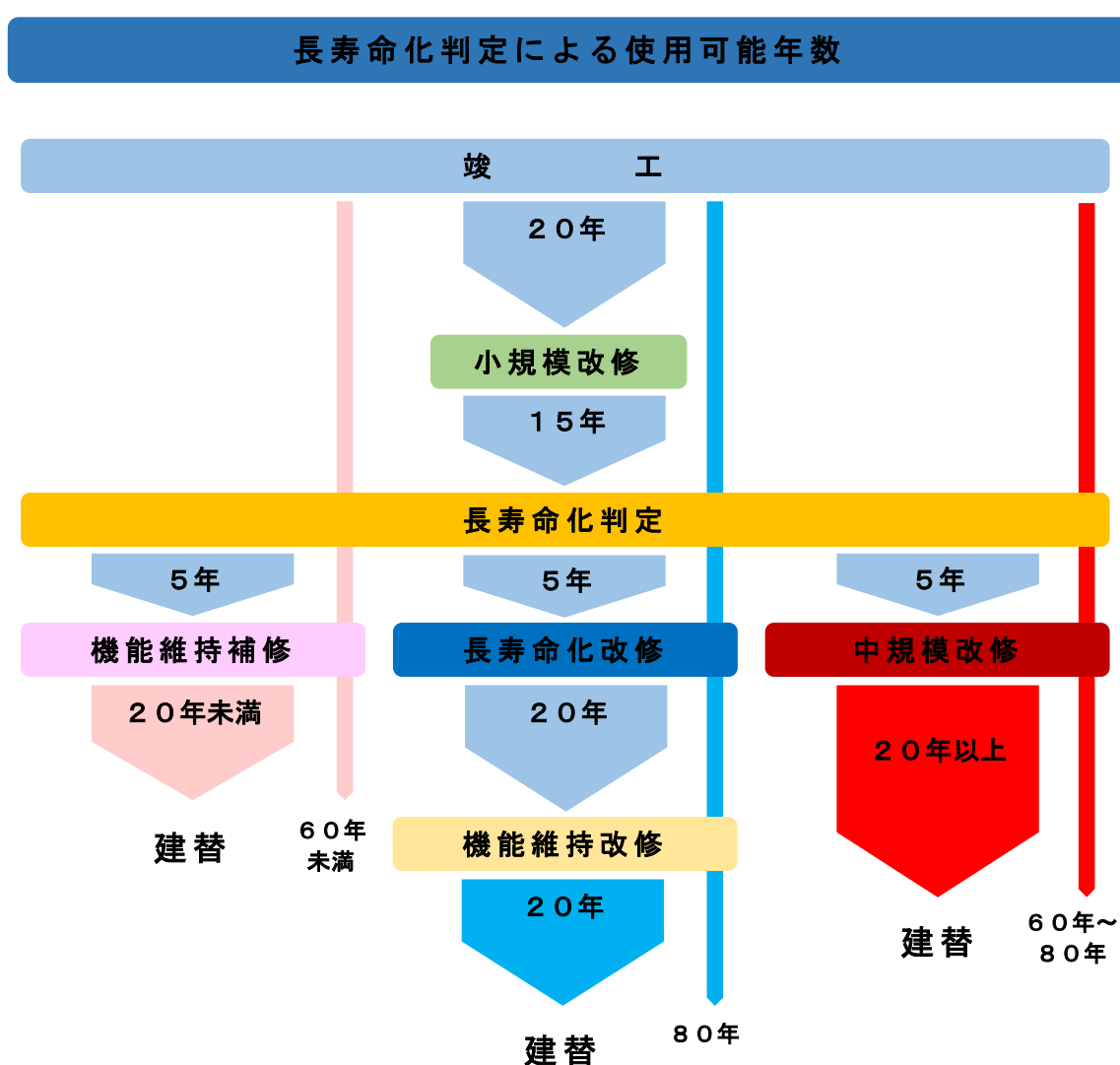


図 築 35 年頃の建築物の長寿命化による使用可能年数

表 改修の定義

改修工事種別	内 容
部分的な小規模改修	竣工から約15年～20年経過した頃に行う比較的小規模な改修
個別更新	80年以上の使用は望めないが60年以上の使用は可能と判断された場合に、築40年頃に行う部分的に機能向上を考慮した改修
長寿命化改修 (大規模改修)	80年以上の使用が可能と判断された場合に、築40年頃に行う機能向上を考慮した大規模な改修
機能維持改修	80年以上の使用が可能と判断された場合に、築60年頃に行う機能維持を目的とした改修
機能維持補修	60年以上の使用が困難な場合に、更新までの期間、利用者の安全確保を考慮した上で最低限の機能維持を行うもの

築20年程度の施設については、早期に対応するものとして20年周期(合計80年)での改修サイクルを実施する。

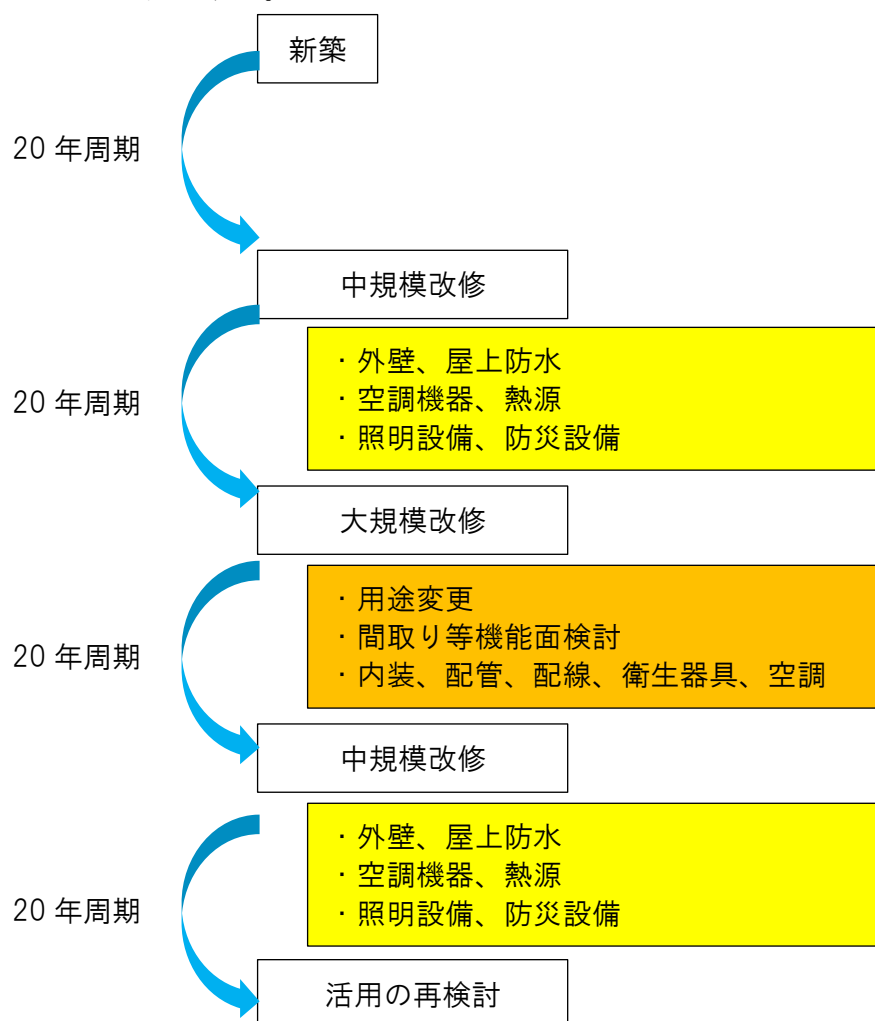


図 築20年未満の建築物の長寿命化による改修サイクル

表 20年周期における改修保全内容

整備内容	整備方法	新築		中規模改修		大規模改修		中規模改修		検討
	経過年数	0	10	20	30	40	50	60	70	80
外壁、屋上防水				●		●		●		
内装、配管、配線				○		●		○		
空調機器、熱源			○	●	○	●	○	●	○	
衛生器具、空調ダクト						●				
受変電設備、昇降機					●			●		
照明設備、防災設備				●		●		●		

●：全面改修または更新 ○：点検・オーバーホール

⑥ 統合や廃止の推進方針

施設評価に基づいて、維持継続、更新検討、利用検討、用途廃止等取組みを進め、保有総量の縮減を図る。

公共施設の更新を行う場合には単一機能での施設の建替えではなく、機能の集約・複合化を行う内容で更新することを基本とする。その際には、今後の財政的負担の状況も勘案しながら、各施設が提供するサービスの維持すべき内容やレベルについて検討し、施設の機能水準の見直しを行うものとする。

また、それぞれの施設が持つ機能の必要性について、行政サービスとしての役割を終えていないのか、民間等の施設によって代替可能な機能ではないのか等の検討を行い、その機能が不要と判断したものについては、他の機能による有効活用や除却を行う。施設の性質上、廃止ができない施設については、機能の維持を前提として規模の適正化を検討する。

また除却を行う場合の跡地については、売却を含めた有効活用を推進する。

5. インフラ系施設に関する類型ごとの基本方針

インフラ系施設の基本的な方針を以下に示す。

(1) 道路

現状及び課題等	基本的な方針
<p>損傷が発生してから対応する「事後保全型管理（対症療法的な管理）」の状況である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図る。 ・舗装修繕計画を策定し、その内容に沿った計画的な維持管理を行う。 <p>【品質に関する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な道路及び道路付属施設等については、国土交通省が定めた点検実施要領に基づいて、5年毎に定期的な点検を実施する。 ・主要道路以外の生活道路については、日常のパトロールにより点検を実施する。 <p>【財務に関する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装修繕計画において、維持管理の優先順位を定め、財政状況を見極めながら予防保全型管理を行うことで、維持管理コストの平準化や低減を目指す。 ・現在保全のための予算として年1.5億円を確保している。

(2) 橋梁

現状及び課題等	基本的な方針
<p>「橋梁長寿命化修繕計画」が策定されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図る。 ・橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的な管理を行う。橋梁長寿命化計画については、適宜見直しを行い、PDCAサイクルを循環していくものとする。 <p>【品質に関する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化修繕計画対象の橋梁については、日常的なパトロール点検に加え、通行者からの異常の報告、並びに5年に一度の定期点検（概略点検）により、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握する。 ・長寿命化修繕計画の対象外である橋梁については、日常点検及び5年サイクルによる定期点検（概略点検）を実施する。 ・日常的な維持管理においては、安全で円滑な交通の確保、第三者被害の防止を図るとともに損傷要因の早期除去を目的として、清掃、維持管理作業をこまめに行い、軽微な損傷に対して応急的な対策を行う。 <p>【財務に関する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り橋梁の寿命を100年間とすることを目標とし、修繕及び架替えに要するコストを縮減する。

(3) 上水道

現状及び課題等	基本的な方針
<p>現在、総括的な管理を再構築するために台帳の整備を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none">・生活に必須なインフラ施設として、給水機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。・段階的に耐震管への更新を行い、地震被災時の上水道の機能を確保する。老朽化した管路の調査・診断・更新を計画的に行う。・「適切な点検・診断」、「点検結果に基づいた必要な措置」、「その状態の記録」、「次の診断に活用」というメンテナンスサイクルの構築により、効率的な維持管理を推進することにより、維持管理費用の縮減・平準化を図る。

第5章 公共施設等の類型別方針

1. 類型別方針

(1) 町民文化系施設

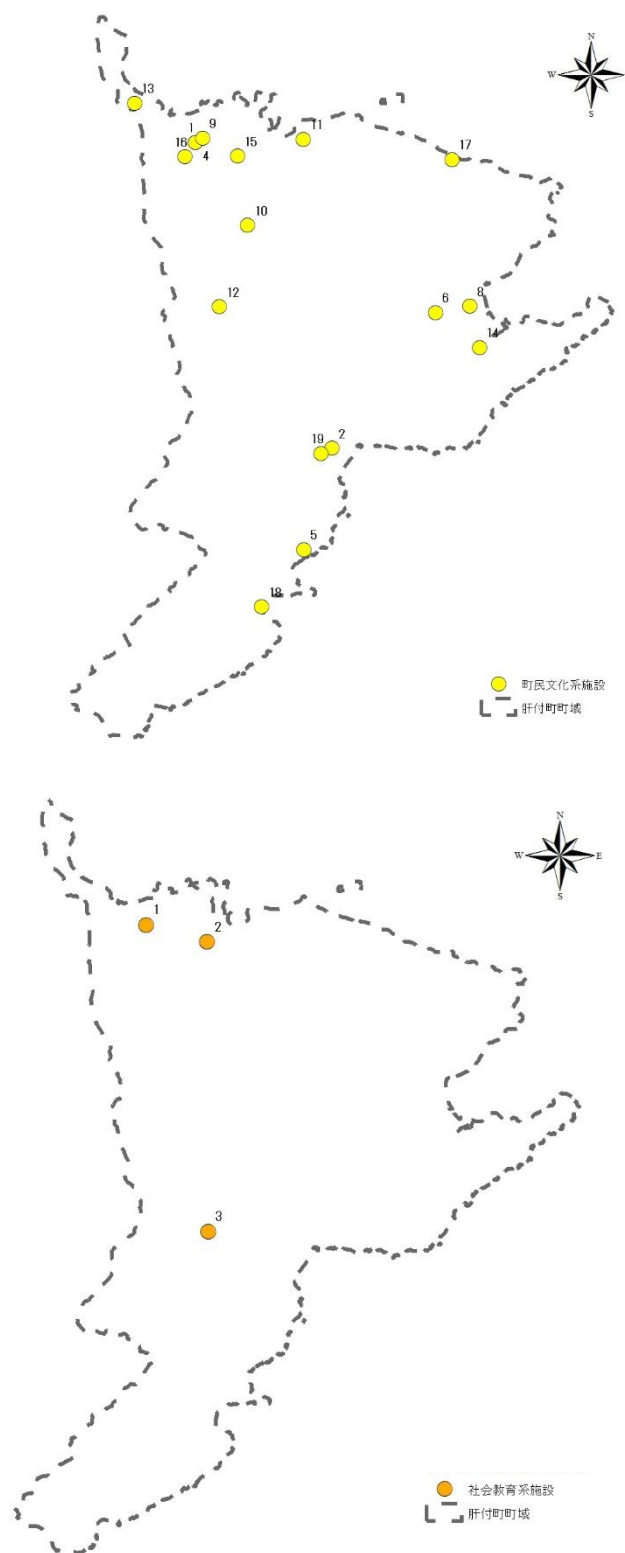
町民文化系施設は、建設後 30 年以上経過し、老朽化した施設が半数を占めている。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想される。公民館・集会施設は利用度等を把握した上で、他の施設での利用検討や複合化等を含め、今後縮減の方向で検討していく必要がある。

また、施設の更新や大規模改修時には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら施設規模を設定する。

(2) 社会教育系施設

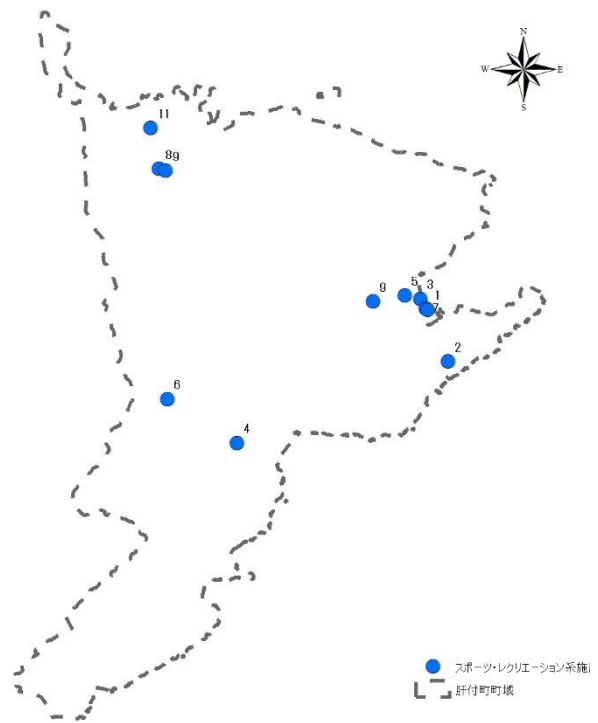
社会教育系施設は、住民文化の発展に寄与する施設である反面、設置目的にそぐわず、利用が低迷する施設等については、期限を定めた対策を講じ、改善が見込めない場合は施設の統廃合や運営形態について検討する。



(3) スポーツ・レクリエーション系施設

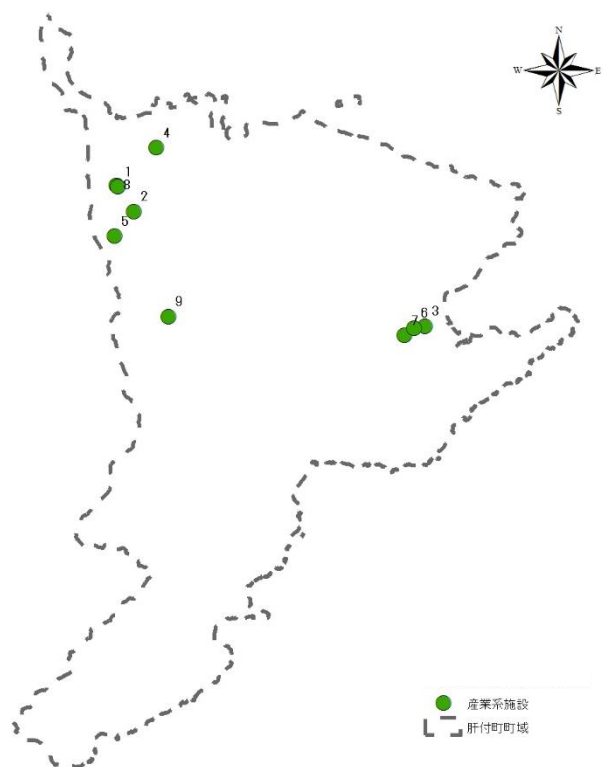
施設については定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。また、運営コストを抑え、質の高いサービスの提供を図るため、運営形態のあり方や適切な受益者負担についても検討する。

施設の更新や大規模改修時には、全体目標による総量削減の範囲内で必要な機能の検討を行う。また、地域ごとの人口動態やニーズを把握し、町全体での施設のあり方を検討するとともに、提供するサービスや運営手法の見直しについて検討する。また、利用状況や近隣自治体施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約、廃止なども視野に入れた検討を行う。



(4) 産業系施設

公共性や設置目的を整理し、地域性、管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように、定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る反面、合併前の旧町で、それぞれ整備し重複しているような施設については、その耐用年数を問わず、統合、廃止などの検討を行う。

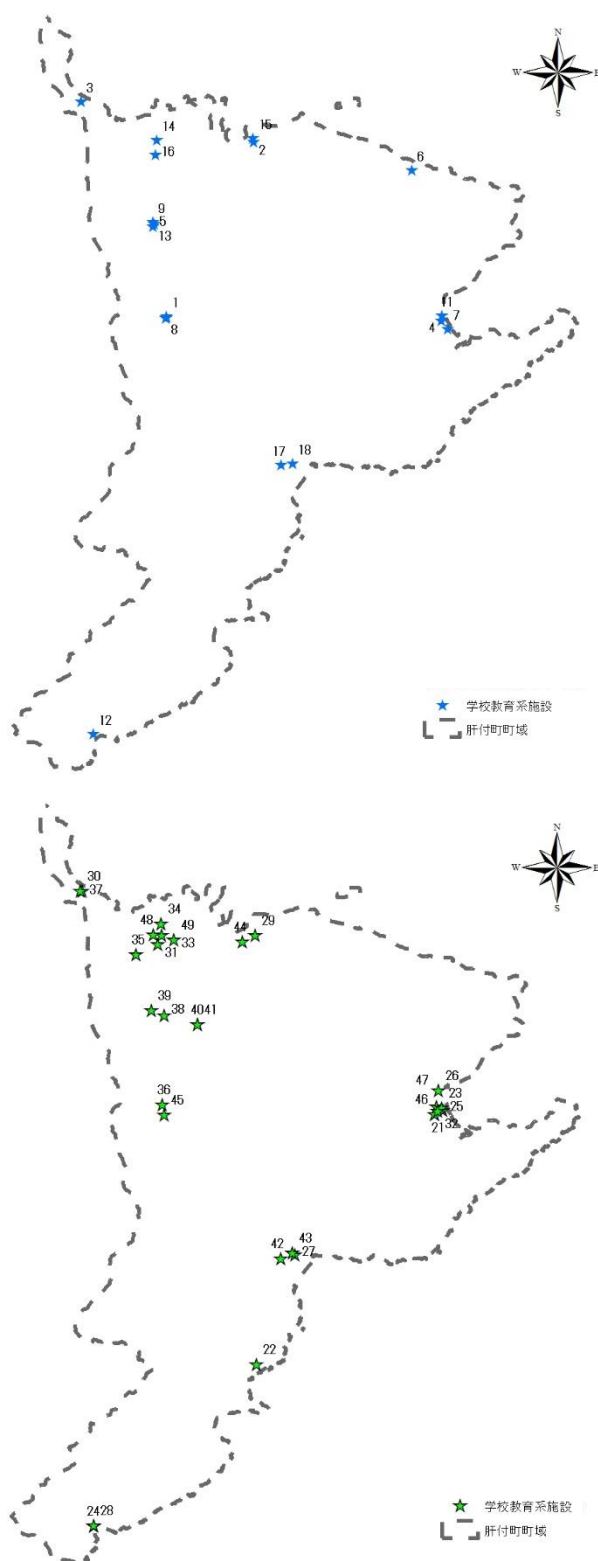


(5) 学校教育系施設

学校教育施設は、小中学校等の学校施設と、給食センター及び教職員住宅が整備されている。

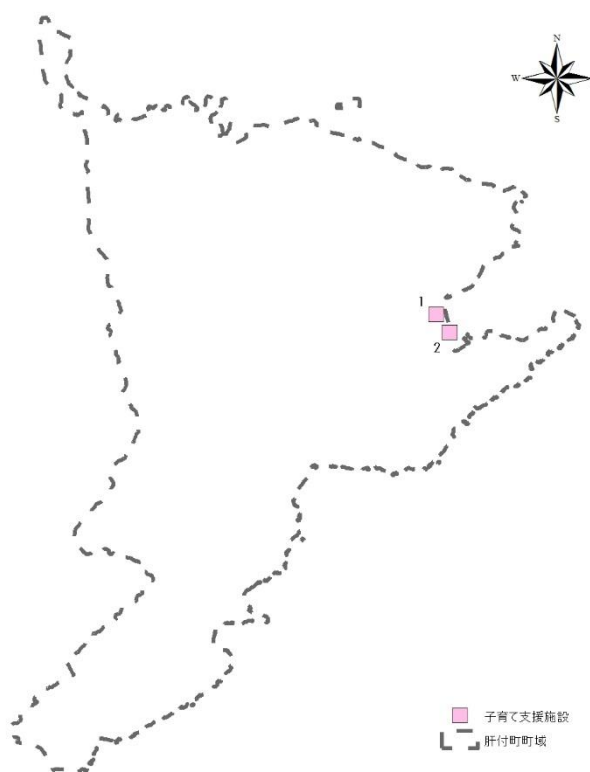
学校施設は、基本的には今後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全による施設の長寿命化を図る。その中で将来の児童・生徒数や、国が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、小学校、中学校の通学区域の見直しや集約化、複合化も含めた適正化を検討する。検討の結果くしくも今後廃校後に普通財産となった場合、他施設機能の統合利用、売却や有償・無償譲渡も検討する。ただし老朽化が激しいものや、部屋の配置等施設機能上、リノベーションや長寿命化などの行程が必要になる場合もある。利用が難しい場合は、必ずしも転用ありきで計画せずに解体も検討する。

小学校や中学校については地域と連携が重要であり、今後の整備計画等を含んだ個別計画を策定していく。給食センターについては、児童生徒数に併せて統廃合等の検討を行う。教職員住宅で使用していない施設などについては、老朽化等の度合いにより、安全性は確認できない施設については除却などの検討を行う。



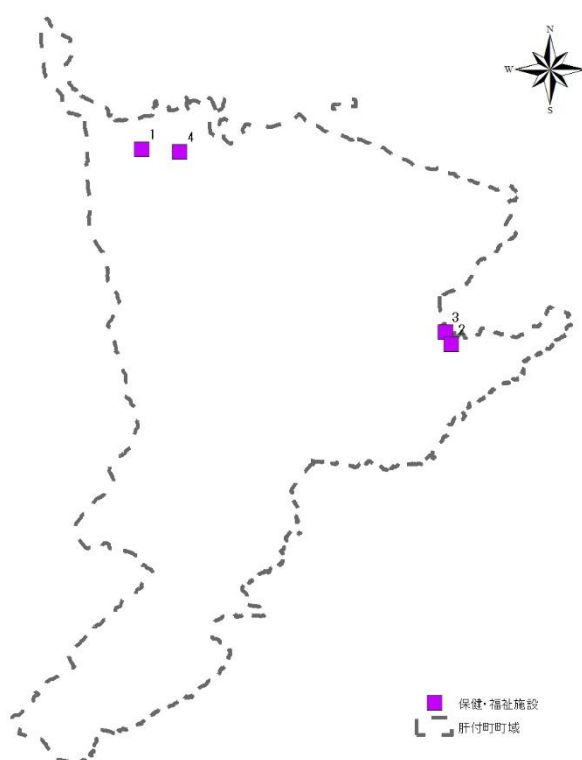
(6) 子育て支援施設

町内の子育て支援施設はいずれの施設も築年数が30年を超えているため、他施設への利用検討を進める。



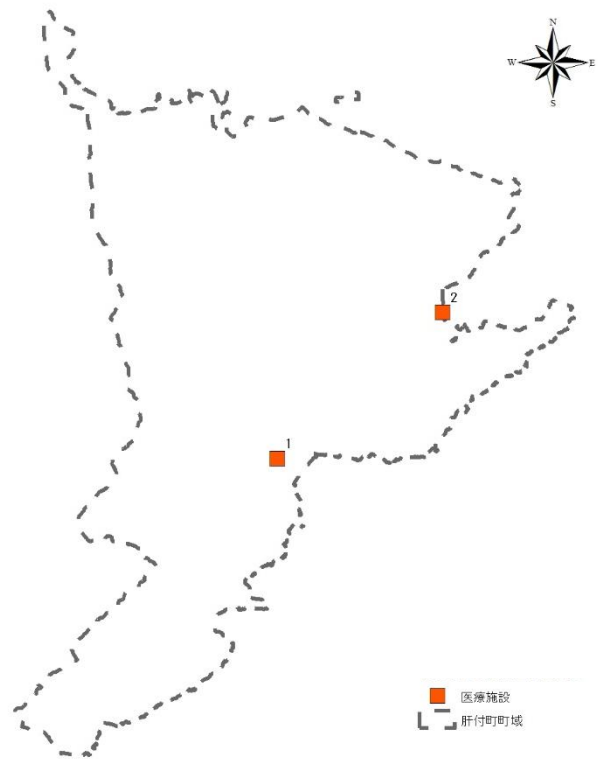
(7) 保健・福祉施設

保健・福祉施設は住民の健康の維持、向上を図るための施設であり、今後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図る。今後の少子高齢化等に対応するためにも施設更新や大規模改修時には利用状況や効果、必要性を踏まえ、民間委託も含めた適正化を検討し、必要に応じて他の施設との複合化や多機能化を図る。



(8) 医療施設

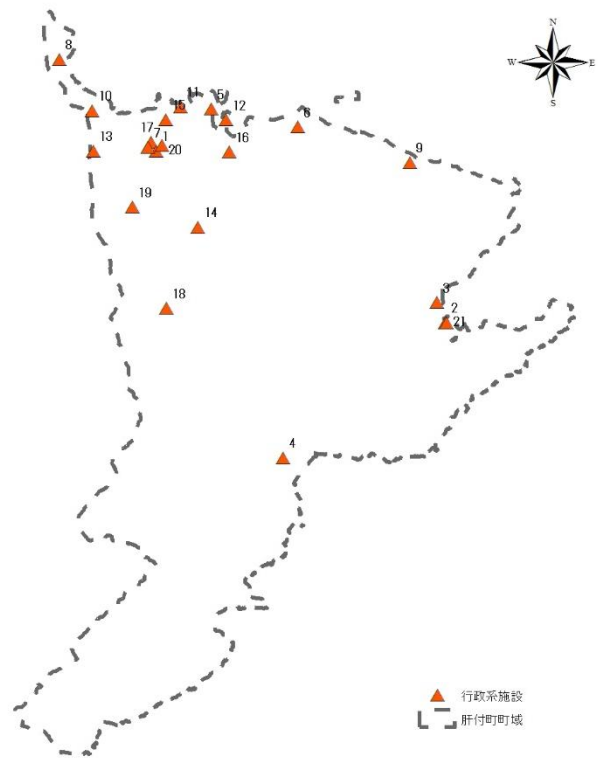
町立病院は築 30 年を超え、岸良診療所は築 50 年を越えている。これら施設は住民の健康を守る重要な施設であり、建替えを含めた更新検討を行う。人口減少・高齢化等を見据えながら、住民のニーズと照らし合せた診療科目の選定、効率的な管理・運営が実施できる病院作りを行っていく。診療所についても住民のニーズを図り、他施設への利用もしくは更新を検討していく。



(9) 行政系施設

住民が様々な手続きで集まる本庁舎や支所は、多くの住民に利用されている。今後は行政サービスを提供するための基盤施設として、地域の特性、将来の人口動態の変化を踏まえた上で、住民生活をより豊かにする施設機能等も組み入れるなども念頭に、統廃合の検討をする。庁舎は築 40 年を超えているが、耐震改修を行ったばかりで、今後は改修等により維持保全を図っていく。

消防格納庫等については、大規模改修は行わずに、修繕により施設を維持していくものとする。

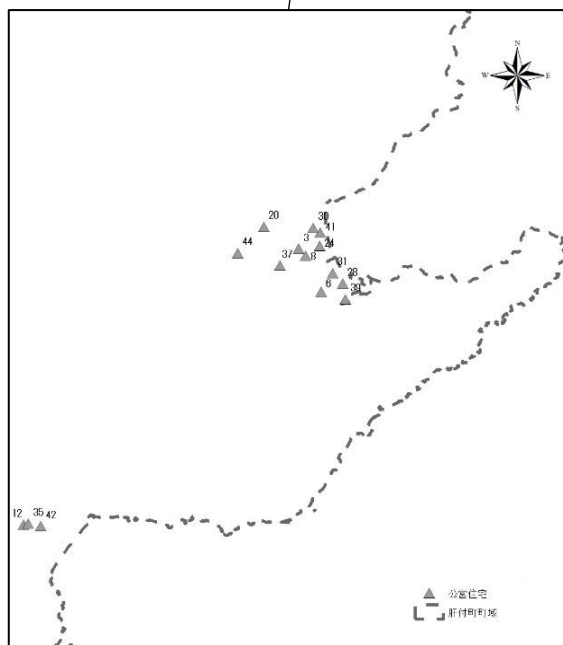
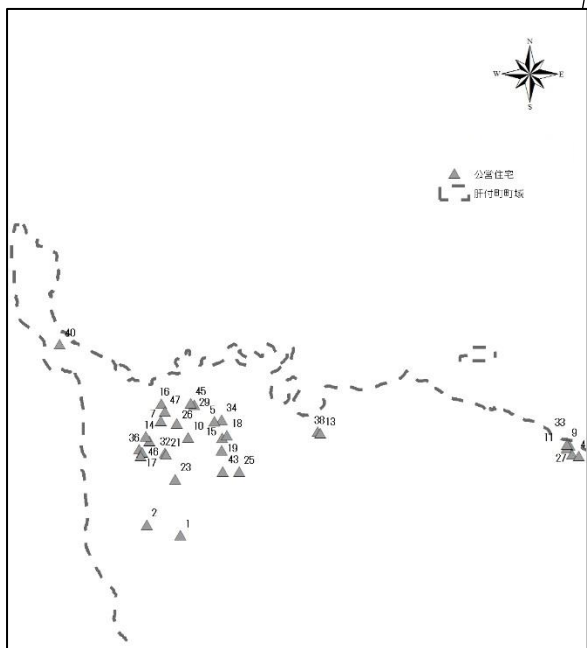
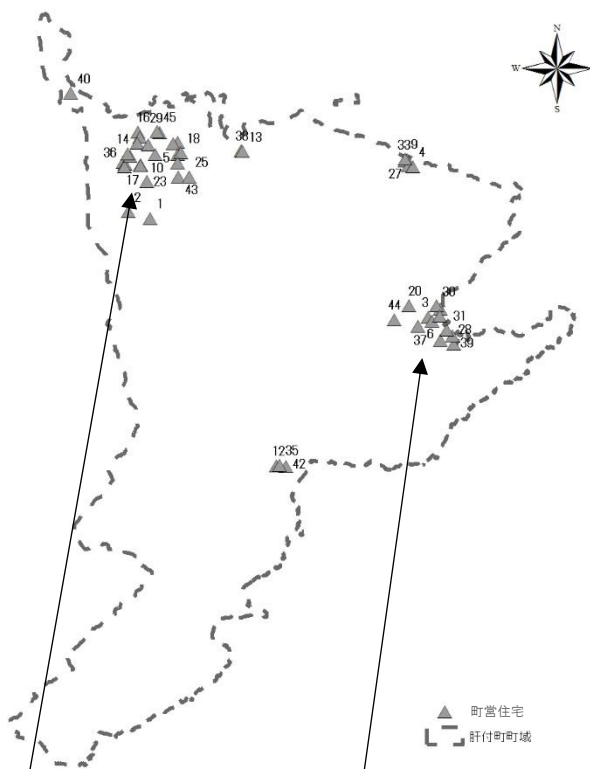


(10) 町営住宅

町には公営住宅、一般住宅及び定住化促進住宅等の町営住宅が 47 施設整備されている。既に耐用年数を超えた施設も多くある。高山地区中心部と内之浦地区中心部に集中して整備されている。

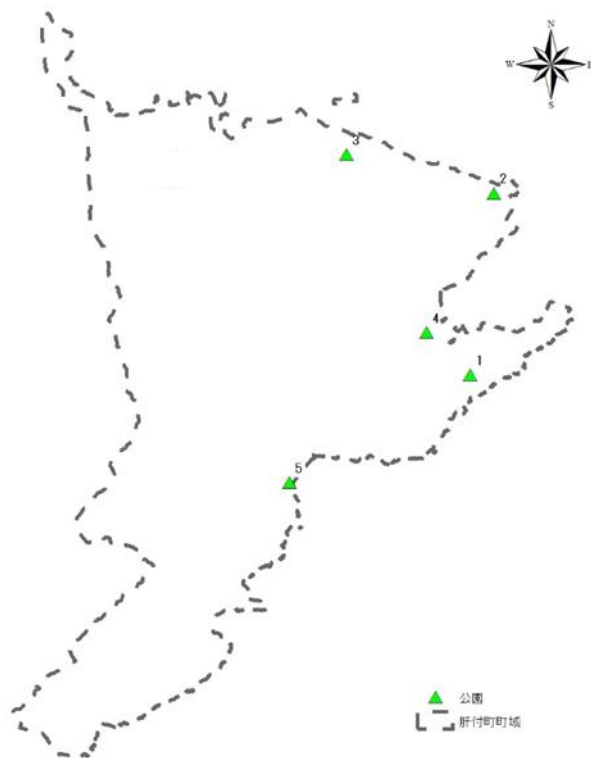
町営住宅は歳入源としての価値があり、住民への住居の提供という福祉的な側面もあるため、更新などの際には、将来発生すると思われる歳入と歳出の両面で考える必要がある。耐用年数を迎える施設は長寿命化計画に従い、除却、更新を推進し、特に老朽化した施設のうち「簡平」・「簡二」タイプの住宅は除却を検討する。

居住者がいるため詳細に計画を立てる必要があり、既に策定している長寿命化計画については見直しなどを実施していく。



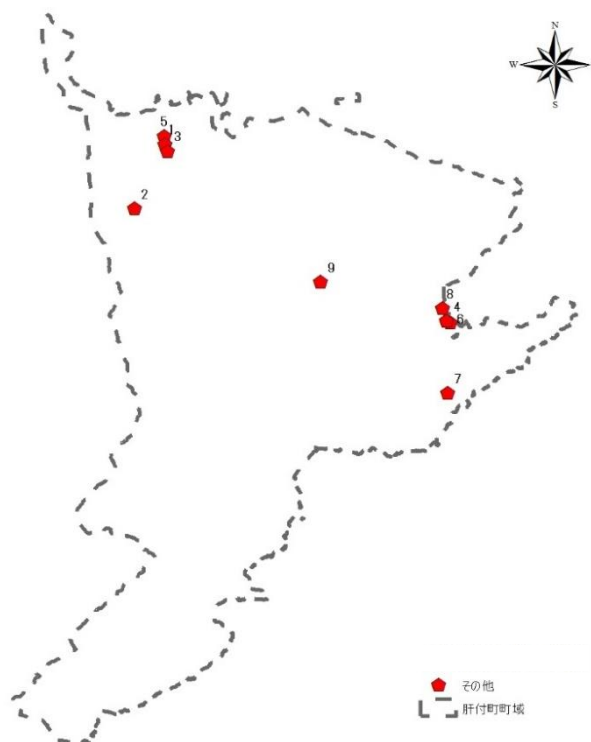
(11)公園

公園トイレ、休息所は維持補修で対応するものとし、建替え大規模改修は実施しない。管理コストを縮減するために、現在2課にまたがって行っている公園整備を、単独所管での一元管理を検討する。



(12)その他

用途廃止となって普通財産となっているものは財産分類を行い、売却や有償・無償譲渡も検討する。所在している地域なども考慮し、譲渡または売却などが厳しい場合は、解体も視野にいれて検討する。



第6章 個別計画策定に向けて

1. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について

保有施設の簡易的評価、公共施設で提供される行政サービスの項目や施設管理者である「所管（行政サービスを管理する部署）」と、公共施設の形態から見た「利用（行政サービスの利用方法）」とに分類し、以下に示す評価手順により、老朽化を含む「建物性能の状況（施設管理）」と「施設の利用度（施設利用）」の2つのファクターによる評価を行い、各施設の管理の方向性を判断するための参考的な資料として整理を行う。

2. 保有施設の再分類

(1) 施設の再分類とその必要性

評価にあたり公共施設全体を[所管]と[利用]の2指標に分類する。

[所管]と[利用]は、階層的ではなく独立した分類とし、行政構造としての[所管]に縛られた分類だけでなく、提供される行政サービスに応じた[利用]の視点からも施設を分類した施設マネジメントを検証する。

【分類① [所管]：その施設で提供される行政サービスや人材などを管理する部局】

[所管]は、「公用」「教育文化（文科省）」「福利厚生（厚労省）」「建設交通」（国交省）」「警察消防（総務省・法務省）」「その他」の6つに分類する。

表 [所管]の分類項目表

No	分類	内容	施設例
1	公用	庁舎等公用財産に当たる建物	庁舎等
2	教育文化	文部科学省が管理する建物	学校建物・幼稚園・資料館・図書館等
3	福利厚生	厚生労働省が管理する建物	保育所・保育園・福祉施設等
4	建設交通	国土交通省が管理する建物	町営住宅・駐輪場・防災倉庫等
5	警察消防	総務省・法務省が管理する建物	消防団施設等
6	その他	上記以外の省庁が管理する建物	公園・体育館・集会所等

【分類② [利用]：その施設の利用形態・行政サービスから見た施設用途】

[利用]については、「窓口サービス」「活動」「特定」「居住宿泊」「設備衛生」「倉庫通路」の6つに分類する。

表 [利用]の分類項目

No	分類	内容	施設例
1	窓口サービス	主に個人で利用・サービスを受ける建物	庁舎・出張所・図書館・観光施設等
2	活動	主に運動・集会等の活動に用いる建物	集会所・青年館・公園・体育館等
3	特定	利用者が特定されている建物	校舎・教室・保育園・管理棟等
4	居住宿泊	住宅・宿泊に用いる建物	町営住宅・キャンプ場・宿泊施設等
5	設備衛生	設備や衛生機器等が占めている建物	機械室・トイレ・給食室等
6	倉庫通路	主に倉庫・通路などが上記以外の建物	倉庫・機材倉庫・駐車場・防災倉庫等

(2) 再分類の活用方法

公共施設全体を[所管]×[利用]で分類し、その状況を把握することで、マネジメントの対象にすべき施設を客観的に選定する。この手法により、同種の[利用]施設とも比較し、管理する部局が異なる公共施設の集約化や相互利用などについての検討を行う。また個々の公共施設を[利用]面から見直すことで、民間施設の利用や民間企業への移行を含めた施設量（延床面積）の縮減を検討する効果など、「供給」量を削減しつつ「品質」を確保する具体的な手段を明確にする。行政サービスと公共施設の関係性を再確認し、現状の公共施設の使い方でも効果的なのか、[所管]×[利用]による分類を用いた客観的な「見える化」を行うことで、個々の公共施設を再評価する。

なお公共施設の集約化・複合化の検討を行う場合、同じ[所管]に属する施設間で検討を行うことは、機能面において補完関係にある場合も多く、また別所管施設間で検討する場合に比べ、計画策定時の予算配分など効率的に実施できると考えられる。

また[所管]に関わらず、機能が同じ施設間で集約化・複合化が実現すれば、より効率的な施設マネジメントになる可能性がある。特に利用者の立場から見ると、公共施設の[所管]の違いは重要ではない場合が多いことから、[利用]の面から施設を集約化・複合化を検討することが求められている。

さらに地理的に近い施設同士の集約化・複合化であれば、これまでの利用者に対する影響は少ないと考えられる。よって、施設間で集約化・複合化の検討を進める。

(3) 再分類から見た配置状況

本町の保有する施設を[所管]と[利用]による分類を用いた延床面積の配置状況を図に示す。また[所管]×[利用]の結果を表に示す。

[所管]別に見ると「その他」「教育文化」「建設交通」の順に、[利用]別に見ると「特定」「居住宿泊」「活動」の順に延床面積が多く占めている。なお1人あたりの延床面積が最も大きい[所管]×[利用]は、大よそ多くの自治体の傾向と同様に「教育文化」×「特定」で、延床面積が43,062㎡(1人あたり2.75㎡)と全施設の約32%を占めている。また「その他」×「活動」も30,491㎡(1人あたり1.95㎡)と約22.4%を占めており、所管違いの活動拠点施設が多くあることが分かる。

表 延床面積から見た配置状況 (単位：㎡)

利用 所管	窓口 サービス	活動	特定	居住 宿泊	設備 衛生	倉庫 通路	合計
公用	8,738						8,738
	0.56						0.56
教育文化		236	43,062	2,292			45,590
		0.02	2.75	0.15			2.91
福利厚生			6,979				6,979
			0.45				0.45
建設交通				24,397			24,397
				1.56			1.56
警察消防						1,628	1,628
						0.10	0.10
その他		30,491	11,662	6,247	151	216	48,767
		1.95	0.74	0.40	0.01	0.01	3.11
合計	8,738	30,727	61,703	32,936	151	1,844	136,099
	0.56	1.96	3.94	2.10	0.01	0.12	8.69

※上段：延床面積/下段：人口15,664人(H27国勢調査)の1人あたりの延床面積
 ※平成28年度中に除却などになるもの等、他計画対象外施設を削除した数値

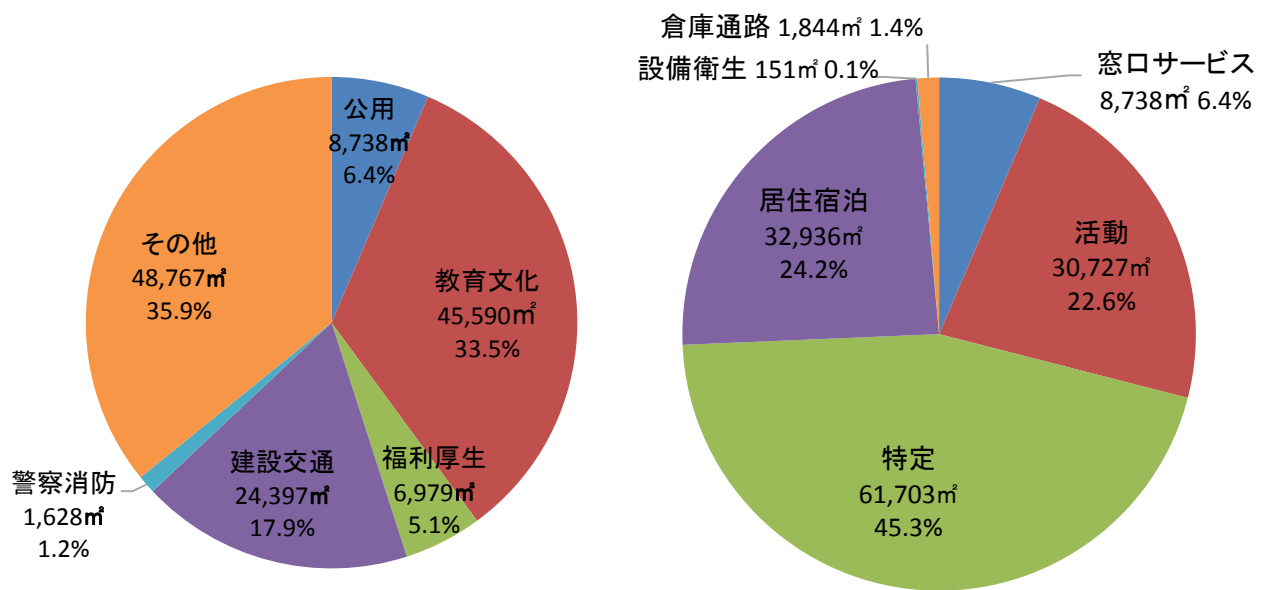


図 延床面積から見た配置状況（左側：所管、右側：利用）

(4) 地区別再分類結果

地区別に再分類すると、2 地区とも全体的にはほぼ同様の傾向を示し、「教育文化」×「特定」の組み合わせが最大となっている。[利用]の分類のみに着目すると、「特定」の利用者向けの施設が多くなっている。学校などの教育施設に加え、高齢者に対応した福祉施設などが、活動拠点である施設より比較的多くなっていることが想定できる。今後の配置計画においては、これらの「特定」利用施設においては、利用目的を明確にし、重複施設などの解消を踏まえ、地域性及び経済性を考慮した上で、複合化や統合を検討する必要がある。

表 高山地区 再分類による配置状況（単位：㎡）

利用 所管	窓口 サービス	活動	特定	居住 宿泊	設備 衛生	倉庫 通路	合計
公用	4,409						4,409
	0.35						0.35
教育文化		236	29,495	2,212			31,943
		0.02	2.37	0.18			2.57
福利厚生			2,700				2,700
			0.22				0.22
建設交通				16,408			16,408
				1.32			1.32
警察消防						1,295	1,295
						0.10	0.10
その他		16,505	8,045	74	49	37	24,710
		1.31	0.61	0.01	0.00	0.00	1.98
合計	4,409	16,741	40,240	18,694	49	1,332	81,465
	0.35	1.34	3.23	1.51	0.00	0.10	6.54

地区人口：12,449 人（H27 国勢調査）

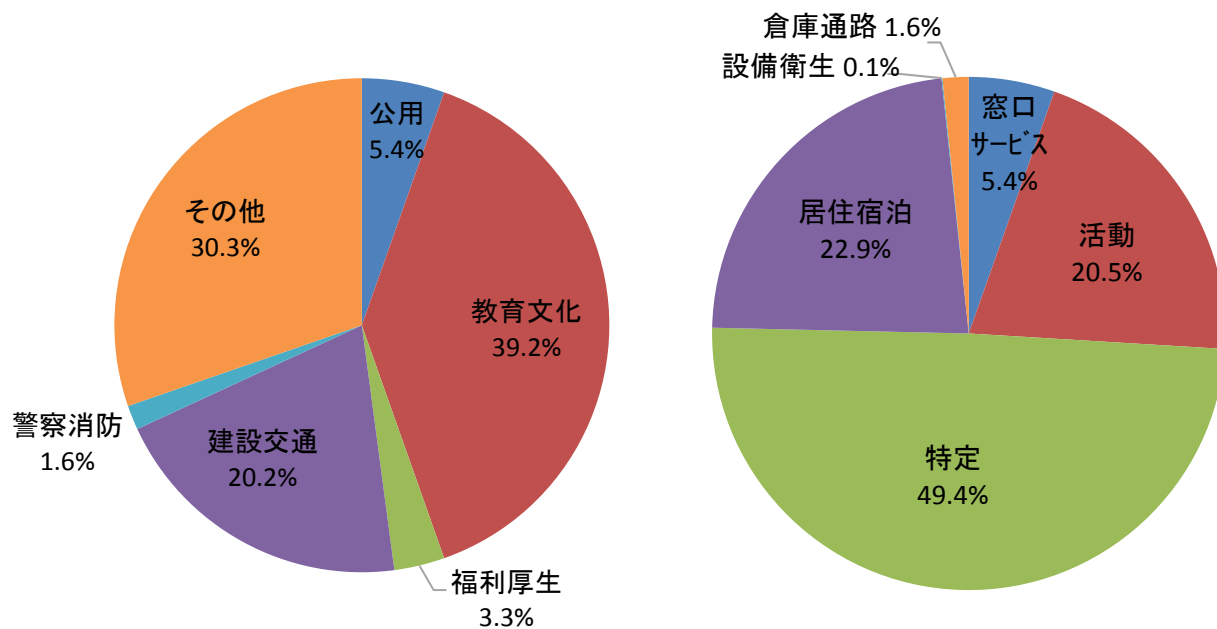


図 延床面積から見た配置状況（左：所管、右：利用）

表 内之浦地区 再分類による配置状況（単位：㎡）

利用 所管	窓口 サービス	活動	特定	居住 宿泊	設備 衛生	倉庫 通路	合計
公用	4,329						4,329
	1.35						1.35
教育文化			13,567	80			13,647
			4.22	0.02			4.24
福利厚生			4,279				4,279
			1.33				1.33
建設交通				7,989			7,989
				2.48			2.48
警察消防						333	333
						0.10	0.10
その他		13,986	3,617	6,173	102	179	24,057
		4.35	1.13	1.92	0.03	0.06	7.49
合計	4,329	13,986	21,463	14,242	102	512	54,634
	1.35	4.35	6.68	4.43	0.03	0.16	16.99

地区人口：3,215 人（H27：国勢調査）

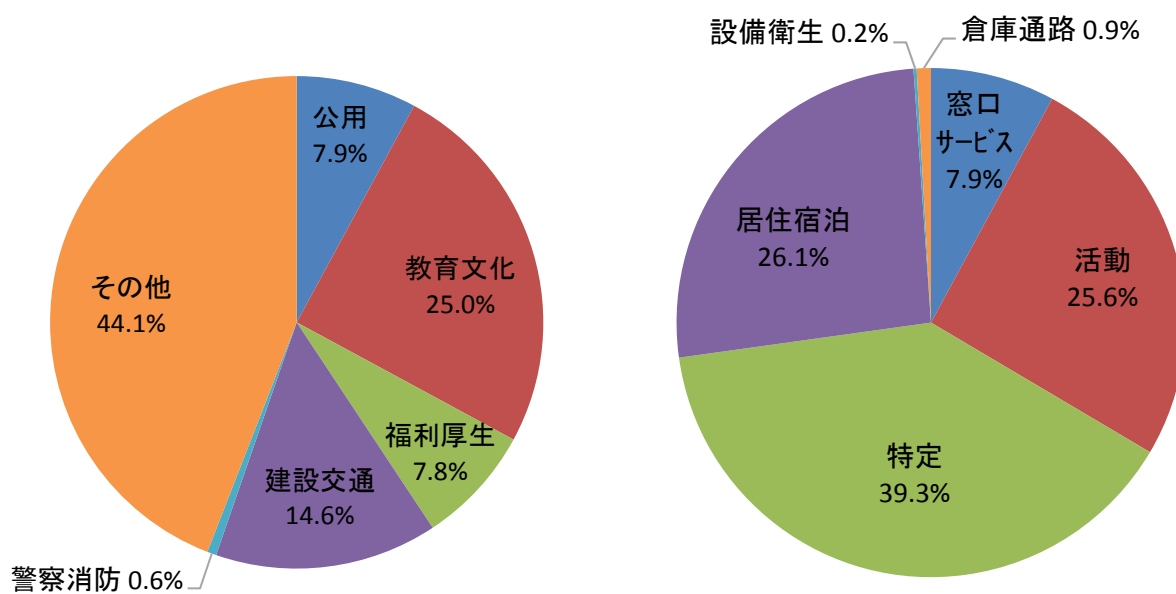


図 延床面積から見た配置状況（左：所管、右：利用）

3. 保有施設の簡易評価

適切な公共施設マネジメントに必要な整備方針や工事予算の検証などを行うためには、対象とする公共施設の状態を的確に評価し、その結果をもって具体的なマネジメントを計画することが求められる。しかし全ての施設評価を詳細かつ迅速に実施することは困難であるため、まずは簡易な施設情報を基に何らかの不具合や問題がある可能性が高い施設を抽出し、優先的に対応を検討する。

本計画では、収集した情報を用いて公共施設の簡易評価を行い、優先的にマネジメントすべき施設や建物を抽出し、具体的にどのようなマネジメントを行うのか方向性を定める一連の手順を採用する。また施設・建物全体の評価とは別に、早急な対応が必要な施設についても抽出する。

(1) 簡易評価手法

公共施設には利用者である住民が適切かつ快適に利用できる機能や環境が求められるが、行政サービスの円滑かつ効率的な提供を実現するためには、公共施設の管理者である行政の立場から見ても、また公共施設で働く行政職員にとっても、適切かつ快適に利用できる施設が求められる。

そのため本計画では、行政サービスの質の向上を行政の立場と住民の立場の両面から実現するため、大きく「管理者視点」と「利用者視点」という2つの視点から評価を行う。また各視点は3つの評価軸で検証を行い、各評価は基本的に2つの数値情報を用いて行う。これら2視点10項目による簡易評価により総合的な公共施設の評価を実施する。

なお各項目は程度が良い方から「A」「B」「C」「D」の4段階と、情報不足や評価対象外をそれぞれ「X」「-」とする全5段階の判定を行う。また各項目の評価は明確な基準が無い場合、[利用]別の平均を基準に評価を行う。

(2) 「管理者視点」からみた簡易評価

「管理者視点」は、管理者の立場から重要なマネジメントと考えられる「建物劣化度」「建物管理度」「運用費用度」の3評価5項目から構成している。

◆ 「建物劣化度（安全性）」

躯体の劣化状態から簡易的に安全性を評価するため、主に建物の工事履歴を基に「建物劣化度」の評価を行う。

「建物劣化度」は、築年数と耐震性能(大規模改修の実施評価含む)の2項目を用いて算出を行う。この値が100%に近いほど、経年によって劣化が進んでいると推察され、大規模な耐震改修や更新(建替え)の必要性が高い施設だと簡易的に判断できる。

表 建物劣化度（安全性）評価の目安

設計基準	築年数	耐震性能	大規模改修	劣化度 (計算結果の目安)	評価 ^{※2}
旧耐震基準	35年以上	無	未実施	45%以上	D
			実施済	30%以上 ^{※1}	C～D
		耐震改修済	未実施	30%以上 45%未満	C
			実施済	15%以上 30%未満	B
新耐震基準	20年～35年未満	有	未実施		15%未満
			実施済		
	20年未満		—		

※1：築35年以上で大規模改修を実施していても、大規模改修の時期により劣化度の評価は変わる。

※2：P74 参照

表 庁舎等を評価した結果

施設名	代表建築年(築年数)	耐震性能	大規模改修	評価
肝付町役場	1975 建築(築 35 年以上)	耐震改修済	実施済	B
内之浦総合支所	1995 建築(20 年～35 年未満)	有	未実施	B

◆ 「建物管理度（健全性）」

躯体を除く施設の管理状態から簡易的に健全性を評価するため、施設に対して行われている点検や報告を基に「建物管理度」の評価を行う。

◆ 「運用費用度（経済性）」

施設の運用状態のうち特に経費の面から簡易的に経済性を評価するため、主に建物のランニングコストを基に「運用費用度」の評価を行う。

「運用費用度」は、基本的に総コストと維持管理費の2項目によって評価を行う。

(3) 「利用者視点」からみた簡易評価

「利用者視点」は、利用者が施設を利用する際の条件や利用状況を評価する「設備管理度」「立地環境度」「施設活用度」の3評価5項目から構成している。

◆ 「設備管理度（快適性）」

施設の設備を中心とした管理状態から簡易的に快適性を評価するためバリアフリー法の項目を用いて評価する。

◆ 「立地環境度（有用性）」

施設の立地や環境の状況から簡易的に利便性を評価するため、施設の立地環境が利用しやすい場所にあるかどうかの評価と、災害に対する危険性による評価の2項目によって評価を行う。

◆「施設活用度（利便性）」

施設の使い方や活動状況から簡易的に利便性を評価するため、主に利用度や施設の稼働率の2項目から「施設活用度」の評価を行う。

(4) 簡易評価を用いた整備方針

以上の手順により算定された10項目・5段階の判別結果をもとに、公共施設マネジメントの方向性を示す4つの整備方針を示す。

9項目の評価項目のうち、「A」や「B」は大きな課題を抱えていないと考えられるため、必要に応じて適宜対応できれば全体の方向性に対する影響は少ないと考えられる。

一方で「C」や「D」は比較的大きな課題を抱えている施設の可能性があるため、再整備の必要性や緊急性が高いと考えられる。そこで「管理者視点」「利用者視点」別に「C」の数を数え、ポートフォリオ（重要な2つの指標の組み合わせから戦略のための分析をする手法）に落とし込み、今後のマネジメントの方向性を「維持保全」「利用検討」「更新検討」「要早急対応（用途廃止）」の4つに分類した。図に施設評価のポートフォリオを示す。

なお、「D」は「C」に比べてより大きな問題を抱えているため「C」の2つ分としてとらえる。

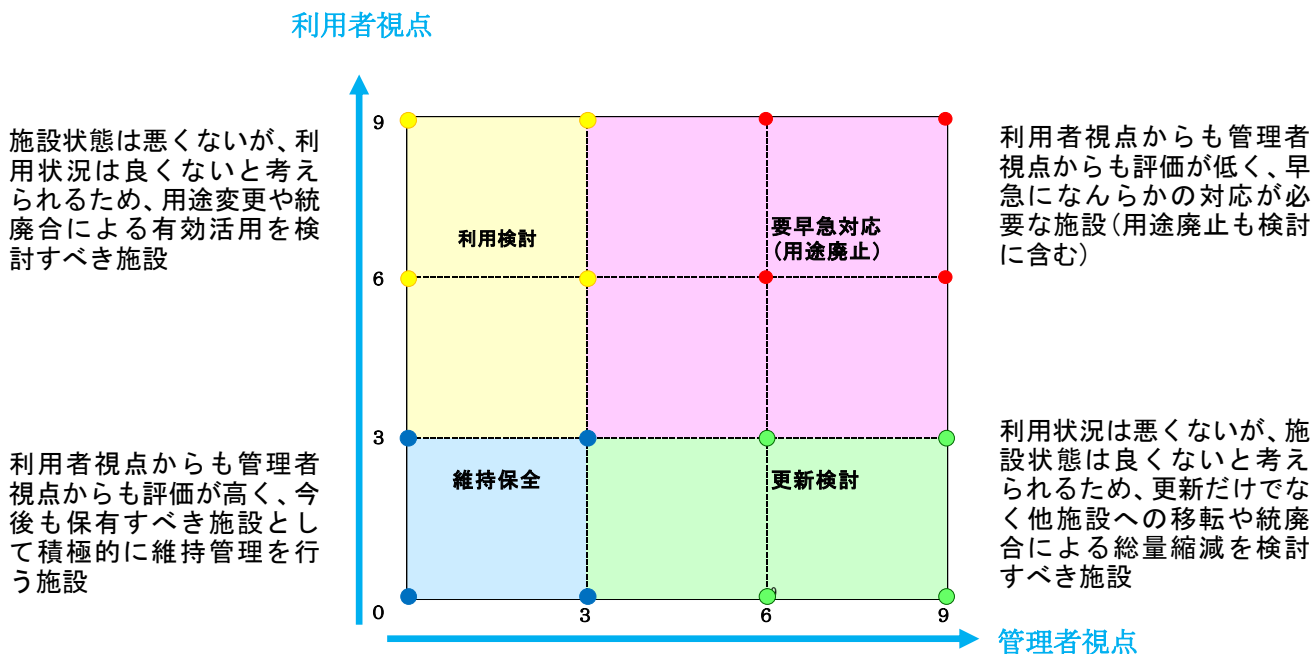


図 施設の整備方向性を示すポートフォリオ

◆整備方針について

簡易評価結果は下記の通り定義する。

「維持保全」の定義

今後 10 年程度は、施設の機能を保持し修繕補修で管理していく施設。

「更新検討」の定義

「更新検討」とは施設の老朽化、経済性などの評価が低いが利用上必要な施設のため、「大規模改修」「建替」「他施設への移転」及び「他の施設への統合等」により施設の機能を維持しながらも総量縮減を検討する施設。（建物の性能を改善する意味合いが大きい）

「利用検討」の定義

施設自体の老朽化等は問題無く、利用目的を変えることで有効利用が図れ、他機能を持ち込むことで他施設の総量縮減を検討する施設。

「要早急対応」の定義

利用者視点からも管理者視点からも評価が低く、用途廃止も検討に含み、早急に何らかの対応が必要な施設。

なお、この簡易評価による整備方針は、実施した時点の公共施設の状況を機械的に判断した結果であり、別に考慮する事象が存在した場合や調査後に改修などが行われた場合は方針が変わる。そのため、整備方針の結果がそのまま各公共施設の具体的な方向性を決定するものではなく、今後の具体的な個別計画を策定する際に方向性を確認するために活用するものとする。

4. 整備方針から見た配置状況

(1) 簡易評価による整備方針結果

整備方針の結果をマトリックス上に分布させ、取りまとめたものを図示する。

「維持保全」を除く施設については、統廃合や売却なども含め再整備が必要な公共施設である可能性が高いと考えられる。これらについては、具体的な整備方針を決定する必要がある。

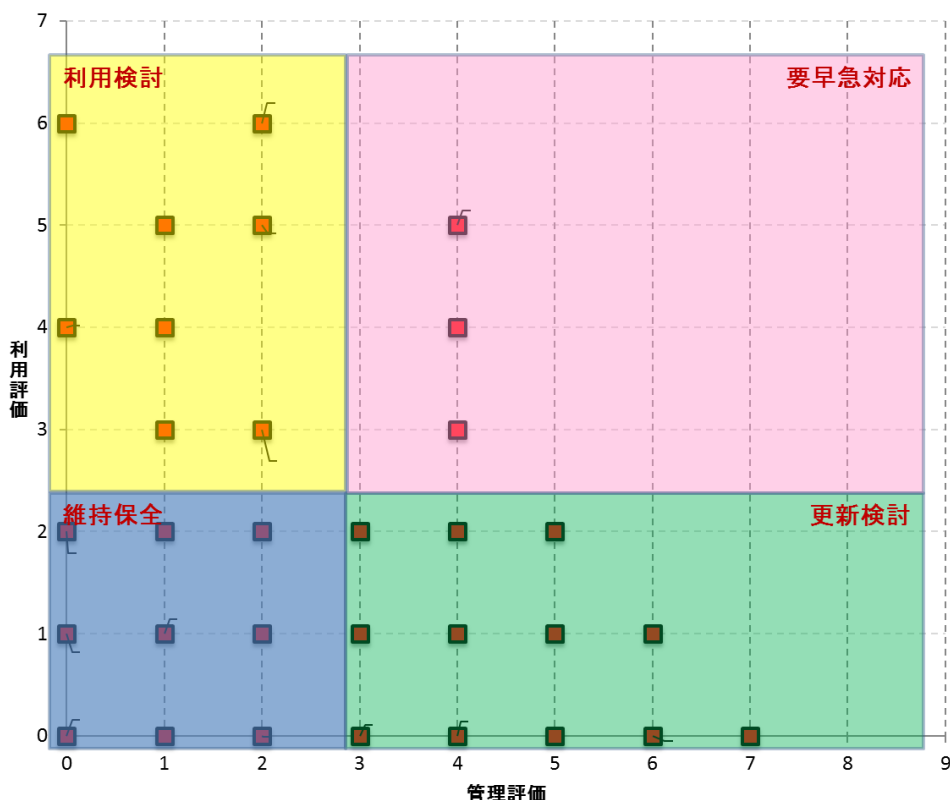


図 整備方針結果

管理評価と利用評価の2つの指標に対する点数化を行った上で、以下の分類に区分した。

分類	管理評価点	利用評価点
用途廃止	点数評価は無視し、除却予定があるもの	
要早急対応	> 2	> 2
更新検討	> 2	≤ 2
利用検討	≤ 2	> 2
維持保全	≤ 2	≤ 2

(2) 肝付町の簡易評価による整備方針

簡易評価の結果、今後 10 年間に於いて、修繕などで対応していく「維持保全」は町全体で 46%となった。その反面何らかの対応が必要な施設が、「更新検討」「利用検討」及び「要早急対応」となった施設を併せて約半数の 54%ある結果となった。

所管別では「教育文化」「その他」には「更新検討」となる施設が多くあり、「その他」には「利用検討」も多くあった。利用別では「特定」に「更新検討」が多くあり、「活動」に「利用検討」が半数以上を占める結果となった。

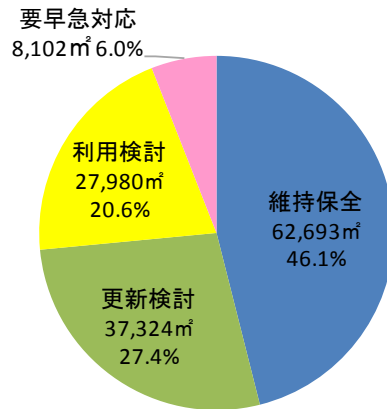


図 簡易評価結果

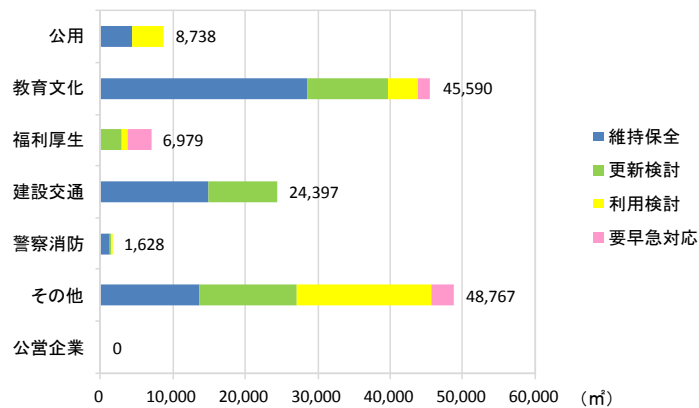


図 所管別簡易評価結果

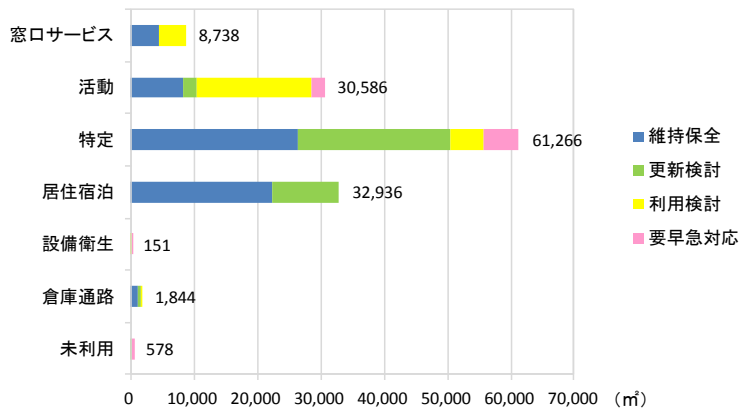


図 利用別簡易評価結果

5. 地域別に見た簡易評価の結果

地域別に簡易判定結果をみると、高山地区は「更新検討」となった施設が「利用検討」となった施設を上回っている。反面内之浦地区では、「利用検討」となった施設が、「更新検討」となった施設の割合を上回った。これは高山地区では利用度は高いが老朽化など、施設更新となる要因がある施設が比較的多くを占め、内之浦地区では施設の状態は良いが、利用度が低いなどの「利用検討」となる要因がある施設が多く割合を占めていることが想定できる。

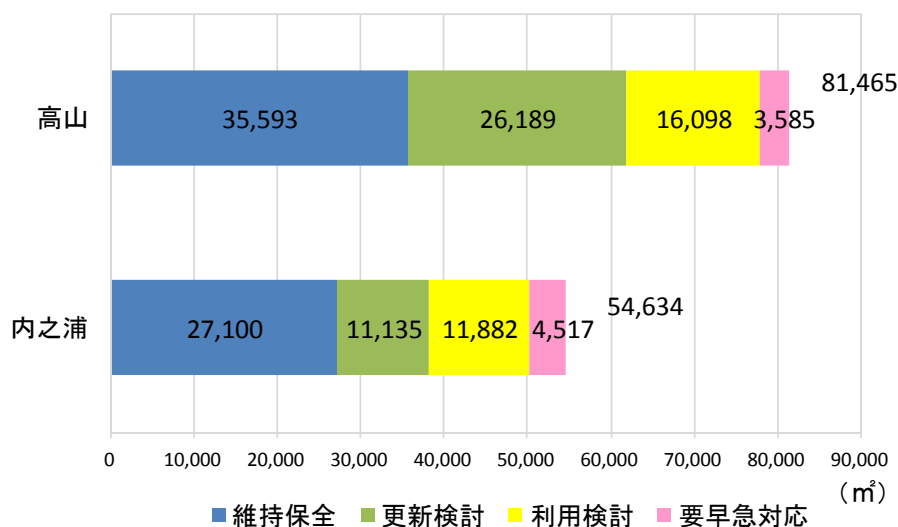


図 地区別簡易評価結果

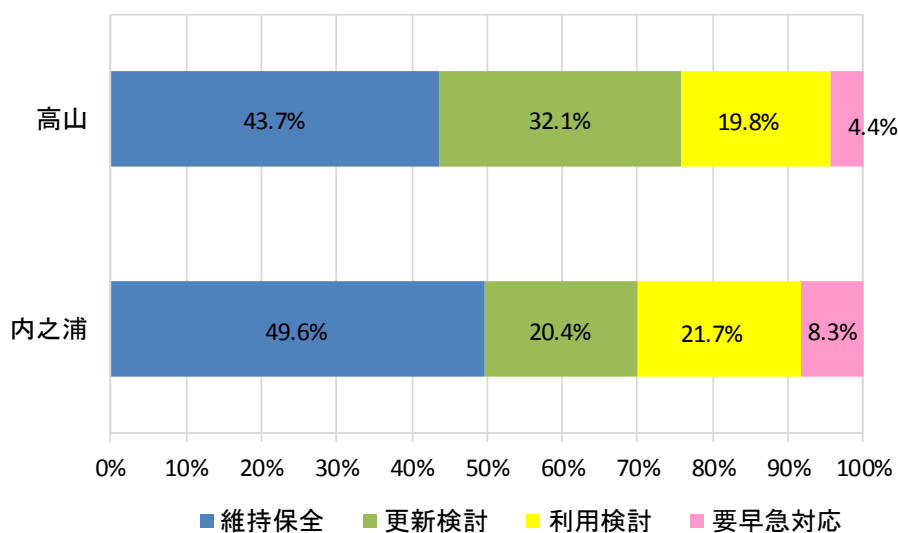


図 地区別簡易評価結果割合

6. 個別計画策定の整備方針

目標とする 40%縮減を達成するため、今後は本計画の方針に基づいて、計画的に建替、用途廃止を含んだ個別計画の策定に取り組むものとする。

整備方針の結果を軸に、個別計画策定が必要な施設を想定する。

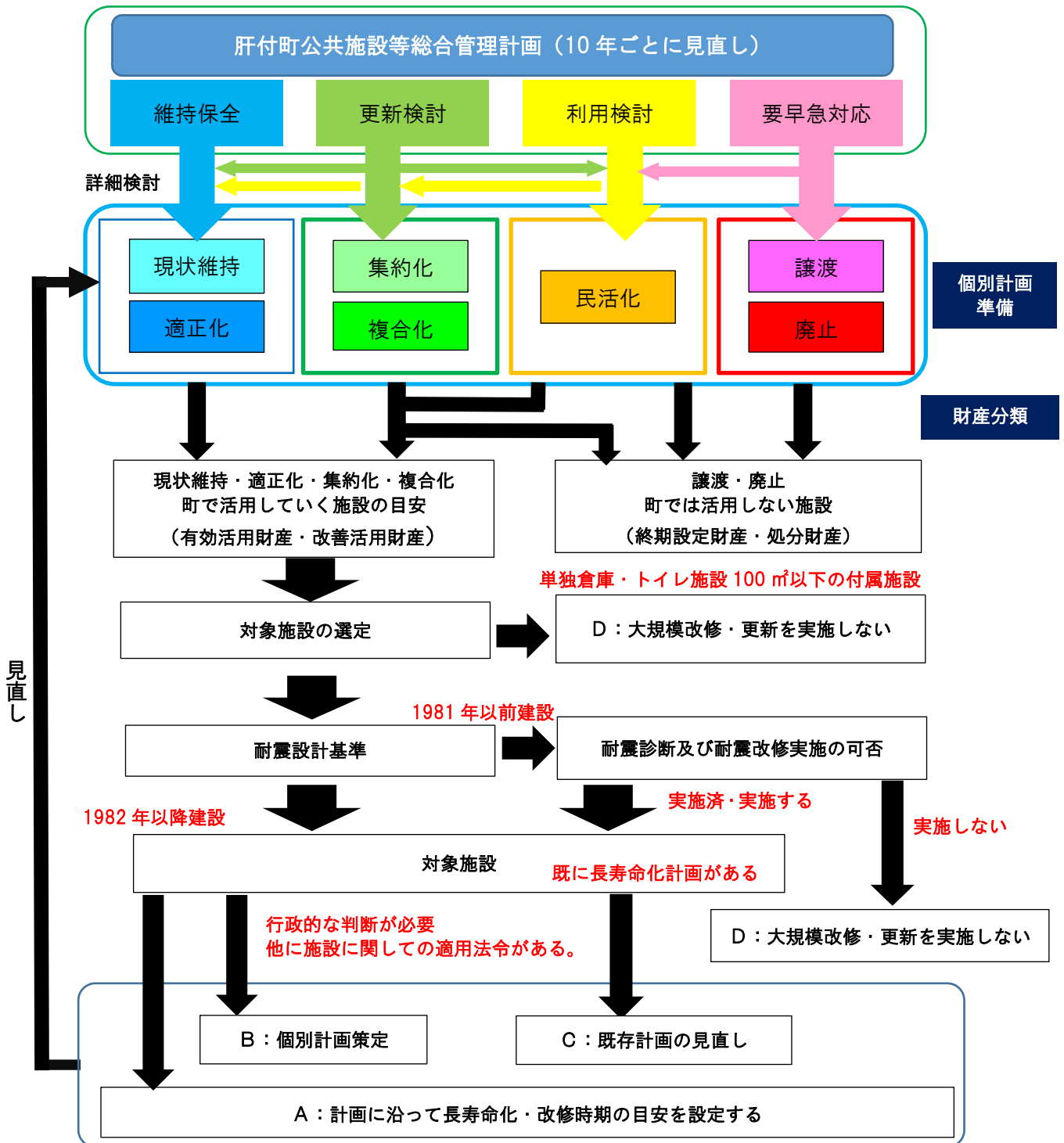


図 個別計画整備方針フロー

(1) 詳細検討（個別計画の準備）

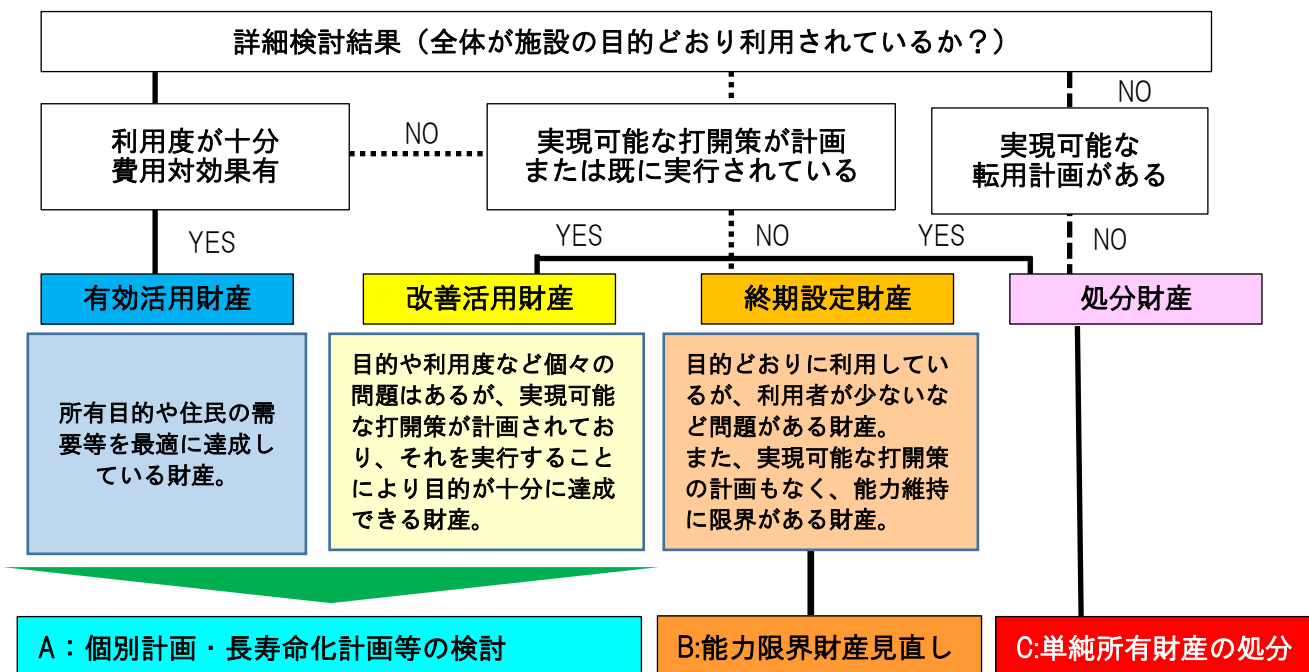
個別計画策定にあたっては基本方針を踏まえ、以下の評価区分を設定する。この評価区分に基づき詳細検討を行い、個別計画等策定対象施設を抽出する。

表 公共施設方針

簡易評価区分	詳細区分	対象となる施設
維持保全 更新検討 利用検討	現状維持	現有施設を利用し、適切な時期に維持更新を行う施設
	適正化	需要と供給規模が対応する施設の中で将来の需要の増加が見込まれ、更新時に規模拡大を行うことが求められる施設、または将来の需要の減少が見込まれ、更新時に規模縮小を行うことが可能な施設
更新検討 利用検討 要早急検討	複合化	提供しているサービス・機能を機能が異なる他施設内、もしくは他敷地内に集約しても現状のサービス水準が低下しないか、もしくは向上が見込まれる施設
	集約化	類似した複数施設を1箇所に集約しても現状のサービス水準が低下しないか、もしくは向上が見込まれる施設
	民活化	更新にあたってPFI等、民間活力の導入により民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮及び公共施設サービスの質の向上を図ることが可能な施設 民間施設のストックを活用することにより、公共施設と同等、もしくはそれ以上のサービスが提供される施設
要早急対応	廃止	建設当初の目的を終え、現在機能を停止している、もしくは停止が予定されている施設 他施設との機能の重複に伴う集約化や、機能が異なる施設への集積に伴う複合化により、必要性が失われる施設 民間施設のストック活用により、必要性が失われる施設
	譲渡	現在、地域や民間事業者が独自に運営を行っている施設 民間が運営可能と見込まれる施設

(2) 財産の分類

詳細検討後、次図による区分で財産分類を行い、公共施設の対応における分類を行う。



【A：個別計画・長寿命化計画等の検討】

所有目的や住民の需要等を最適に達成している、もしくは達成可能財産として利活用を進めるため、施設の個別計画等を策定し管理していく。

【B：能力限界財産見直し】

能力限界財産に区分された財産は、次表の通り見直し方法を判断する。

表 能力限界財産見直しの型と内容

型	内容
民間譲渡型	財産の目的を考慮した民間事業者を選定し、条件付一般競争入札による売却を原則とし、予定価格は、不動産鑑定評価額とする。
統合型	直ちに統合に関する計画を策定し実現する。統合により遊休化した施設は、施設の目的と必要性を再検討する。
縮小型	施設の使用部分を見直し、未使用の部分は、一部処分または民間等への賃貸を検討し遊休化を防ぐ。
必要性検討型	施設の目的と必要性を再検討する。

【C：単純所有財産の処分】

単純所有財産の処分に区分された施設は、施設の目的と必要性を再検討する。

表 単純財産処分の型と内容

型	内容
通常売却型	複数の購買者が見込まれるので、一般競争入札による売却を原則とする。予定価格は、不動産鑑定評価額とする。なお、建物等がある場合は、建物付売却とする。
特定売却型	購買者が限定されるため、随意契約により売却とする。予定価格は、不動産鑑定評価額とする。
建物付売却型	一般競争入札による売却を原則とする。予定価格は、不動産鑑定評価額とする。
復旧投資型	復旧することに注力する。復旧後は単純財産処分の型と内容の表に従って、型の見直しを行う。
追加投資型	費用対効果を十分検討した上で商品化し、通常売却型を参考に売却する。
中期保有型	障害解決に注力する。解決後は型の見直しを行う。

第7章 計画の推進

1. 推進体制

計画の推進にあたっては、「第4章：公共施設等の管理に関する基本的な方針」に基づき実施する。

(1) 公共施設等の管理運営の現状

公共施設等の維持管理（営繕補修を含む）や公共施設等の運営（施設サービスや活動等）については、各施設等の所管部署が個別に実施している。

また、各施設等にかかる更新、修繕、維持管理の履歴等の保全データについても、各施設等の所管部署が個別に管理をしている状況である。

(2) 庁内推進体制の整備

これまで、公共建築物の改修や維持管理、インフラ資産の長寿命化などについては、それぞれの分野で個別に取組みが進められてきた。本計画策定後の庁内推進体制としては、計画の進行管理と公共施設等にかかる更新、修繕等の年度計画の実践、管理等を一つの部署で一体的に実施していく、ハード面の事業評価が可能な専門部署の設置を検討する。その結果、専門部署の設置が難しい場合は、公共施設の更新や大規模改修等の実施にあたって、庁内横断的な意思決定や調整を図るための検討委員会等を創設し、計画を推進していく。

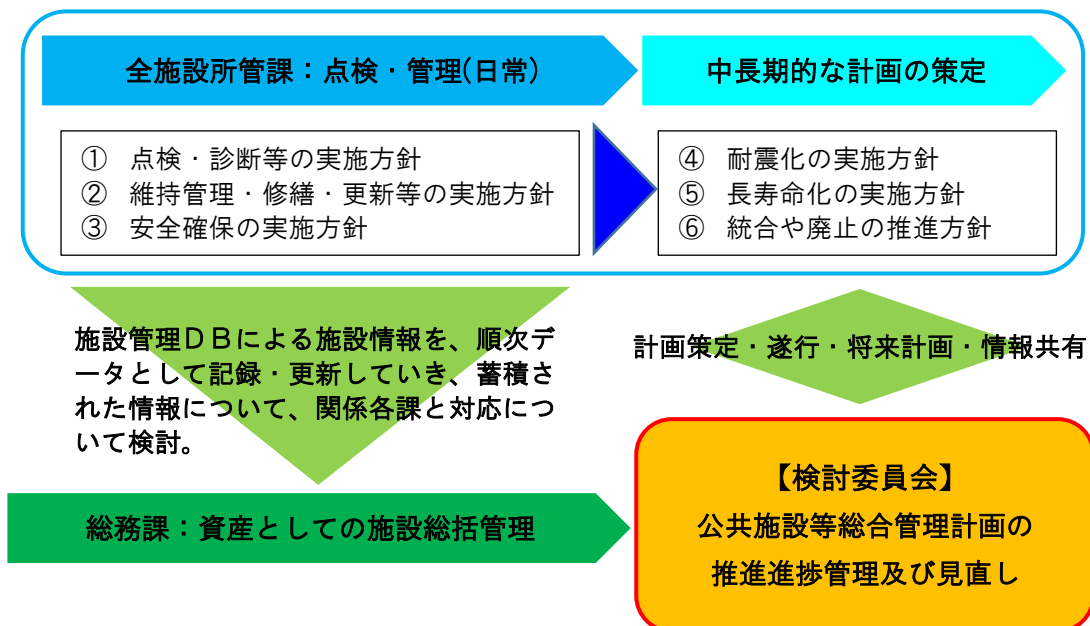


図 庁内推進体制

2. 計画の進め方

(1) フォローアップの推進

今後、本計画は、個別の施設類型ごとに策定された長寿命化計画などに基づくフォローアップを実施し、適宜の見直しと内容の充実を図っていくものとする。公共施設等総合管理計画について、見直しを実施した場合は、ホームページなどで公表し、住民への説明が必要な場合は必要に応じて説明を行う。また、今後の財政状況や社会環境の変化があった場合にも同様に計画の見直しを行うものとする。

(2) PDCA のマネジメントサイクルに基づいた推進計画の見直し

推進計画の定期的な検証と見直しにあたっては、推進計画の策定 (Plan)、アセットマネジメントの取組みの実施 (Do)、実施結果の検証 (Check)、推進計画の見直し (Action) といった、PDCA のマネジメントサイクルに基づいて実施し、次期計画期間に更新時期を迎える公共施設の複合化等についてもあわせて検討を行う。実施結果の検証では、推進計画の進捗状況の評価や施設老朽化度の判定等、取組みにより目標とする成果が現れているかといった視点での検証を行う。

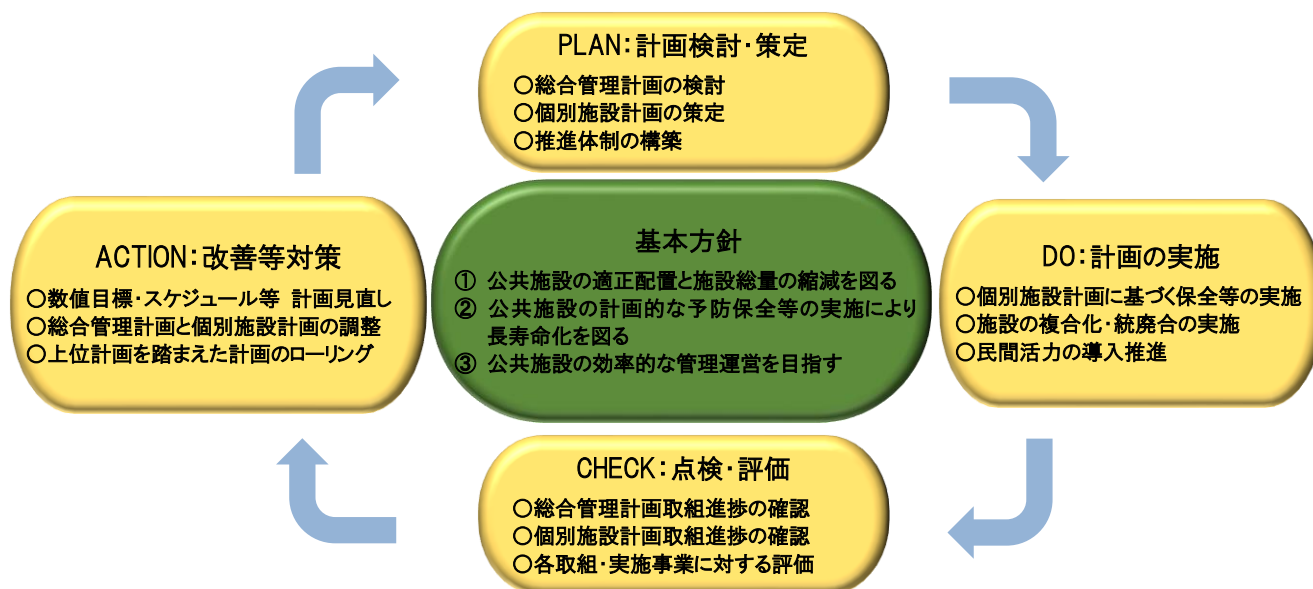


図 推進に向けた体制及びPDCAサイクル